

別段新聞

第一着ニ事ヲ起すものあれば、人皆之に効ひ、其發起人を尊敬し、随ては外国の貿易を妨る日本貴族の旧習たる閉鎖の悪弊を一掃すること容易なるへし、○大名の国は各々立君特載の制度にて、其大名の支配する処ニあらざれば自から日本人と交易を為すへからず、又畜ニ大名のミならず、其国の商人にて外国人と交易せんと欲すると雖とも、是亦自由ならず、○余輩の見込ニ而は、此度の尋問は甚だ大切なるコトにて、従来不列顛の「ミニストル」ガ日本国ニ行たる未曾有の名策と云ふへし、○人の説には仏蘭西人が大君江専売の利を得せしめたりと云へとも余輩の聞く所にては、此利も此初のことなり、余思ふに仏人も大なる心得違なり、仏人が貿易の權を執り、之を専らニせんと欲すれとも、其終ニ至て之を譬へは、黄金の卵を生む鷹を殺せしが如くなるへし、○大君は十五ヶ月以前、首府を出立したれとも、其帰るときには出立のときと同様なる有様にあらすして、同様なる權威な

きこと必せり、大君は卑怯にして時日を延ばし、止を得ずして長州と戦争ニ及びたるに、敵は然らず、去ルニ二年の間ニ力ヲ尽して不虞ニ備へ、其武器も江戸の君に比すれば更ニ利なり、但し長州は不正なる役人貿易の筋より武器を買はずして、正しき商人の手より之を得たり、且長州は自国ニ居て軍備軍用の本ニ近く、敵の動靜を精密ニ承知するの便あるか故に、其利極めて多し、○両三度に戦の外ハ、大君の兵諸方にて敗走したること疑なし、今日下ノ関より慥なる便を聞くに、長州は大君方なる小倉侯を侵し、其兵を小倉ニ上陸せしめて、二三ヶ所を攻取たりと、○「コンホート」「フェイルム」船当港を出帆して、事件を見物する為メ、下ノ関に赴きたり、大君の諸將長州の領分を攻て、全く敗走したるは世人の知ル所なるへし、○余輩世評を聞くに、御門及び其議事官は外国と新に条約を取結ばんとて心配せる由なり、日本の南方ニ於ては、在来之条約を重んずる者なく、此条約は江戸の人なる一諸侯の約束書なりと云へし、○ジャツハン新聞紙の名タイムの中ニ、大君一人と条約を結ぶの代に、御

門及び諸大名と新ニ結約せんとの説を称誉せりケ条あり、此ケ条は既ニ翻訳を経て、高貴の人の間ニ流布して、其人ニも大ニ此説を喜へるは世人の知ル所なるへし、

右はこゝに記載する本旨にあらず、乃チ今こゝには鹿児島尋問の次第を略記して世に布告すへし、

二十四日、「プリンセスロイヤル」・「セルペント」

共ニ、長崎を出帆し、其翌日「バルリパルクス」其婦人船名

と共に「サラシス」船ニ乗て同出帆せり、○二十六日午後鹿児島を去ルコト八九里の所ニ投錨し、午後第二時蒸氣を焚き、船行の列を正しくして、台場近く進ミ入り、

錨を投すると同時に、陸上の台場の英の国旗を引揚げ、

十五発の祝炮を為せり、「サリンセスロイヤル」ニテモ即

時ニ之応炮せり、暫して、我方ニ而も日本の国旗を揚て

十九発祝炮せしに、薩摩侯より一発毎に之に応炮せり、

斯く互ニ祝炮を發して後、薩侯の家老船ニ尋問し、初日

の事はこれにて終れり、○午後シルハルリパルクス并ニ

水師提督、諸士官と共に上陸し、薩摩侯の家来大勢にて

之を驚衛して市中を巡行せしに、其様子他の日本の都府

とは更ニ相異なり、其一ケ条を言へば、江戸の市中にて

外国人を見れば往来の人皆苦々敷顔色を為し、或ハ大声を發して粗暴なる挙動を示すのミなるに、鹿児島ニ而は

然らず、市中の人余輩ニ逢へば笑を含ミ、懇親ニ挨拶を為し、談話甚愉快なり、○途中ニ於て休息し、チャンパ

ン杯を飲ミ、日暮船に帰りたり、本日は遠路を徘徊して稍ヤ臥草たれとも、初て南方一大諸侯の首府ニ至り、愉快を尽したり、○船ニ帰りし処、留主中薩侯ヨリ使者を

遣して、英船滞留の間ニ、同国の士官十五人若しくは三十人計饗応いたし度、就而は、明朝薩侯躬からミニスト

ル并ニ水師提督を為尋問船ニ来り、其帰りニ同道すへき

趣を述べたり、薩摩侯の位を以て考れば、此一事は其礼

敬を示す証と云ふへし、大君か傲慢の挙動ニ比すれば、

同日の論ニあらず、且大君は其身体も其精心も南方の君

と相反して之ニ及はすること遠し、翌日第十二時之頃、

薩摩侯小船ニ乗て「プリンセスロイヤル」ニ来りしニ付、

我船ニ而は帆船ニ水夫を登らせ、番兵を列らね、音楽を

奏し、祝炮の終るまで侯は船の舳の方ニ而待合せり、侯

の様子を見るに、身体長大骨格強壯にして、自ら君將の威風を備へり、其顔色純粹の日本人ニ而、眼目長して斜なり、嘗て日本人の凶画ニ見たると異なるなし、島津三郎は人の云る如く侯の叔父にはあらずして、実は其父なり、此人は薩侯ヨリも身体短くして肥大、其挙動は薩侯の如く威儀正しからざれとも、勇武にして君主の風あり、蓋し三郎は日本国中にて最も才略ある政事家の一人と云へる人物なり、

船の祝炮終り、薩侯微笑して台場之方ニ向ひしニ、此時台場ヨリ烈しく応炮し、其発法甚整正なり、斯く双方の祝炮終り、侯は下て水師提督の部屋ニ入り、替(替)くして我士宦十七人と共ニ上陸せり、

余輩上陸して海湾面する侯の夏宮に至り、此所の海岸には銅製の十ポンド・十二ポンド炮を備へり、「ハルリパルクス」上陸するとき二十五発祝炮せしに、此時は青色の旗を揚ぐへき筈なるに、白の旗を揚げたるは心得違ひなり、○次で一統城内ニ入り、「ハルリパルクス」并ニ水師提督はシーボルトを召連れ、奥座敷ニ通し、島津三

郎并ニ薩侯と語話し、薩侯格別ニ其志願を述へ、既往之事は既往のこととして、後來双方の間ニ好誼懇親あらんとの趣を告げたり、

此談判之間、他の士宦は別間ニ扣へ、家老ニ而取持を為し、半時計にして談判終り、一統一ト間ニ集りて饗応あり、此饗応ニは四十五品の珍味を供へ、其調理日本の精巧を極メ、日本酒・「チャンパン」・「セリ」・「ビール」備しざる者なし、長き飯台の一方ニ英客列座し、一方ニ三郎・薩侯及ひ家老兩人席に就き、薩侯委任の大臣なる小松は飯台の上ニ端ニ座し、侯の伝役は下の端ニ座シす、○斯く飯食談笑し、楽を極めること五時計りして宴を徹せり、酒宴の間ニ音楽を奏すること一時計なり、「ハルリパルクス」主人ニ向ひ除限もなきことニ付、宴を徹して、園庭を見物せんことを請ひ、急(應)ぎ宴を罷て園ニ至りしに、山水明媚之を觀て帰ることを忘るゝ程に景色なり、此処ニ而烟を吹き、城の前ニ出てし所は、長サ二百ヤールト・巾六十ヤールト計りの訓練場ニ而、本国の兵卒訓練せり、夫より大炮の的打を見物し、日暮(暮カ)ニ及て船

ニ帰りたり、

翌日製造局ニ行きしニ、其機関常ニ異ならず、午後第四時侯の兄弟五人ニ而、歐羅巴流の料理を馳走せり、兄弟の中最も幼なる者は十歳、何れも愛すへき童子なり、此馳走ニ最も奇なるは、小豚三疋を出したることなり、午後第八時漸クニして宴を徹したり、

第三日「プリンセスロイヤル」船にて訓練発炮して、薩侯及び其五兄弟に見物せしめたり、但し三郎ハ不快ニ而出席なし、三四時の間、実弾・空弾を発し、三百ヤールト乃至千八百ヤールの距離ニあるのに当り、其有様日本人を驚かしたり、大炮の打かた終て、水師提督薩ノ客ニ饗応シ、其翌日四五百人ノ水卒ヲ上陸セシメテ訓練ヲ示サント其用意ヲ為シタレ共、訓練場狭ク、僅ニ二百五拾人ヲ容ルベキガ故ニ、乃チ其人數ヲ上陸セシメ、日暮ニ至ルマデ種々訓練シタリ、此時「ハルリハルクス」ハ「サラミス」船ニ乗テ出帆セントシ、別ヲ告ケタルニ、島津三郎ハ「ハルリバルクス」の手ヲ取テ別ヲ惜ミ、速ニ再会センコトヲ懇ニ述へ、終テ台場ヨリ十五発祝炮セ

リ、余輩終の日の業モ亦少カラス、此日ハ大ニ遊獵シ、朝第三時ヨリ、始め英ハ二十人、日本人四拾人ニテ、海湾ヨリ六里計の地ニ到リシニ、此地ハ横浜近傍の地勢似テ、樹木繁殖テ猪・猿ノ類多シ、獵犬・勢子ヲ以テ追立テ、鹿七疋・猪四疋ヲ獲タリ、○本日は家老ニ而余輩ヲ饗応シ翌日告別シテ出帆ノ時、水師提督の旗章ニ祝炮シ、「プリンセスロイヤル」ヨリ之ニ応炮セリ、薩州ヨリ送リタル贈物のコトハ今コ、ニ記サマルガ故ニ、世人之ヲ他の手筋ヨリ聞クベシ、余輩又初ニ反リテ、コ、ニ云フコトアリ、シル「バルリハルクス」ガ此度鹿兒島ニ行キシハ、甚善キ取計ナリ、「バルクス」モ此度薩摩ヲ見テハ、以前思フ所ニ案外ナルベシ、薩摩侯ハ日本国中最モ文明寛大ノ君ト云ツベシ、近来其行フ所ノ所置ハ、商人ノ為メ便利ナルモノニテ、之ヲ施行スルコト速ナレハ、日本貴族ノ手本トナルベシ、

南方の合戦

余輩ヨキ手筋ヨリ聞クニ、將軍の兵ハ再ヒ長州の為ニ破ラレタリト、將軍ノ諸將ハ敵ノ界ニ入ラント欲シテ能ハ

ス、乃チ今ハ其国界ニテ戦争シテ敵境ニ入ラントセリ、長州ハ既ニ小倉ニ攻入り、尚又安芸領ノ諸山ヲ越テ、將軍ノ屯兵ニ迫リ、大山ト云ヘル都府ニ下リテ、其所ヲ荒シタリト、但シ將軍ノ士官ヨリ聞ケハ、長州勝利ナント云ヘリ、將軍ハ或ル場所ヘ千人ノ兵ヲ送リシガ、日本ノ軍法風習ニ従ヘハ、長州ヨリモ同様ノ人数ヲ出シ、前以テ戦書ヲ送テ之ト戦ハシムベキ告ナレトモ、長州ニテハ或ル洋書ヲ読ミ、戦争ハ唯敵ヲ挫クヲ以テ趣旨トスルトノコトヲ知リテ、則チ三四千人ノ兵ヲ不意ニ出シテ千人ニ向ハシメ、之ニ勝タリ、此戦争ノ仕方ヨロシカラストテ、京師ノ官吏ニテ議論アリト云フ、

江戸ノ便ヲ聞クニ、此度御門ヨリ諸大名江長州征伐ノ令ヲ下シタリト、但シ是ハ江戸の新聞ナルガ故ニ、余輩之を疑ヘリ、嘗テ総裁職たりし越前侯、之ガ為メ京師江出テ歎願セシとなり、越前侯ハ將軍ノ親屬ニテ、常ニ將軍を助ケ、且其総裁職たりしときに、諸大名の家族を在所へ返したるとあるが故、諸大名モ之に服セリ、故に此度御門より長州征伐の令を下したることあらは、即チ越前

の力なり、然りと雖とも、諸大名此令ニ服すべき哉、甚疑ハシ、「ハルリバルタス」ガ鹿兒島より帰途、宇和島江立寄る前二日、將軍ヨリ宇和島侯江人数を指出すべしとの命ありしが、宇和島侯ハ長州の方を正理と思ひ、且此新聞紙ニモ称誉せる新条約の説ニ服し、人数を出すことを好まざれとも、將軍の命あることにて、甚当惑し、乃チ英船の来るをよき口実となし、命に答て云く、

私方港にハ、白哲^(哲)の異人充滿いたし居候義ニ付キ、様子ニ而は、中々私の人数を手放し候義出来不申、

此越^(越)ハ御門江も奏聞いたし、將軍様江申上候、

江戸よりハ兵卒兵糧を送り、軍用金の為メ、当港の人も皆其害を蒙る、諸運上を取るを以て、当所江品物の来ること少く、且大坂の町人より、百五拾万両を出さしめたりと云ふ、○日本政府より、英国の蒸気船「フジャマ」を卷ケ月二万「トルラル」の貨銀ニ而借用し、弾薬を南方ニ送り、本月二十二日当港ヲ出帆セリ、長州ニ而は右蒸気船の当港を出帆せる前より此事を承知セリ、若し此船を長州まで用ゆることあらは、不容易混雜を生すべし、

薩州機密の家来耆人合衆国江

趣きたる事、「私曰、木藤市ナルベット云々」

本月三日、「カラ・シューチン」船横浜より「サンフラ

ンシスコ」に向て出帆するとき、薩州の家来耆人此船ニ

乗て、合衆国江趣きたり、此家来は元と江戸詰の家老ニ

而、薩侯機密の臣なり、某乗船のとキ秘密したる所以ハ

先般日本人を勝手ニ外国江出との布告書あれとも、其実

ハ然らざる故なり、先日亜米利加「コンシユル」の妻、

日本の小使を連れて帰国するときも「コンシユル」は多

少の手数を費して漸く其免許を得たり、又英国の商人が

日本の小使を連れ帰らんとせしときは、日本政府ニ而い

まだ印鑑出来ざる旨を口実として之を拒ミたり、総して

御老中の約束にて、信実なはきこと此一事ニ而明ケたり、

○此度薩州の家来ハ亜米利加・欧羅巴ニ而二ヶ年も逗留

する精魂なり、薩州よりハ別四人亜米利加江行人者あれば

此度当所より出帆セし者「ニューヨーク」ニ而右四人之

者と面会すへし私曰、種湯吉等ノ士、ナルヲウタゴフ

「ジャッパンタイム」別段新聞千八百六十六年

第八月十四日出帆

昨日午後第一時、英船「サラミス」及び「プリンセスロ

イヤル」入津し、「シルハルリバルクス」其婦人と共ニ

帰港セリ、余輩以前ニ云へる如ク「ハルクス」は鹿児島

に行て薩摩を尋問し、懇親なる待遇を受け、薩侯并二侯

の叔父江も館に面会セリ、又「ハルクス」は他の一諸侯

をモ尋問セリ、此諸侯ハ外国人の為メ筋を謀り、同盟論

を目論見、全日本国と外国を外国の貿易に開かさんとす

るものにて、即チ伊子の宇和島侯なり、○又「ハルリパ

ルクス」は二日の間下の関江逗留し、其様子を目撃した

るに、先般より將軍の兵にて下の関を攻取たりとの評判

は皆虚説なり、戦争に互勝敗あれとも、一般に長州の勝

利なり、長州の兵ハ石州に於て、御大老の子井伊掃部頭

及び榊原に伐チ克チ、之を追て三百人を殺したり、石州

ハ長州領の北方ニあれば、長州侯ハ自国の界より伐て出

たることト見ゆ、又南方に於ては、松平隠岐守長州領に

攻入らんとして、大島を取りたれとも、長州方より之を

追出さんとして兵を送りしに、其兵のいまた至らざる前に

島を棄て遁逃したり、

薩州ハ四方五千人の人数を京師に置き、御老中も此度は薩州が將軍に対して敵意ある趣を布告したり、肥前侯の領分は薩摩侯と長州との間にあり、此人も従来外国人の為筋を謀り同盟論を助くる者ニ而、近傍の大名を結合せんとセリ、故ニ日本の南方ハ一統同盟ニ定るべし、

余輩右の事件を布告するは、大ニ満足する所なれば、諸商人も必ず之を読んで喜悅するべし、従来外国ト日本の貿易を妨ぐる専利の旧弊を廢却するに其機會遠きにあらす、

新聞紙

*Original
Signed*

(裏表紙ニアリ、朱)
丙寅七月

◇第一六六号 寅八月三日報告〔風説書〕

(表紙)

風説書 寅七月中追加

南部弥八郎

○七月十一日於大坂閣老より
(191)

討手之諸侯江

毛利興丸家来宍戸備後之介・小田村素太郎儀、御不審之筋有之、松平安芸守江御預相成居候処、此度芸州広島表ニおゐて、伯耆守全く一己之差略を以窃に帰国為致候段以之外之儀ニ付、伯耆守儀早々大坂表江御呼登、御糺問之上至当之御所置可有之積ニ付、聊無疑念諸手

是迄之通可被相心得候、

一（一〇二）

松平出羽守

先達而石州浜田江長州人侵入之処、松平右近將監并阿部主計頭先手一戦之後、於今必至防守罷在候趣、就而は其方儀兼而相達候通、陸路出張応援可有之は勿論ニ候得共、同所之儀は山陰道咽喉之土地、諸討手之兵勢ニも差響、此上長州人海路襲来水陸ニ相迫候様ニ而は弥以不容易儀ニ付、其方所持之蒸氣船早々同所海辺江相廻し、海路応援も無油断心付候様可被致候、

〇二

七月十二日大坂状

扱山陽・山陰・小倉口共戦争夫形、尤山陽口は当月朔日頃迄も少々戦争有之候趣も相聞候処、其似ニ而穴戸備後之介御差返し之一条、紀州様と伯耆守様と御取やりも有之欵、終ニは紀州様御届捨之上、諸方之御人数四月頃御引揚御帰国ニ相成候哉と風聞、昨日当り下筋より諸方右様之早打登り込候噂、山陰口は因州様江御

指揮被仰付候ニ付、安藤侯も紀州様より御引揚ニ相成候哉之風聞、芸州表は殊之外之混雜と相聞申候、尤夫丈之風聞ニ而、紀州様も弥御引返相成候哉之所は、いまた睨と不相分候へとも、何欵行違之事有之、御混雜と相聞申候、亦歩兵之内も五六百人最早帰坂いたし候哉之風聞、伯州侯御人数之内も追々戻り候様との噂、此上如何相成候事欵云々、

〇三

寅六月十八日因備両侯建言

長防御打入御手始之軍、井伊・榊原始遂ニ敗走、更ニ御勝利之御様子毛頭不承儀ニ御座候、此期ニ彼是忠諫申上候も別而奉恐入候得共、堂々たる 神州浮沈界今日ニ御座候、是迄毎々建言仕候も御採用無之、却而御疑惑之件々不少候得共、今日ニ至り候而は、仮令一家之存亡ニ係候共、
皇国之存亡ニ比候而は九牛之一毛と奉存候間、不顧万死言上仕候、

一長防御打入頻ニ建言仕候会津中将儀、寸刻も早

京都御守衛御免被 仰出、当分加賀宰相江被仰付度事、
一小笠原考岐守儀、此度芸州表ニ而之取計方、士民一同
ニ不留意之ケ条不少候間、早々被召寄、至当ニ御所置
御座候様仕度候事、

一長防一端御打入ニ相成候共、根元考岐守私意より出て、
重大之事件軽々敷取計候故其次第を被立早々諸軍御引
揚、寛大之御所置ニ相成候ハ、自然幕府之御仁徳ニ
列国并万民感服仕候は必然之儀と奉存候間、一際出格
之御思慮ニ被為渡御所置無之候而は、乍恐徳川之御家
も最早今日ニ迫り候儀、外藩各割拠之意有之、仮令如
何程御下令御座候共、兵士差出候儀は無之情実、明鏡
を照し如見奉存候、私共数年之蒙大恩候身分、此低傍
観仕候も背本意候間申上候、其他愚存之趣は……不分明家来
荒尾但馬・伊木長門差出候間、御不審之件々御糺問被
下度、以万死此段及言上候、誠恐誠恐頓首々々、

六月十八日

松平因幡守

松平備前守

○四

軍目付長谷川久三郎より芸州表出役岡部三右衛門・

大平鈺次郎江注進状

去ル十六日御注進申上候後、追々長防人口々間道より
諸方江多人數出張、津和野表四方より相困候ニ付、防
戦も可仕処、何分少人数、其上後詰も無之、難相防旨
隠岐守家来申出候ニ付、城下相通不申候様、野坂口江
隠岐守人数屯集罷在候処、長州より軍目付江大膳父子
是非応接致度旨、隠岐守家来江度々申込候へとも、名
義相違之儀故、隠岐守家来種々舌戦罷在候内、前文之
次第取次不申候得は、即刻諸口より一統及妨勳候旨申
張、左候而は隠岐守始士民ニ至迄一時ニ滅亡ニも可相
成候間、無拠昨廿五日拙者江申聞候ニ付、伺之上ニ而
取計可申旨相答候所、実以切迫、只今ニも打入候形勢
相成、然上は隠岐守はしめ防戦可仕は勿論之処、右様
相成候而は尽力之甲斐も無之、眼前当領敵国江相渡候
而は、不忠は勿論、一般之悲歎難堪場合故、一旦之恥
辱相忍後詰も有之候ハ、其節後忠相尽可申、殊ニ多
命ニも相拘候事故、無拠談合之上明廿七日防州山口江

為応接罷越候儀は御役外之儀ニ付深奉恐入候、此段不
取敢申上候、以上、

六月廿六日

長谷川久三郎

〇五

於芸州総督江歎願書

去ル十五日之夜、領内黒谷村之内土床と申間道より長
州人多人数入込候処、城下至近之境界野坂口始何れの
口より押出候も難計ニ付、城下専務と守衛仕、其御不
取敢御届申上候通ニ御座候、且其後四方取囲まれ、既
ニ浜田領内戦争之節も出勢等得不仕、剩応援之道も相
絶孤城独立之形勢ニ立至り、如何共致方無之、兼而被
仰付置候ニノ見役前も行届兼候次第ニ御座候、尚亦兼
而申上候通、長防領界二十里有之候付、手当向も夫々
行届兼、城下守衛之儀すら如何と痛心罷在候、仍而は
石州口ニノ見之儀、御請仕居候而も、所詮其甲斐無御
座候間、何卒前条御推察被成下、右二ノ見御免被仰付、
城邑守衛専務仕度奉存候、甚以恐入候儀ニは御座候得
共、此段奉歎願候、以上、

六月廿六日

亀井暲岐守

〇六

日本新聞外編卷十三

原本慶応二年六月三日開版日本雜報抄出

爰に奥地利と普魯土との平穩ならざる事件の由来は、
衆人の普くする所なれハ爰に贅せず、只此事ニ付て一
議論あり、此兩國の間に戦争起る時は以太利も必危し、
其時に方りて仏国もし兵を起さは、只以太利を援るの
ミならず、必ず之を名として自己の利を図るへし、魯
西亜帝は奥地利に荷担する由なれとも、其心中如何な
るや、いまた分明ならず、之に因て、吾窃におもへら
く、奥・普・仏・以四ヶ国の大戦争起らんには、今よ
り五十年前に定りたる歐羅巴諸国の版図一変すへし、
其機会に至らば英国も亦袖手傍観を得ず、必ず兵を起
すにいたるへし、畢竟今後的一条、治乱勝敗共に仏帝
の方寸に在り、然れともオーキセル（仏の約内府にある地名）に於て仏
帝の述たる語を以て判すれば、帝は平安の計をなさ
ること分明なり、

○レーフ、グレンモルフ人名著述東国新話より抄出す

第一世ナポレオン帝、最終の敗績以来三十年間欧羅巴諸国泰平無事に属し、交易繁昌百工製造等の事日新月异にして、軍艦兵器等は殆ど無用の物とおもひしに、仏国今帝即位以来、不図魯国の兵端をひらき、統て以太利の戦争あり、是より諸国の制度一変し、要害の海口には軍艦を繋ぎ、形勝の地にハ城砦を築き、兵卒を屯成して互に威を覩し、以て外侮を禦く、他邦既に此のことくなれハ、我英国も之に倣ひ、年々大約二百五十万ストリングの金を費して兵勢を張り、以て一旦不慮の用に備ふ、こゝに仏・奥・以三ヶ国、兵卒の定額殆ど二百万に下らず、就中仏の軍艦数も我英国に比して殆ど相伯仲す、亦方今英の定額は版図の広大なるを以て論ずれば多しと言難けれども、之を太平の世に比すれハ甚居多なりとす、当今欧羅巴諸国互に自己の強大のミをはかり、就中、普魯士のときは私心最甚しく、国君も宰相も皆諸国の悪む処なり、奥地利も亦

鄙劣なる情よりして、驢馬アホウマを侵すに与し、加之国中に苛政を施せり、古人の詩に

双蛇鬪途 行人中毒

といえるは此兩國の謂なり、希くは衆人其毒をさけ之に触れざらん事を、

雑報

一 近日英国の便に、奥人はホルステインを明渡し、普兵之に入たりと云、

一 亜国合衆部に於て、ノルホルク裁聴の官吏某、ダビス南方ノを論して謀叛の罪に当へしといえり、
偽統領

一 日本に於て、比利時の条約は二兩日中に済むべき由なり、

一 去る五月廿二日、以太利のフレガット船号マゼンタ入津せり、船将は以太利王、以馬努利人名の命を奉して、日本と条約を結はんか為に来れるなり、

○七 日本新聞第四十七号

西曆一千八百六十六年八月四日
我慶応二年寅六月廿四日

横浜開版

此一週間に於て緊要なる報告は、甲必丹キルキンソンの司れる蒸氣軍船シンガポールの到着なり、是は去月廿八日我六月十七日朝第九時ニ上海を出帆し、四日間快航し、今月一日我六月廿一日第十一時前に当港に到着す、

一 此船の報告ハ最緊要の事件にして、即ち澳地利、普魯士戦争の一件なり、

一 第六月十二日我四月廿九日普魯士、以太利の兩國より澳地利およびハノーフルに對し交戦を明告す、同十八日我五月六日フランクホルトの前に於て始めて兵を交へ、澳

國及び其与國の兵は敗北し、普兵大に勝利を得たり、

按るに、日耳曼部内フランクホルトとなつくる地二ヶ所あり、一はマイン河畔に在り、各國公使集會の地なり、一はオテル河畔即ち白壺ベルリン普の都府の東南にあり、爰にいふ処のものはベルリン東南の地なり

一 電機情報に云、普國は日耳曼會盟を辞すと、又云、フランクホルトの前に於て達摩斯達ダモスのレジメント隊甚苦戦して敗走すと、之に依て考ふるに、其敗られたるは日耳曼列國の兵にして、澳兵にはあらざるへし、

○同廿五日我五月十三日、澳と以とへロナの前に於て決戦し、

此時以兵大敗して死傷頗る多し、次日澳兵以人のにくるを遂て、シンシオ河を越へ、ポー河に至る、後四日を経て以兵また支ふること能はず、ポー河の堡壘をすて走り、自國固守の計をなし、各処の屯兵を撤して総て一処に引揚たり、○廿六日我五月十四日、澳・普ニウスタットリンビュルクの地名の傍に戦ふ、普兵敗績す、澳兵進んでシンシヤを略せんとす、是におゐて一の便宜あり、歐羅巴中にてカウンツ名ビスマルク人名の所置を悪まざる者なし、随て普國元來人愛を失へる故に、此度ニウスタットに於て澳の勝利は人の多く之を喜ぶ所也、

○以太利の敗軍をきゝて、此新立王国の不幸を憐み憤激切齒する者あれとも、又こゝろある人は、かれみつから力をかへりみすして澳のときき大有力の國と無謀の兵端を開きしことの愚なるを笑へり、今考ふるに、仏は今度の戦争に必ず關係すへからざる理也、是れ普國いまたレイン河の左畔の地を彼に与へされハなり、もし仏國普を助くるにいたらば、魯國は曾て為せしこ

とく、又昔日連衡の好ミを以て澳を助るなるへし、是勢のおのつから然らしむる所なり、嗚呼以太利、仏の力に拠らずして方今のことき戦を為し、終にいか成目算あるや、幸に我等は此度の戦争に關係せず、我英國ハ東方^{亞細亞}の威權を握り、歐羅巴大陵^(陸)の事勢に至りてはすて、願ミさることの多し、我女王維多利亞^{ヒクトリア}の代は國威を東方に顯ハし、漸々に歐羅巴の關係を減省す、是後來史籍にのせて明白なるへし、故に爾來我政府と歐羅巴各国との交戦は、英仏兩雄猜忌の心より起れるに非れハ、必印度地方交通の事件より發するなるへし、土耳其^{トルコ}及埃及^{エジプト}の我為に要緊なる事は、豈歐羅巴地方の比ならんや、

一却説く、歐羅巴洲は大英雄ナポレオン帝の休戦以來一統靜謐に歸し、青天に一片の戦雲揺曳する事なかりしに、今俄に一陣の凶風雨起て、此度以・普兵を合して澳を伐つ、依之仏蘭西・土耳其・魯西亞はおのく皆を裂て其危急切迫を看守せり、我英國に於ては以太利の為に憤激するもの多しといえとも、他の二国^{普澳}の為

に感動せらるゝものはこれなし、一千八百六十四年ガリハルヂの英國の來りし時、國人挙て彼を迎へ盛に祝聲を發したり、之に依て英人等以太利の獨立を歡ぶのこゝろを察するに足れり、茲に貪利の二強國に適當する古諺あり、二賊相争へは正人之を欣ふと云へり、実に夫れしからずや、譬へハ澳のヘネチャをうしのふや、普のスレスウィク或はシンジャを失ふや、英人の心地自ら平にして、更に之に關係せず、

一仏・魯の二國ハ多分局外を守るなるへし、英も亦然り、土耳其は澳に合せんとす、曾て其密約を結ひし由を聞けり、オメル、パサ現今ダノッブに在る土耳其兵を掌らんか為にすてに出立せり、我等按するに、此度の戦争結局は澳の勝利なるへし、

○

長崎の信報に云く、英國ミニストル、ハルリー、パークスは鹿兒島にゆきて薩侯を訪はんか為に只今当港^{長崎}を發せんとす、ミニストル此港に到着の後、南方の大諸侯^{薩州}即ちより弊邑を訪ひ給はるへしとの招待を得たり、

是人のしる処なり、又先頃バルクスの江戸に在りし日、薩侯の邸を訪ひ、其後薩の家老英国ミニストル館に來りて、其來訪の忝きを謝し、且我太守をも訪ひ給ハるへしと懇懃に乞ひし事あり、是また看官の既に知る所也、○ミニストル又長州へ往くへき由風聞あり、

○扱ミニストルはプリンセス・ロエール及びアルキュス号なる二隻の蒸氣軍艦を率きて鹿兒島にいたるへき由なり、此事件平常の時ならばさのミ怪しむにたらされとも、方今の時勢に於て深慮の人は必大事件と考ふへき也、われ等思ふに、仮令將軍家より此薩州行を止めらるゝとも、元來條約第二ヶ條公使受任の章に、公使は故障なく日本全国を旅行する事をゆるすとあり、此文面に基きて論ずれば、何れの諸侯にても、現今江戸政府と兵を交ゆる者にあらされハ、之を訪ふとも妨なかるへし、亦其懇信なる大名に敵對する者あらハ、機に臨て応援するも亦可ならん、條約書に日本帝國と書きたる詞は將軍の領し給ふ諸州のミに充てゝ用ふるを適當とすへし、故に我等此度英国ミニストルの旅行

を賀するに無窮の歡を以てす、

○八 日本新聞外編卷十五

丙寅七月九日開版 日本雜報二百三十四号抄出

英国欽差鹿兒島及び宇和島を訪ふの記事

西曆一千八百六十六年七月廿七日、即ち日本六月十六日、日光晴明海波平にして掌のことし、此時に方りて英国蒸氣軍艦プリンセス・ロエール、セルヘント及びサラミス通計三隻、薩の鹿兒島港に入る、是より先薩摩の太守松平修理大夫其使臣を長崎におくりて英国欽差を迎ふ、

一 上件三隻の船港に入りて碇を下さんとする時は、恰も午後第一時の頃なり、

一 英船碇を下すやいなや、城市に近き一個の炮台にて祝炮を放つ事十五声、其点放頗る緩慢にして時刻を費すといへとも、次序整頓にして其練熟を知るにたれり、プリンセス・ロエール即ち炮を発して之に答ふ、

一 サラミス船に乗込たるはハルリーバルクス、ラーデー

パルクス、学士イルリス、甲比丹エプリン等也、プリ
ンセス・ロエール船に乗たるはシーボルト、ロウドル、
ゴローフル、日本通詞堀某等にして、尚亦薩摩の第一
の家老及び若干名の役人も之に乗れり、此輩上陸せし
かは、即ち復た祝炮を発すること二十一声、是日本國
旗を祭るの意を表せるなり、即時に陸に於ても答礼の
炮を放てり、

一此日は太守を訪ふ事なしといえども、上陸すへき由の
案内に依て、午後第四時の頃、欽差パルクス及び水師
提督キング其他諸官員相伴ひて上陸し、市井を遊歩す、
是に於て数千の日本人、過半はいまだ嘗て外国人を目
撃せざる者なるへし、路の左右に群集して観る者堵の
如し、役人等類に之を制して、其中間を通行し、遊覽
すてに周ねきの後、一個の寺院にいたる、此処に於て
樹果・シャンパン酒・餅・麦酒等饗応せらる、

一翌廿八日、即ち日本六月十七日、薩州の太守小舟に乗
してプリンセス・ロエール船を訪ふ、水師提督命して
祝炮十九発を放たしむ、此時は別の事件なく、只欽差

及び提督の無異を賀するか為に来れるのミ、偕太守の
伴ひ来りしは薩州の重臣新納并堀なり、此兩人は嘗て
英國にゆき、且歐羅巴諸邦の都府をも周遊せしもの
也、

一午後欽差及び水師提督、諸官員を率ひて上陸し、太守
の來訪を謝す、是におゐて晚餐の饗応あり、其料理凡
四十品の穀菜ありて、三鞭酒・日本酒・麦酒等を具ふ、
頗る鄭重なり、其時刻殆と五小時を費す、陸の炮台に
於て、午より晚にいたる迄大炮を演習す、点放の式頗
る熟せり、

一西曆七月三十日、即ち日本六月十九日、太守其兄弟五
人とともに船中に来りて演放を見る、是に依て我英國
の海軍炮隊の兵士百斤炮を以て柘榴弾をはなつ、此弾
八百ヤルド我四の百間の距離に達して迸裂す、之に統て此炮
を以て更に二回点放し、他の炮も亦二弾を放つ、何れ
も適応の距離に落ちて破裂迸飛す、其後太守は普く船
中を周覽し、兵器及び諸機関の装置を觀て感賞糾なら
す、

一三十一日、即ち日本六月廿日の暁大雷雨、霧後氣候甚清涼なり、午後第四時、英国海軍輕歩隊の甲必丹サン・ドルス兵卒百五十人を引率し、野戦炮二位を挽かしめて太守の居城に近き海岸の一隅より上陸す、兼て用意したりと見えて、道路の洒掃極めて清潔にして、太守と欽差との為に清楚なる仮屋を設け、故老公松平薩摩守の肖像を置く、眉目宛然生るか如し、是蓋し今の太守の父にして、薩摩の前太守即ち世にする処の人なり、欽差ハルリー及ひラーヂーバルクス程なく上陸し、是に於て大砲の運転兵卒の動作をしめす、太守は殊に砲の運用輕便なるを感賞せり、翌日は太守の園庭に遊ぶ、其園甚た広からすと雖も風景清幽愛すへし、園に連りて鑄砲場あり、此場は西洋の式に抛らすして、日本人の意匠を以て大砲実弾及虚弾を鑄る、且蒸氣装置ありて砲孔を鑽開す、次に玻璃製作廠を觀る、其式頗る完備せり、斯て欽差等は太守に別を告げ、サラミス船に乗し、八月二日、即ち日本六月廿二日午後フリンセス・ロエール船と共に鹿兒島港を發す、出帆の時祝炮を發

する事十五声、是におゐて欽差及び水師提督共に遠江守を訪はんと欲す、遠江守は居城宇和島に在る大名なり、曾て使節を以て欽差を招待せり、宇和島は従来の地図に誤りてグガマと記せる処なり、

一此行船路恙なく、八月四日、即ち日本六月廿四日午後第五時、宇和島の港に入津し碇を下す、暫くありて太守伊達遠江守の臣若干名来りて着船を賀す、

一翌日太守みづから船中に来る、其兄二人を伴ふ、重臣を伴ふ事なし、只從者六名あるのみ、爰に看官に告ぐへき事あり、此太守二兄の内一人は嘗て宇和島の太守たりし有名の大名なり、先年幕府の意にもとれることありて退隱を命せられ、國を其弟に譲りし也、扱此三人の尊客は、船中を遊覽し談話すること七小時の間にして本城に帰れり、最も驚くへきは、太守兄弟博學にして、唯其本国のミならず能く他邦の語に通ず、船中ワートルローの戦図有りしに、一見して之を曉解せり、以て其他を推知すへし、

一同月七日、日本六月廿七日、日本貴族の女伴三十人許

来りて舶を観る、午後第四時海軍兵士を率ひて上陸し、操練の動作を観覧す、彼大名も亦其兵を出して操練せしむ、パヨネットの使用は稍薩摩にしかすといえとも、能く我英国の演式に遵守せり、

一 欽差及び提督を饗するの飲饌頗る鄭重なり、而して悉く日本の式に依る、宴に侍する者幾員の女公子及び其家眷の婦女杯盤を掌れり、宴酣なる時一老侯を擁出して欽差に面会せしむ、此老侯は前太守の父にして、年齢已に七十五歳、一女子刀を捧げて後に侍す、小時にして老侯席を辞して入る、此日饗応の盛なるや、燭を乗て夜を照し、絲竹歌舞を以て欽差を饗す、欽差の舶に帰るに方りて、灯を把る者兩行に列し直ちに城より海岸に達す、恰も二道の火光を以て路をてらすに似たり、斯て送迎応接礼を尽し、第八月十一日、即ち日本七月二日宇和島を発して横浜に帰る、

右於開成所翻訳、

○九

長州より紀州先鋒江差出候書翰

(九の一)

紀伊侯先鋒閣下に白す、先般幕府御問罪之師四境ニ差向られ候ニ付而は、弊藩士民一統不奉得其旨、如何之御様子ニ候哉と伺度、隣境借地推参仕候処、不図も井伊・榊原二侯御陣払ニ相成、愈疑惑罷在候ニ付、再度大野御屯所近辺迄不憚敵威罷出候次第ニ御座候、然処此度松平伯耆守様御寛大之御所置を以、是迄御拘留相成居候宍戸備後之介御指返し被為成候ニ付而は、国情巨細御了解之御事と相考、最早改而平穩之御沙汰可有之哉と奉渴望候所、道路之風説先夜以来御襲来之御様子承之、不堪恐怖、素より下情鬱塞匹夫匹婦も不獲其所よりして、今日之形勢ニ立至り候得共、前断伯耆守様万端御聞取被為在候上、又は 皇国之騷擾万民之塗炭を醸候而は、何欽私闘之姿ニ相渡、上は奉対明天子賢將軍恐縮之至ニ奉存候、別而願くは、従来御柱石之御任を以時節御遭遇之御場合被為当候御事ニ付、早々平常之御沙汰被仰出候様、御尽力之程奉懇願候、

七月二日

長防士民中

(九の2)

右紀州軍中の小僕幾太郎、六月十九日大野村戰爭ニ長州江捕ハレ、七月二日七時頃罷帰候節相渡、使節を以相獻度候得共、御敵備難相犯故乍太義相届呉候様懇ニ命し、小卒を以玖波迄送越候由、

一〇〇 紀州卿前鉾惣督辞表一件

(一〇〇の1)

私儀、不肖之身を以忝く御先手惣督之命を蒙り、実ニ負乘其任ニ不堪儀ニ候得共、方今切迫之御時勢乍相弁只々退讓のミ仕候も奉恐入、再応御辞退之上、愚陋を不顧今日迄奉命仕候義ニ候得共、元来若輩之私、衆望ニ不相副、惣督之任有名無実、軍之進退并敵之重凶を放遣等、別紙之通大事件ニ付而も往々預聞不致儀多分有之、諸藩進勢之兵士江対し何共無面目次第ニ至候も、
全く

公辺御趣意を不奉弁、一己之鄙見を以叩々重任を犯し居候故之儀と深悔悟仕、此上羞恥を忍ひ強而勉強仕候共、此分ニ而は往々罪を重可申と深く奉恐怖候ニ付、

何卒惣督之職は今日より御免被成下候様仕度、其上ニ

而如何様とも努力可仕と奉存候、此段何分御許容被成下候様伏而奉懇願候、以上、

七月

(一〇〇の2)

一別紙之通大坂表江被相願候ニ付而は、今日より芸・石両道共、紀伊殿指揮不被致候間、伯耆守殿ニ而宜指揮等有之候様被存候、此段可申達旨被申付候事、

七月五日

(一〇〇の3)

一書面之通公辺江御達被遊候間、御役人向江申合、且芸・石両道討手、諸藩江為心得候儀、早々宜被取計候事、

(一〇〇の4)

一前文之儀ニ付七月十二日記伊殿家老呼出達御書面を以被仰立之趣委細達 御聴候処、御重任御痛心之程申迄も無之処、此度伯耆守不都合之取計等有之、別而御苦慮之段深御察被思召候得共、同人儀ニ付而は已ニ申達候次第も有之、且は是迄御人数其外於教次捷

報有之候も全く御尽力故と段々

御感称被為在候儀ニ付、猶此上も御奮勵御成功相成候様厚御頼被成度と之御沙汰ニ候間、其旨可被申上候事、

〇一
一 閣老井河州より大小監察江

出羽守事、紀伊中納言殿為御差添、芸州表江被差遣候旨、去ル十七日於大坂表被仰出候、此段向々江可被達候、

七月

〇二
一 於浪華閣老より大小監察江

石州江討手之面々指揮可致旨、松平因幡守江被仰付候間、可被得其意候、

右之通御供万石以上・以下之面々江可被達候事、

七月

〇三
一 浜田侯より

長防之悪徒御誅伐、石州口之儀、自然之地勢搦手之姿

ニ相見得、諸道之攻口より御手薄ニ御座候処、諸手御人数いまた相揃不申内、不図も去ル十六日賊徒領分江乱入、翌十七日阿部主計頭様御人数并右近将監人数、於益田村戦争ニおよひ候処、終日之戦ニ人数も疲勞いたし候とは乍申、随分各苦戦、七八分之勝利を得候場合迄ニ至候得共、何分後詰之兵も無御座候ニ付、不得止事一旦敗走ニ至り、既ニ津和野様敵地ニ御陥、賊徒勝ニ乘弥跋扈之姿を顯し、嶮ニ抛り堡障を構へ、三隅辺迄賊徒屯集之趣ニ相聞、寡隙を伺ひ浜田城を襲ひ可申勢ニ相成候段、実ニ可惡之至ニ御座候、尤此度之儀は申迄も無御座候へとも、一己之私闘ニ無御座候処、右様領分中江侵入仕候儀、幕府御威光不立、随而御惣督様并御討手御列藩之御大辱無此上、実ニ遺憾憤激ニ不堪儀ニ御座候、勿論浜田城之儀は、三面は千至万苦、何れ之地ニ潜居何時突入可申も難計、又一面は数十里之海岸、何時賊艦何れ之岸江転到致も難計、右様手広之海陸守衛之一途ニ而も、少人数ニ而も、水陸よ

り城下迄迫候様相成候節は、一国之存亡は暫差置、弥幕府御威令ニも相障候儀と深く奉恐入候、尤浜田狭隘とは乍申、山陰道咽喉之土地、御討手御列之根拠ニ御座候処、万一之事御座候（願註）而は△石州路（脱漏）賊徒之巢穴未拠内、此方より水陸手広ニ押進ミ、海を防は陸より攻入、陸を防は海よりすミ、海手は江崎・須佐より萩江入、山手は敵境之諸口より山口城江攻入度事ニ御座候、然処何分兵寡ニ而は進伐を事と仕候時は守衛ニ乏敷、守衛を専ニ仕候得は遂ニ進伐之功相立不申、誠ニ以苦心憂慮此事ニ御座候、軽々敷進節は敵虚を窺ひ海岸より後を襲ひ、又は糧道を絶候半患も御座候故、不得止石州路之兵強而不進姿ニ相成候段は無拠次第御座候、然処賊徒山陰道御手薄を見定、此道より大挙遂ニ大に志を得んと謀候も難計、右様相成候而は不容易勢ニ至可申、是非共此所ニ而喰止、賊徒打払、且津和野様囲を解き進伐を計候外手段無御座候間、何卒石州地利海路御討手御手薄之段御亮察被下置、速ニ御大藩江被仰付軍艦を進め、且又公辺よりも御軍艦ニ而御人数御差向

被為在、水陸共ニ一時ニ賊徒斬戮申度志願、此事ニ御座候、何分危急之場合ニ御座候間、此後急速御出勢之御沙汰被為在候様仕度奉懇願候、此段右近將監申付越候、以上、

七月二日

—— 家来
永井鉄太郎

一四 ○ 小倉在陣肥後藩報告

寅六月払晝、長人蒸気船二艘・和戦三艘（船カ）ニ而逆寄、門司関・田之浦両湊江大箭を放ち焼立上陸、兵糧等奪取、其中互ニ争闘、蒸気船一艘被打候哉、下ノ関之方江即散、小倉御人数八十人程之死亡、長賊之死亡不分、右両港焼跡ニ長賊陣取いまに罷在、所民は何れ江欽逃散、一人も居合不申、右之両港江小倉より八十艘程之通船碇泊之処、長蒸気船門司之瀬戸江相懸り通路差留、小倉は迷惑之よし、

一 御当家よりも一番手溝江殿被差向候得共、右之戦争ニはいまた小倉着無之、尤早着之面々も有之、此分小倉之炮器を以、門・田両港之戦争応援いたし候由、

一 御当家炮器・兵糧は万里丸を以小倉江被差越候処、右
発戦之頃廻着、前文通路長賊より差留候ニ付、小倉江
(頭註) 本文通船之儀、表向は老州喝令之上通船相整候筋ニ御座候へ
は通船無之、夫故荷揚出来兼、小倉之港江蒸氣を立空
とも、内実は長人江内々説得之上無差差通候哉之旨承申候
敷罷在、御備手之面々小倉より兵糧借受、何れも粥を
食し、其内ニ小笠原老州侯より之御示命ニ而漸く通船
出来、万里丸より追々兵糧揚ケ方有之候由、是よりは
門・田両港江陣取之長賊打破之手段ニ候処、いまた何
之注進もなし、

但前文十六日に薩州之印を立蒸気船一艘彼辺乗廻
り候由、いつれ海岸之形勢等見詰たるニ而可有之、
鬩争之砌は船印無之候得共、薩州人・夷人体之者
も十人計可有之哉之風聞、

一二番手長岡監物殿出張、六月廿六日迄ニ悉く発途之筈、
薩国変心重畳懸念、今度御使番速水市之尤被差向候処
時体之事ニ付、
何欵御相談 西郷吉之助英談
家之由 応接、奇怪之返答いたし
候由、右様之次第ニ付一昨年通ニ御家より小倉江大軍
押出しは実ニ無心元と下評、上ニ而は如何之御評議欵
睨と承り不申、最早割拠よりいたし方無之、

一 小倉江諸藩より人数押出し無之、前条戦争之御飛脚参
り候途中、途中ニ而柳川御人数ニは行逢為申由、其余
出張之話無之、筑前は三百人計も押出候哉ニ相聞申候、
後略、

右より小倉新報と原本ニ御座候得共、熊本より到来
之筋ニ相見得申候、

一五 日本新聞第二百三十四号

西洋一千八百六十六年八月十八日
我慶応二年丙寅七月九日

横浜開版

前之記は不記此説は薩州多人数上京之説にして、
虚実疑ひの一条ニ付略す

大君と長州との事件

一 当時長州は一手にて大君と敵対し、長には一の応援な
し、しかれとも死を以て戦はん事を決せり、
一大君の兵ハ分れて二軍となり、大軍の方は尚大坂に在
り、小笠原侯は僅に三千人を帥ひて小倉にあり、是甚
た覚束なきと思はる、他の諸大名は決戦するに甚僅な
る人数をさし出せり、全体大君決戦を為すには大軍を
差向らるへき筈なるに、否らずして却て長州に其兵を

手配するの利を与ふる事となれり、

一 敵味方ともく、に黄金なきを以て困却すれ共、長州は其領内に在るか故に、此不弁を覚ゆる事、大君よりも少なき事当然なり、大君は其軍用掛りの役人并軍器を送るに遠路を扣へたり、先日も多勢の人足とも弾薬を運んと日々東海道を通りたり、斯る運送の入費は実に莫大なるへし、近頃内海へ軍器を送る為に、外国の蒸氣船を借用せんと頼ありしかとも、船主等之を承知せず、○全体自国の蒸氣船を以てケ様なる事に用立可然ことと思はるれとも、さし支ありとみえたり、此等の事故を以てみれば、大君は大軍をすゝめ難くして却て長州に幸を得せしむる事しるべきなり、

一 はしめ大君大坂迄進発の一举、廟算を違ひし事不幸の一事也、其時大君及御老中の所存には、大軍を帥ひて大坂迄いたらは長州自から降参すへしとおもひ、戦争を為さずして事を治んと欲し、已に期年を過ぎしかは、長州にては此因循姑息の時を好機会とし手広く用意を為し、其勢追々強大となりしに、却て大君勢は遊怠に

耽り、兵卒の勇気を養ふべき取締の人なく、長逗留より囊中空しく、是か為諸大臣へ不平を起し、或は此度対陣の根本に就て異論ある等の事に依て士氣甚た振はず、既に諸大名の内にては異論を生し、色々言訳を為して大君の命に従ハさるものあり、何れも事の機会を傍観するのミ、但し大君の一身は安穩にして、諸大名も大君の職位は其当然なりと思へとも、大君は他の二三侯を外国交易の利を与にすへき筈なりとて之を嫉むものあり、又諸大名の内、大君の長州を伐つは外国人よりすゝめられたりとおもふものあり、是折角と大成せん事を希望する和親交際の永続に妨少からず、

一 もし大君に意を決して事を行ふべき程の金子あらは、この戦争を程なく平治する事疑なし、然れとも大君方には攻伐するに種々の難事あり、長州は自領に在て死を決して防くか故に、官軍は左程の勝利なく却て寡を以て衆を攻るの姿となれり、

一 是まで双方の取合は小戦のミ、仮令大君勢ははしめ勝利少なしといへとも、其兵皆井伊・榊原の比にあらず、

一 此戦争の初まる前猶予する事久しかりしか故に、戦ひの片付も同様に長かるへし、唯余輩か希望する所は、いつれの方にて勝利を得るとも、旧来偏固の風習を一掃して、外国との交際ますます盛にひらけ日本の幸福を増すの一事而已、

英国ミニストル、ハルリパークス及び水師提督、

薩州侯及び宇和島侯を尋問せし事

千八百六十六年第七月廿七日^{實六月十七日}、英国蒸氣軍船フ

リンセロイヤルに続てセルヘント及びサラジス^(ミ)共に都

合三艘、薩州の港に馳入る、時に晴日空に輝き、水面

風波なく、海陸の好景愛すへし、昔日嘗て暴風激浪、

左右の台場より炮弹飛発せしとき、此所に来りし者数

人ありて、現に今此船中に在り、今日は我総督の旗章

に祝炮するとて其用意をなせる一個の炮台のミにて、

他所は全く静なり、此一の台場も曾て戦争の時は発炮

したりしかとも、此度ハ松平修理大夫其家来を長崎へ

遣して英人を招待し、親睦の訊問の為祝炮を發すると

は時勢の变革したる事也、

一 三艘の蒸氣船順序を正し鹿兒島へ入港して、午後第一

時おのく碇泊場を占めたり、錨を投するや否、城市

にちかき台場より十五発祝炮せり、其打方遅けれとも、

驚くへき程正敷打しか故に暫時に終り、間もなく薩摩

の大臣其他役人数名船中来り、丁寧に挨拶を述しニ

付、此大臣に此方の意を申通し、我船日本の国旗を揚

るに、二十一発祝炮したりしか、暫くありて只上陸す

る士官の守護として番兵を置んとの趣を述べたるのミ、

午後第四時、ハルリー并に水師提督、士官数人と共に

上陸し、城市を遊歩せしに、数千の日本人路傍に立て

見物せり、其間を役人喝通して人を制し、漸く市を離

れて一寺にいたり、此所にて菓子・シャンパン・麦酒

等を馳走せり、

一同月廿八日^{實六月十八日}、薩摩侯小舟に乗て我フリンセスロ

イヤル船に乘れり、水師提督之を迎ふるに、軍艦の法

を以てし、十九発祝炮せり、侯に陪従し来りし者は前

日来りし人々及び大臣根占なり、此人は嘗て堀ととも

に英国及び西洋の諸大国にゆきし人なり、

一この日午後、ミニストル及び水師提督、数多の士官と共に国主江返礼にゆき、相ともに宴食せり、此宴には各異皿盤四十種・シャンハン酒・麦酒・日本酒等を馳走し、凡五時程にして宴を撤せり、今日午後、一の台場にて的打をなしたりしか、其中り甚良し、

一同月三十日^{六月十九日}、国主并其兄弟五人、的打を見物のため船に來れり、種々の良弾を發せし内に、百ポントの破裂弾八百ヤルドの距離に在る大なる的の内側にて破裂し、其他同炮より發する処の二個の実弾及び他の炮より發せる二弾も同的に中れり、

一同月三十一日^{六月二十日}の朝大雷雨、午後第四時甲比丹サルニル、輕兵百五十人野戰炮二挺を師ひて城に近き所にて上陸せしに、此度は甚た能く掃除して国主已下の為に天幕を張る、暫くして国主兄弟、年長の人一名と共に出張せり、此人は身体小短・顔色穎敏にして凡庸ならず、即ち有名なる松平薩摩守にて当主の父なり、次てハルリーパークス等も至り、訓練をはしめ、終て種々馳走あり、第八月一日^{六月廿一日}、諸士官遊獵して多

く獲物あり、此日国主の泉水を觀しに美麗を極めり、此泉水に隣りて製鉄所あり、此日には西洋人の手を借らず日本人計りにて大砲実弾及び空彈を鑄造し、蒸氣仕掛のトルニンレース^{蘭にてハタライハンク}を使用せり、此局を過ぎて、硝子製造所にいたりて硝子器を製するを見たるに、甚巧なり、日本にて今よりのち製造物に長するの本は、この国の人に在る事明なり、当今にてすら其製作物の一二は、西洋の博覽會に出して恥かしからぬ程の手際なり、

一此遊覽の後、ハルリーパークスはサラミス船に乗て鹿兒島を辭す、此時台場より送別の祝炮を為せり、一此度薩侯および其国人より尽したる懇親は実に厚ふして、是に過くへき様なし、英人と日本人との間に好意を示し親睦を厚くするは、常々ケ様にこそ有度事也、第八月二日^{六月廿二日}、侯の弟プリンセスロイヤル船に來て其写真を取り、午後此船も鹿兒島を出帆す、此時陸にて十五発祝炮せり、是より針路を宇和島にとり、前日出帆したるサラミス船と共に遠江守を訊問する積也、

其故は此度宇和島侯より英国ミニストル号へ態々案内を為したるに依てなり、

一 フリンセスロイヤル船鹿兒島を出帆したるより迅速愉快の航海を為し宇和島に至りしに、同所にては既に水先案内の用意を為せり、宇和島の港は周囲に山ありて樹木青々、此山間に船を入れて風波を防ぐへし、其模様略長崎に似たり、其間山水媚ひ殊に山下に城市のある形は最も絶景にて人の目を悦ハしむ、

一同月四日^{六月廿四日}午後第五時碇泊し、間もなく伊達遠江守の家来数人船中に来り、翌日領主其兄と共に家来六七人を召連て来れり、此領主の兄は元領主なりしか、大君へ対して聊の事件ありしに依て其弟の下流に立ざるを得ざるなり、然れとも表向は弟の名を以て、内実の権柄を執る者は此人なり、

一 斯て侯の兄弟及び其外の人々船中に留る殆と七時計りにして、別れを惜む程に其楽を尽せり、此人々は自国の学問のミならず外国の書をも能く読ミ、ワートルローの戦の事跡抔談しけり、感すへき事なり、

一同月七日^{廿七日}朝、領主兄弟船に来れり、依而常例の祝炮を發し、次て大炮の發炮及び訓練をせり、此日貴き女中三十人程船の見物に来り、限りなく楽める様子なり、

一同日午後、軍艦の将卒上陸し、領主の前にて種々訓練をなし、其跡にて宇和島の家来凡四十人計にて訓練せるを見しに、其所作の整正なる事、感するに堪たり、一 最も楽ミなりし事は、パークス・水師提督及び諸士官に馳走したる酒宴也、此馳走の諸品は真に日本風の調理にて、宇和島侯兄弟及び多くの女中にも共に飲食せり、此席江侯の父其刀を婦人に持せて出席し、英国の医師イルリス及びトムスに其病を診定せん事を乞へり、然れとも右二医のいふには、別の病症ならず、只其年齢の然らしむる病也と、此人は当年七十五歳なるよし、一夕刻に至て管弦歌舞樂を極め、酒宴終て帰る時、多人數に挑灯を携へしめて我輩を端舟迄送りたり、一 遠江守は外国人江厚き好意を示さんと欲する事甚明なり、且其領民も亦同様の意なり、其故は、道路を通る

時に余輩へ菓物を捧ぐる等を以て其情を知るへし、

右新聞の原書は、開成所にて翻訳に相成候ものと同
し物に御座候得とも、訳者の違ひ候所より大同小異
の趣御座候ニ付、尚亦写取申候、尤開成所の方は聊
忌諱を避け、長州事件議論のときは全く捨て記し
不申、其他省約いたし候場所多く相見得申候、おの
つから双方御見合相成候へハ御理解可被為在儀ニ御
座候得共、為念奉申上候、

一六 寅七月九日閣老江届

此度上之関口討手被仰付候間、応援之心得を以急速可
致出張旨、去月廿四日板倉周防守殿より御達有之候付、
今日大坂表致出船候、此段為御届以使者申達候、以上、

七月朔日

松平讃岐守

一七 庄内侯より届

拙者附属之者共、先達而市中見廻り、先町奉行山口駿
河守組同心五島録蔵江為疵負、同人相果候ニ付、其節

罷出候付属之者并拙者家来共御吟味中之処、今日於評

定所拙者付属長田善平は押込、横田辰之助・吉川吾
作・宇佐美三郎・玉井喜之助は急度叱、青木兵作・鶴
銅栄次郎・山下福太郎は無構、拙者家来吉川多右衛門
は急度叱、菅沢八重治は押込申付候段、御勘定奉行都
筑但馬守・御目付新庄右近立会申渡、付属長田善平外
七人之者家来之者江引渡相済申候、此段御届申達候、
以上、

七月九日

酒井左衛門尉

右同日町奉行組同心二人押込、其外急度叱等之者有
之、

一八 寅七月十日閣老より達

河内守・伯耆守・縫殿頭事、外国御用取扱被仰付候間、
朝鮮国御用之儀、諸事周防守可被談候、

宗 对馬守

一九 六月廿八日於大坂

稻葉美濃守

御用筋ニ付江戸表江被差遣候間、立帰之心得を以早々
出立可致旨被仰出之、

〇二〇 寅六月於大坂相達候旨七月十日江戸ニ而達有之

金三千兩被下

松平丹波守

軍目付

松平舍人

同三千五百兩被下

内藤備後守

同

井上猪三郎

同貳千兩被下

牧野豊前守

同

三好内藏助

芸州口討手応援被仰付、急速出張候様相達候間、為心得御供万石以上・以下之面々江可被達候、

〇二一 七月十二日雲州侯より

出羽守儀、石州路討手応援被仰付候付、先手人数繰出候旨、先達而御届申上候処、先月十九日出羽守出馬仕候旨申越候、此段御届申上候、以上、

七月十二日

松平出羽守内

田口弥十郎

〇二三 水野大炊頭より届

(二二の1)

去ル三日助御用番井上河内守様江御届申上候通、大炊頭儀、芸州表江出張之紀州様御人数引纏、去月十九日同所大野村迄又々出張仕候処、同日曉七時頃、本陣西教寺裏手西之方山より右本陣を目懸大小炮打立賊兵多人数襲来候ニ付、忽及戰爭候処、朝五時頃賊兵敗走仕、且生捕・分捕并家来之者戦死手負等別紙之通御座候旨、大坂表江注進申参候段、同所家来之者より申越候、依之御届申上候、以上、

七月十二日

水野大炊頭家来

高橋 登

(二二の2)

別紙

一分捕之品略ス

生捕

長州熊毛郡

久次郎

四十九才

同断

同断

為吉

四十七才

右之通御座候、

(1113) 一 覚

一 土分戦士二人 一 土分手負六人内深手二人 浅手四人

一間牒ニ罷出生死不相知者四人内土分一人 足輕三人

一 足輕手負六人内深手二人 浅手四人 一 中間小者手負四人内深手二人 浅手二人

右之通御座候、以上、

〇 閣老松伯州公用人より類役江通達

(1113) 一

松平伯耆守

昨廿日申上置候為巡邏差出置候伯耆守人数、峠村之要路固居候而激徒之事情致探索候処、去ル十八日津田村江八百人計罷越、一昨十九日は川津原と申候処之山手ニ寄り、追々人数相すゝめ、胸壁様之所造壁(タテ)いたし候由相聞候付、彼之要害全備不致内不意ニ是より相進ミ可申と申合、昨廿日午中刻頃急帰之時刻を伺、物見之者を先ニ進め、引続味方之人数をすゝめ候処、已ニ敵

地近く及び彼之物見ニ出会候ニ付、味方物見之者馬上筒を以一発致し候処、討洩候得共、大に狼狽いたし、何れ江逃去候哉相分不申候、無程人数を三手二分、山手ニ向ひ前左右より打入及炮戦申候、其内味方之大炮利を得候事哉、敵より打出候炮声少く相成候内、右三手二分候内之二手敵之横江頭れ出打出候処、敵は追々逃去申候ニ付、兵士鎗入仕候、今一手之兵士は敵之後口江廻り逃去候跡より打出候ニ付、敵兵散乱仕候、右屯集之薬屋炮弹之為ニ候哉致焼失候、素より敵之地理を弁へ人数之多少を明ニ知候而進候儀ニは無之候ニ付、何分味方小人数之儀、若敵之別手ニ後を被絶切候儀等有之候而は及難洩候儀ニ付、打取・分捕等を廃、打捨之儀、速ニ人数引揚申候、討取人数、討死・怪我人等之儀は別紙之通御座候、此段御届申上候、以上、

六月廿一日

(1113) 二 一 六月廿日芸州川津原屯集之激徒討取伯耆守家来討死

手負左之通

討取 三拾五人

右之外大小炮ニ而討取候分相知不申、

手負左之通

鉄炮疵深手

同浅手

武器奉行

兵士

湊 孝治

岡本 亘

徒士

河野藤治

平田友藏

吉田房藏

乗船順作

同

原 民藏

楠田平治

轍手

有吉三七

小荷駄方

中村権七

徒士

松尾兵治

鉄炮疵深手

角田滝藏

右之通御座候、以上、

二四
寅七月十二日閣老江

同姓松平安芸守、芸州口一之先討手被成御免、国境・

間道・海岸・島々守衛之儀は兼而御達御座候得共一際

嚴重可相心得旨、私儀も付属討手之儀御免被成下候趣、

去ル八日伯耆守殿より御書付を以御達御座候段、安芸

守より相達得其意奉畏候、依之吉田表一際嚴重ニ取計

申度奉存候ニ付、明十五日広島表引払、吉田表江引取

申候、右は於芸州表伯耆守殿江御届仕置候得共、猶此

段申上候、以上、

六月十四日

松平近江守

二五

寅七月十九日閣老松防州より大小監察江

(二五の1)

水野出羽守事、去ル十三日於大坂表加判之列被仰付候、

此段向々江可被達候、

七月

(二五の2)

御軍艦操練所之儀、已来海軍所と相唱候様被仰付候、

右之趣向々江可被達候事、

二六 越前侯より閣老江達

(二六の1) 大蔵大輔儀、去月廿九日京都表江致到着候旨申越候、
此段御届申上候、以上、

七月廿日 松平越前守内 草尾精一郎

(二六の2) 去ル二日於大坂表稲葉美濃守様江別紙之通御聞置書指
出候処、同三日御付札を以御指図有之候旨、国許より
被申付越候、此段御届申上候、以上、

七月廿日 右 同人

(二六の3) 一大蔵大輔儀、先達而御届申上候通、去月廿五日国許発
途、一昨廿九日致上着候、直ニ御当地江罷出答ニ御座
候処、暫く御猶予相願候様申越候、此段御聞置可被下
候、以上、

七月 内 伊藤寛左衛門

(二六の4) 付札 承置候、

二七 加州侯より閣老江

加賀守於国許製作所取建申度御座候処、幸近頃横浜并
相州横須賀表江御製作所御取建御普請中之由、右御場
所地形より篤と拝見為仕、夷人江も質問も為致度御座
候間、家来佐野鼎外六人程差出申度御座候、此段御聞
濟、夫々御沙汰被下置候様仕度奉願候、以上、

七月廿日 松平加賀守内 恒川新左衛門

二八 宇和島侯より大坂閣老江

(二八の1) 長崎より異船宇和島江参候由、何等之訳ニ而参候哉難
計、兎も角も参候段確証も有之候間、渡来之節は何事
仕出義も難計、小藩之事故東西ニ人数差出候儀甚苦心
罷在候間、出兵之儀御断申上候、以上、

六月 伊達遠江守

(二八の2)

付札

書面之趣、外国人情意難計候付彼是苦慮之段一応尤之儀ニ候へとも、全薪水を請候迄之事ニ可有之候間、外国船渡来いたし候迎出兵遅緩いたし候而は不宜候間、早々出兵可被致候事、

二九

○ 参政京極四国討手之指揮一件ニ付阿州侯より申立之趣旨有之、六月十日板閣老より之付札

覚

書面之趣は無謂儀ニも無之候得共、此節柄御都合も有之、主膳正被差遣候儀ニ付、老中同様ニ相心得指揮ニ随ひ可被申候事、

三〇

○ 浜田侯届

(三〇の1)

主人松平右近将監人数一ノ手・二ノ手、領分津田村・

益田村迄差出置候処、去ル十六日長州人津和野領横田と申処江多人数押寄候趣、領分境多田村関門江注進有之候内、右関門江押来炮発致候付、関門詰之者防戦仕

候得共、何分多人数之儀ニ而被打破候内、右近将監人数上本郷村江相進戦争ニ及、大小炮打懸候処、敵勢散乱仕候付、其辺江陣取居候処、又候敵勢領分益田村迄押参、同所阿部主計頭様御人数互ニ野外ニ対陣仕、右近将監一ノ手も同断、追々戦争ニ相成候内夜ニ入、互ニ野外ニ対陣仕、翌十七日ニ至り主計頭様御人数同所寺院江御陣替、右近将監人数も同断候処、夜ニ入敵方所々山々ニ陣取いたし、四方より炮発仕候付、一同必死を極め戦争仕候得共何分多人数ニ取囲まれ、三枝刑部御行衛未相分、右近将監用人山本半弥初余程之討死、遂ニ引色ニ相成候処、長州人勝ニ乘し追々進ミ候付、右近将監人数・紀州様御人数・主計頭様御人数追々引退、実ニ防戦之手段相尽申候、今以主計頭様御着陣無之、松平因幡守様・松平出羽守様御応援之御人数もいまた相見不申候、只今之姿ニ而は一家中挙而居城守衛仕候外手段無之、因而因幡守様・出羽守様之御人数相進候様、使者差立候得共、何分隔地之儀ニ而其模様相分不申甚苦心仕候、何卒早々御出勢御援助被成下候様

仕度奉存候、一刻も早く御沙汰無御座候而は居城守衛

松平因幡守

之処如何哉と、右近將監はしめ一同心痛罷在候、此段
奉願度申付候ニ付、此段申上候、以上、

松平右近將監家来

六月十九日

永井欽太郎

長崎明之助

但本文同断ニ付、雲州侯江も達有之、

○三〇
右江達書

書面之趣は、松平因幡守・松平出羽守人数急速差出救
応可致旨、両家江相達候間可得其意候、尤出羽守人数
千五百人程其州宅野村迄出張、二番手も波根村・鳥井
村之内迄出張、因幡守も先手之人数去ル十四日国元繰
出し候由ニも有之、且亦阿部主計頭儀石州粕洲村様進
候処、病氣ニ而無余儀同所ニ暫時滞留、療養相加聊ニ
而も快候ハ、速ニ相進候旨、前後一隊并大砲隊は益田
迄繰越為相進候旨申聞候間、此段も為心得相達候事、

○三二
福山侯急報

昨十九日御届仕候後、益田駅ニ而十六日終夜戦陣仕候
処、翌十七日晝七時頃敵方駅之南山手江松明を以登り
候へとも謀計と推察、一向取合不申候付、敵駅之西梅
付村辺江人数引揚申候、然処尚亦敵式千人程津和野口
より押来り、四五百人程は高津沖より上陸押寄候風聞
有之、其後追々敵方人数川端江布列仕候間、味方ニ而
も夫々手配仕、午刻頃より双方砲発及戦争、敵は散兵
ニ相成、磨繁之内より多人数入替り、新手を以発砲仕、
当手は至而少人数、殊ニ昨十六日より引つゝき戦争仕、
炎天之時分別而疲勞仕候得共、種々手配及防戦候処、

○三一
広島滞陣閣老松伯州より達

未刻頃ニ至り候而は疲労相窮申候ニ付、勝蓮寺・威光寺ニヶ寺より発炮、敵陣益田駅江及炮火、漸燃立候頃、敵不意ニ裏山江迫り、勝蓮寺宿陣を目掛打下し候付、万福寺江屯集之浜田人数と一手ニ相成防戦仕候へとも、援兵も無御座、孤軍深没之姿と相成、力究り候ニ付、鎗刀を以敵陣益田之方江突入申候、其後死傷之程は相分不申候、尤敵方ニも死傷有之趣ニ候得共、此辺しかと相分不申候旨、益田表より右迄見届、本営江為注進罷越候者申聞候、猶委細取調之上御届可申上候得共、不取敢此段先御届申上候、以上、

六月廿日

阿部主計頭

(三二の二)
一別紙御届申上候通、去ル十七日益田表ニ而先手之家来共敵方多勢に被取囲、死傷存亡之程不相分様罷成候ニ付而は、一昨十九日御届申上置候拙者前衛并大砲隊操進候処、纔之人数ニ而迎も一廉之御用ニも不相立儀ニ御座候間、先大森沢江止置、拙者不快方次第相進候節召連出張仕、粉骨を尽し御奉公相勤候心底ニ御座候

得共、先手之先鋒一手限ニ而引受候儀ニは相勤兼候間、何卒いつれニも相備被仰付、申合討入申度奉存候、無抛次第厚く御憐察被成下、早々相備被仰付被成下候様偏ニ奉願候、以上、

六月廿九日

阿部主計頭

三三
〇備前候より在芸關老江達

(三三の一)
去ル十二日以書取奉伺候処、御付札之趣承知仕候、然処先達而大目付より相達候問罪之師御差向之御主意は硬命之者御誅鋤被成候、

朝廷江御 奏聞之趣ニは毛利大膳父子御裁許及違背候との御儀、彼是御意味連之様ニ乍恐被相伺申候、勿論斯重大之事件、右様之儀は有之間敷、全く御深慮も被為在候御事とは奉存候得共、徹底伺定不申候而は、先般も申上候通人心一定難仕候ニ付、不願恐乍憚再応相伺候、尤右何分之御沙汰有之候迄は人数繰出候儀差扣居申候、以上、

六月十六日

松平備前守

(三三三の2)

付札

書面問罪之師被差向候御主意、御奏聞之趣と相違之

儀無之候、依之其方儀當時御由緒柄も有之ニ付、

御所江被仰立之趣、別紙書取を以無急度相達候間、

可被得其意候、

(三三三の3)

一 芸州口手合戦争も有之候ニ付、急速人数繰出、私儀も

早々出張仕候様御達之趣承知仕候、然処去ル十六日付

之以書面相伺候儀も御座候間、右御差図御座候迄は人

数繰出之儀は差扣居申候、以上、

六月十八日

松平備前守

(三三三の4)

口達

人数繰出之儀差扣候旨承置ニは参り兼候、先ツ書面

は預り候旨申達ス、

三四

○ 広島におゐて彦根侯より松伯州江

(三四の1)

掃部頭儀、去ル十四日之難戦ニ而宿陣所を始、蕃蔵之

米金等焼失、忽差支候間、金三万両当分御繰替拝借被
仰付候様仕度、此段奉願候、以上、

六月十八日

井伊掃部頭内

日下部内記

(三四の2)

覚

一 ケウェール早合詰玉葉 壹貫六千五百発

一 管式万式千粒 一 鉛目万百式拾貫目

一 合葉三拾六貫目

右之通、去ル十四日之難戦ニ而貯之分焼失いたし候
間、不取敢拝借相願候事、

三五

○ 在芸閣老江津和野藩より届

(三五の1)

長防御征伐ニ付隠岐守人数分配之儀は、御惣督御名代

浜田表御着之上御指揮も有之、尚相伺可申心得ニ御座

候、然処隠岐守領分は長防境界二十里余有之候付、山

陰道御討手御軍配被為在候而、御応援迄悉く御参集無

御座候而は、小藩之人数迎も難行届候ニ付、兼而御軍

目付江も申出、御討手御参集御軍配御座候迄態と平易

之姿を顯し、敵兵不致動搖様人数揃置候迄ニ而繰出不仕、尤境界江は夫々為取締番兵不目立様差出置候処、六月十六日夜四時頃城下より五里外黒谷之内土床と申所之境界より長州人三百人程通掛候付、番兵之者達而差留候処、一円聞入不申押而罷通、横田と申所江罷越候趣、跡より追々多人数罷通候模様申越、右ニ付即刻追て人数且防禦之人数繰出候積ニ御座候処、城下至近之領境野坂口よりも何時押出し、城下江相廻り候程も知不申、小藩少人数難行届、若城下ニ而不行届御座候而は恐入候次第ニ付、弊藩所置之儀、御軍目付江相伺候処、敵地至近之城下故、領内人数分配之儀は差止、城下を専務と守衛候様差函御座候、依之兵を差向候儀は差止、早速応接を以差留候様申付、家来之者差遣申候、然処横田ニ而は先達而浜田表江為使者差遣候家来之者帰懸致宿居候ニ付、直ニ応接、敵重ニ差留候得共、一切承引不致押而罷通、大木原境弊藩番所ニ而も差留候処、烈敷致発炮、浜田表江罷通候旨申越候、猶又十六日晝七時頃、城下より九里外戸田村と申所之人家も

無之海岸江長州人船五艘ニ而罷越、二百人程上陸、高津村と申所江罷通候ニ付、同所ニ而も差留候得共、押而峠を越へ、境界より浜田御領江罷越候旨申越候付、即刻家来差遣、右之次第急速浜田表御惣督御陣屋江御届仕、且松平右近将監様江夫々使者差出、猶浜田御領益田出張之阿部主計頭様御人数江も、近隣之事故以使申遣候事ニ御座候、尚此後之模様は追々御届可申上候得共、不取敢右之段申上候様申越候、以上、

六月十九日

龜井隠岐守家来

神野 努

加藤順藏

(三五の?)
一 再啓

去ル十七日、在所表より之飛脚只今到着仕申越候は兼而御公儀より御預相成居候御米、隠岐守領内高津村江蓄藏致置候処、去ル十六日、長州人海上より隠舟乗廻し領海喜阿弥と申所江致上陸、右御米江多人数俄ニ取懸り候ニ付、番人之者共種々身力をつくし相防候得共、

何分多人数之事ニ付、終ニ右御米被奪取候段申出候由申越、甚以奉恐入候儀と奉存候、猶亦領境野坂口嘉平坂・白坂等よりも追々人数纏込候勢ニ付、早速手当人数出張いたし候得共、何分小藩微力之上、浜田領境迄は既ニ断きられ実ニ孤立之姿と相成、何とも取計方苦心仕候段申越候、此段不取敢御届申上候、以上、

六月廿日

亀井隠岐守家来

神野 努

加藤順藏

三六
○於大坂七月七日板關老より達

(三六の1)

松平阿波守

兼而相達置候出兵之儀延引相成、不都合之次第ニ付、早々繰出、其方ニも出張可被致候、

一 (三六の2)

伊達遠江守

此程異船来泊之趣ニ付申立候節、達之次第も有之、旁無掛念其方も早々出張可被致候、

一 (三六の3)

松平内膳正

此程相達候趣も有之候間、惣人数繰出し其方ニも出張可被致候、

三七
○寅七月廿日達

(三七の1)

阿部長吉郎

名代

亀井勇之助

(マヤ)

松前志磨守

同

服部筑後守

差扣被成御免候、

右於松防州宅申渡濟、

一 (三七の2)

阿部長吉郎

其方儀、今般本家相統被仰付候ニ付、只今迄取来三千石は差上可申処、格別之思召を以其俣被下候間、出格之儀と相心得、相続人可被仰付者相撰可被申聞候、

三八 寅七月十六日松防州より達

(三八の1)

加州ニ而長征不得心之趣ニ而長征

之儀建議有之候、一橋并会津を長

州江被遣度、左候得は帝都は自分

一手ニ而守衛可仕旨建白有之、其

故に本文見合之趣有之由風聞仕候、

松平加賀守

一ト先帰国速ニ上京候様相達置候得共、追而相達候迄

上京之儀は先見合候様可被致候、

一 (三八の2)

立花出雲守

稲葉兵部少輔

御軍制取調御用取扱候様可被致候事、

三九 因州侯より松伯州達之趣ニ付届

去ル廿一日御達之趣、早速国許因幡守江申達候処奉畏

候、猶又精々申付繰詰申候、此段不取敢御答申上候様

申付越候、以上、

七月

松平因幡守内

河合半次郎

四〇 豊後姫島石炭焼失一件

(四〇の1)

中務大輔領分豊後国姫島江御囲置相成候石炭、去月廿

八日夜半頃何者共不知浪人体之者致上陸、右石炭江火

を懸ケ逃去候趣、同島庄屋より届出候始末柄、去ル九

日於大坂表御届申上候段申越候、依之庄屋より之注進

状写相添、此段申上候、以上、

七月十七日

松平中務大輔家来

吉田 湊

(四〇の2)

別紙

火急注進仕候、昨夜半時分浪人体之者二十人計、切火

縄いづれも所持ニ而石炭所江致上陸、定番人を縄掛、

声立不申候様口を括り浜手之方江引出し、不残之小家

江火を付、一統馳付候得共、最早右乱妨人は何方江欵

逃去、暗夜之儀行衛相分不申、種々と火を防ぎ候得共、

百万斤余之石炭一度ニ不残火廻り候得は、近く寄り付

れ不申、少々之水ニ而消へ不申、大変之事ニ御座候、

不取敢此段御届申上候、

一右乱妨人乗組之船浦々見廻り候得共、怪敷船も不相見得候、以上、

六月廿九日 晚六時
姫島庄屋
古庄虎治

竹田津

御出張所

○四一
藤堂侯より閣老江

藤堂和泉守石州口討手被仰付候間、応援之心得を以急速致出張、松平因幡守様・松平出羽守様・松平右近将監様・亀井隠岐守様・阿部主計頭様江被申合、尤為軍目付市岡左太夫様被差遣候旨、先月廿四日於大坂表板倉伊賀守様より御書付を以被仰渡候、此段御届申上候様国許より申付越候、以上、

七月十八日
藤堂和泉守内
松岡橋四郎

○四二
宇和島侯より届

遠江守儀、兼而防長御征伐ニ付出陣被仰付置候処、追々

御沙汰御座候ニ付、去ル朔日前隊之内三机浦迄差出置申候、此段御届申上候様申付越候、以上、

七月十八日
伊達遠江守内
青木源兵衛

○四三
小倉侯より届

口上覚

御使番長坂血鎗九郎、御徒目付一人・御小人目付一人召連、細川越中守為軍目付私領江発向、去ル十三日領内字島江着船、同十五日領内畑村江到着仕候、
一同梶清三郎、御徒目付一人・御小人目付一人召連、有馬中務大輔為軍目付私領江発向、去ル十八日中津より領内椎田江一宿、翌十九日城下到着仕候、

一千人頭原嘉藤次、人数召連私領江発向、去ル十一日領内杏尾江着船、同十四日城下到着仕候、

一同坂本源吾輔同断、十五日到着仕候、

一同窪田喜八郎同断、十六日到着仕候、

一御使番水上鏡太郎、御徒目付一人・御小人目付一人召連、松平肥前守為軍目付私領江発向、去ル十一日中津より領内椎田江一宿、翌十二日城下到着、町家江止宿、同十五日発足仕候、

一同小宮山又七郎、御徒目付一人・御小人目付一人召連、松平美濃守為軍目付私領江発向、去ル十五日湊口江着船、城下江止宿、同十七日発足仕候、

右之通追々到着并発足仕候、此段申上候、以上、

六月廿一日在所仕立 小笠原左京大夫

〇四四 寅七月晦日

参政平岡丹州・監察小侯稻太郎上坂有之、

但大樹公為御迎出坂之由、尤内実は七月廿日大樹

公薨去之趣風聞仕候、

一步兵五百人上坂いたし候事、

〇四五 寅七月廿五日達

稲葉兵部少輔

御用有之候間、早々上坂候様可被致候、

〇四六 世上雜説

一肥後藩人江出兵之様子承候処、長州より田之浦焼討之時分、少しはかり小倉江罷在候得共、兵器未揃全体昨春在府之役人より先鋒願之儀、本藩之意味と違ひ候趣意も有之、夫故小倉を鶴崎ニ替、申訳之為ニ物頭江足輕少々付出張いたし居候所江軍目付相越催促有之、不得已急に小倉江向て人数差出相成候由申聞候、

一久留米藩人江同断承候処、小倉領田之浦戦争、長軍勝ほこり小倉江押来候形勢故、小笠原宍州江喰留可申候と伺立候得とも、否之沙汰無之ニ付、戦無之、山手之方江退き先傍観と申姿ニ御座候段申聞候、

一細川侯は退隠にて、澄之助様江称号被進、良之助様ニは国政介助と申事内々取極相成、大坂ニ而閣老江聞置書被差出候由、尤表立隠居家督は来春と申運ひニ御座候段承申候、

一江戸城門守衛之番士、是迄羽織・袴着用ニ御座候処、

平常筒袖・太刀付袴等之類着用可致旨達有之候由、

四七
○寅八月二日承得候長防風説

七月十七日石州口寄手大敗、津和野侯は降参いたし浜田之城落去、君侯の夫人等は紀州江落行、戦死等過多有之哉之由、

一同十八日、小倉江長人襲戦、是亦寄手敗績、余程烈敷鬪に御座候哉之由、将又芸州路も幕軍不利ニ候段専風聞、右ニ付一昨日頃監察某着有之、次之松防州江一役一人ツ、召出、爾後之形勢ニ寄大概出軍被仰出哉も難計候間、兼而相心得居候様達有之、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

寅八月三日

南部弥八郎

◇第一六七号 寅八月三日報告 『玉里島津家史料四』

一五〇一



一慶応二年五月廿七日 西洋の五月
十七日なり 仏蘭西飛脚船入港あつて此
新聞紙を得たり、

日本四月三日ノ部

イギリス国の部

此国評定所ニおゐて、分散の新法の事を二度読んでのちニ定まるやうすなり、○支那・日本の方へ遣ハしてある役人の給金速に定まりたる事なり、○今月十日、ロントンの町におゐてヲボラシゴウネ組と云大ひなる商人が戸をしめたる故に町中大にさわぎ、両替屋のこらすへ預け

た金を取りに行もの多し、其中にはイギリスノ両替屋と名づくる内より出したる金子総高凡式千百万トルラル、其日の内に出せしなり、是によつて、金子日々右の如くいて、は統兼候事を政府江申立候処、政府にて通用のため前々評しおき候高よりも札を多く拵ひ、通用致さするなり、○右の大なる商人戸をしめし事よりモートンピトン大なる請負人戸をしめる、夫に統てイギリスのジョイントウストクと云両替屋或はインピリヤと又カモシヨロと云両替屋ヲマネ組并にワイキヘル等初め悉く戸をしめしなり、是によつて売買の事甚悪敷借貸し、到々不通用なり、

相場の事

茶すこし宜し、綿 同断、生糸 此品ヤウロツハにて専ら宜敷見込なり、直段ハ前の新聞と替る事なし、

フランスの部

此国の国王、ヲノノヤリと云所にて何か仰られし事あり、其仰の事を後に此国中江張札ニ可致趣仰出されたりとの事なり、○ジヨルモネヤ国の乱によつて、此国御城下の

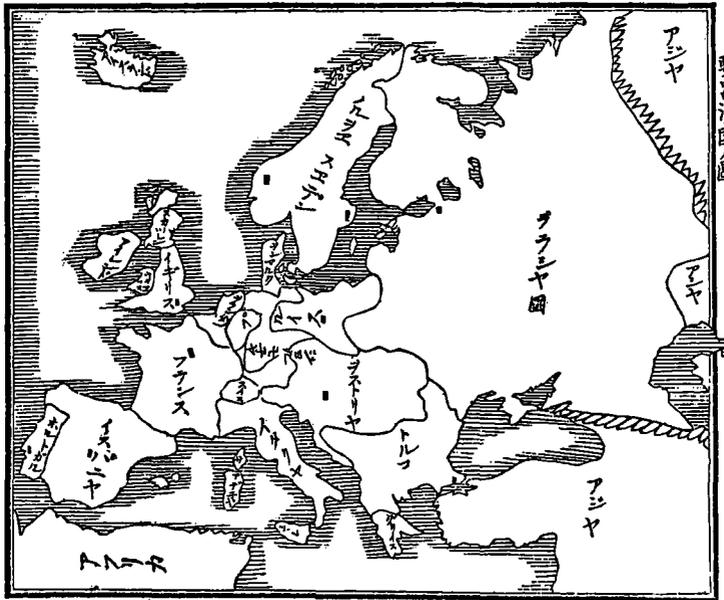
パンスにおゐて諸方の重役立会、乱をしづめんとの相談致す模様なり、○メキシコより此国の港センナゼリイ飛脚船入港あり、其船に積ミ来りし金の高凡六十万ドル、仏の政府へ送り来ルなり、○近き頃此国の国王へ日本大君より書翰をおくりしとの事なり、

フロイス国の部

此国の政府におゐては、大に軍の用意を致し居なり、其上ラーストリアと益々書翰の取遣りあり、○此国よりはハイバルと云国をよんで云ふ、彼か方の軍の用意如何の旨問合あり、○此国の風聞をヲロシヤの国王も乱を起す事をナダメントする趣なり、

オストリア国の部

此国におゐては、もはや軍勢をとり揃ひ、フロイス国との境まで趣し模様なり、○此国より外国へ軍器或は兵糧類ハ持出ス事一切不相成との御触れなり、○此国の人民いさきよくして能伏従し、ことく日々政府へ力をもちゆるなり、○諸大名或は大金持などハ、此節銘々金銀家財等外々へ持運ぶよしなり、



ロシアの部

此国の王子ゴチカウフト云君、フロイス国へもふし遣ハしたるには、若彼ノオーストリア国と戦争及び候節ハ我国王ハかならず貴国の加勢致すとの事なり、尤是は風説まで、慥のことは期しての新聞にいたすなり、

和蘭陀の部

此度の新聞へつになし、

イタリヤ国の部

此国政府より仰出されには、ビニシヤト云所の手をはなさするには、逆も兵端を開らかすんは治る事難し、しかれども、各々は今廿日迄に書翰取遣りの模様にて、如何なる事に相なり候や、まつのみなり、○右様次第なれば、軍勢催促致し居なり、其内ニも千八百四十余人のもの共ハ廿歳前後のものばかり撰り集め、軍兵と共に加勢にいづる模様なり、最早軍艦ハツレースタと云内海の口までくりいたし、命を待受るよしなり、

メリケン部の部

評定所におゐて、此国の国体重き簡条を改革したる模様

なり、○南の大棟梁今ハとりこに成りの妻、北の大棟梁の
隣ミを受、夫婦同所に居る事を許されたり、○ニューヨ
カと云処の大なる両替屋戸をしめしよし、其外にジョン
スロースと云人同し町にてさいとりをいたせしが、凡三
拾万ドル贖を拵ひ、正銀とすり替持逃したるものありし
となり、

南アメリカの部

此国バラライソと云港におゐてイスハニヤ国の軍艦此
港を利不尽に焼払ひし趣なり、此処ハ元より軍用の備ひ
無之場所ニ付、アメリカミニストル并にイギリスミニ
トルの外、兩國の軍艦奉行共々イスハニヤの軍艦奉行に
懸合に此港は軍備聊も無之場所ニ候間、外港と違ひ勸弁
致し呉候様再応申遣し候へ共、更に聞かれずして焼はら
へしなり、是によつて此地にあつまり居る処の諸国のも
の、夫々政府へ書翰をもつて、イスハニア人無法を致せ
しにより、莫太の損毛たちしゆへ、此段嚴重取調被下様
申遣し候事なり、

是迄新聞に世界開關の荒増差出し候得共、一二部の

間繁雜ニ付、脱するなり、重るハ引統出す事なり、

引札之部

菓種類を求むと要する諸君子
ハ、運上所の協なる第二十七
番を問給へ、若し持合なき品
詠を得ハ、早速本国より取よ
せ可呈候、
アレン謹啓

病の治療を受むと
望む人々ハ、爾後
九ツ半時より七時
迄に第百八番をと
ひ給へ、
バダール啓

長崎に於ハワラス組、横浜にてハワラスホール
組、我等ハアメリカ国の商人にて、日本開港以来店
を開きて日本の品も買入れ、又舶来の品も売る、若
し帆船・蒸気船其他蒸気の器機及び軍用の諸器と日
用の器物など詠たき諸君子ハ来り給へ、無相違本國
又ハ外国よりも取よせ可差上候、我等の右二軒ハ日
本政府及び大明へも聞へ、江戸・大坂の町人へも聞
へ居れり、住宅は海岸第二番なり、
ホール謹啓

入歯を成らんとなさる御方ハ御尋被下、所持之細工
 齒御覽、其上ニテ御用被仰付度候、之ハ尋常之骨或
 ハ象牙・蠟石にて造りしに非ず、せとものに類せし
 金にて造りし故、持甚宜敷つやなど天然の齒に異な
 らず、
 三十一番レスノー謹啓

アメリカの商人オールマンブラウ組ハ、当地開港已
 来店を出し居候、蒸気船・帆前船・海陸之大小砲・
 玉薬類等御望ニ候ハ、御尋被下度候、プライキレ
 もと込所持いたし居候、随分直段相働差上可申候、
 私し宅ハ之等を造り出すところの支配故、別して
 けつこうに差上可申候、其他之品も持合有之、又日
 本品も買ひ申候、何ニなりとも御用之御方ハ御尋被
 下度候、以上、
 六十七番 オールマンブラウ

(付紙)
 「本文彦蔵新聞紙写取候間合無之、其低差上申候間、

御覽濟御家老座江御廻し相成候様奉願候、以上、

八月三日

南部弥八郎

◇第一六八号 寅八月廿九日報告〔風説書〕

(表紙)

風説書

寅八月中

南部弥八郎

寅七月廿五日於大坂

松平伯耆守

名代
 某

御役御免御糺問中牧野越中守江御預被成候、

(102)

牧野越中守

金千兩

松平伯耆守事御役御免御糺問中其方江御預被成候、尤伯耆守儀只今迄之旅宿ニ被差置候付、取締向厚相心得候様可被致候、

二 同廿三日閣老より

松平因幡守

藤堂和泉守

長防賊徒石州路江追々相すゝミ松平右近將監城下近襲来、同家人数は勿論松平出羽守・阿部主計頭人数も度々苦戦之趣相聞候間、早々出兵救応可被致候、

三

寅七月廿六日

松平右近將監

去月十六日長賊襲来、益田表一戦後度々苦戦勇闘罷在候処、遂に防禦之術行届兼、不得止去ル十八日浜田城及自焼候段殊勝之至ニ候、乍去可為残念と被思召候、依之不取敢赤井一学被遣、且為御尋目錄之通被下之、

四

寅七月晦日島原侯より届

(四の1) 今十七日晝下之関より長賊蒸気船江乗組、小笠原左京

大夫領分田之浦門司辺炮発致し、左京大人数より応炮争戦中ニ有之、就而は兼而相達候通人数早々当所江繰出し候様可仕候、

六月十七日

(四の2)

右之通去月十七日小笠原屯岐守様より小倉表江差出置候家来之者江御達御座候付、同廿一日より先手人数差出候段申越候、此段御届申上候、以上、

七月晦日

松平主殿頭家来
内山四郎兵衛

五

寅七月長防より浜田江通達

(五の1) 浜田侯閣下ニ白す、主人父子先年来

勅諭台論之重を荷ひ、專藩屏之任と相心得、力を尊攘

ニ尽し厚

御褒詔も下賜候処、一旦要路鬱塞上天光を蔽ひ下台論を障碍し、種々前々ニ齟齬之御沙汰有之、弊国之冤枉連年相湊、小笠原孝岐守殿はしめ下芸ニ相成、主人父子為名代宍戸備後介罷出候処、却而御奉書は末家名代江被相渡、剩兵力を以主人名代を拘執ニ相成、殊ニ御達振に至候而は削封廢立杯被仰出候段、実ニ慘刻之極、士民驚惑不大形連々歎願仕候得共、却而拒絶と相成、軍勢被指向、終ニ沿海地方を炮撃し小民を暴動せられ、曾而順逆を明にし正否を正され候次第毫も無之、弥以真之 天旨台意ニ不出事明確、旁此余は出芸奸吏之心腹を尋問し、拘留之名代を取返し前条之所置振直ニ闕下に哀訴仕候心得ニ而、国力一致合議罷在候処、我々等兼而貴領近地ニ屯集罷在候ものニ而、不得止事道を仮り御当境迄押出し申候へ共、決而御隣交忘却仕候事誓而無之、伏而御亮察奉希候、恐惶謹言、

月日

長防士民中

(五の2) 一別紙之通過日出先江及御挨拶候処、兵力を以道路御要

遮相成候故無抛及接戦、直に御城下江罷越御国論之向背承度覚悟ニ罷在候処、道路風説伝聞仕候得は、芸州表ニおゐて為何御趣意欵不存候得共、主人名代宍戸備後之介御指返ニ相成、且闕下御病床ニ被為在候欵之由、旁芸州表情実相分候迄一ト先避三舎先鉾田野原三隅辺滞陣罷在候、尤前条貴意ニ不被為叶候ハ、敬不違命也、此段御領掌被成下候ハ、紀州其外出先之諸陣江可然御伝置可被下候、以上、

月日

長防士民中

石州路出張
各中

(五の3) 一 右ニ付浜田より之返答

此節柄ニ付御札御別紙共我々等致披見候所、過日出先江御挨拶御座候段ハ如何之義ニ候哉一向承知いたし候

者無之、且亦名実相反し候儀も可有之哉と疑惑いたし候ニ付、一ト先別紙之通得貴意候、尤諸陣江は可致通達候、以上、

月日

浜田出張中

(五の4)
一於貴国は累代之御名家、

皇国之大義名分を重んじ、君侯素より恭順之道を尽し、奉対

天幕被尽忠敬候段々申立之趣伝聞いたし候、就而は其意あれハ其実可有御座と存候処、不図も去月十六日益田表に乱入被致、長州領と申傍示杭杯相立、無沙汰ニ三隅迄進入被致候始末、名実相反し、是迄伝聞いたし候とは相違如何之御遺恨ニ候哉、元より隣接之交誼も有之、一点之私怨無之候得共、今日之情態に相成候儀は、時々

天幕之命を奉し候義ニ而一己之事ニ無之候、扱亦即今承候へハ、傍示杭被相除候趣弥恭順之筋被尽候儀ニ候得は、三隅・益田表御退行、

天幕之召命御企待被下度候儀(頭註)「点誤平」、至当ニ御所置と奉存候、聊御来書之趣ニ依而此段為可申述如斯御座候、

六

外国所置方等其筋より伝聞之記八月十一日写成

三兵伝習は仏蘭西江御頼相成、既ニ於彼国之実駐ニ而便利ニ相立候、山坂其外嶮岨之所々江相用候歩兵隊、御国ニとりては便宜之趣ニ付、右兵隊伝習之為師範士官数人追々横濱江来着可致由、

一騎兵之方は当時仙台廻り之御馬共百三十四疋も有之、是は追々横濱江相廻し伝習相始候積、只今仏国騎兵士官プリーと申者外一人右伝習引受居、何れも毎月為手当金百廿兩ツ、被下候事、

一騎兵差図役等は御直参御家人之内より撰出候得共、右兵士之向は諸組与力等相用候而可然之処、左候而は自然有名無実之者ニ陥り可申、近々御仕法替ニ而右兵士は御家人子弟厄介之者より五ケ年之間御雇入ニ相成、衣服・食物は上より被下、為御給金壹ケ年金三拾兩ツ、

被下、右勤向宜敷ものは一代限被召抱差図役等被仰付候積之事、

一是迄神奈川奉行支配ニ而同所并横浜表警衛致し候定番役と申者、下番とも都合式千人程も有之、右は此程御廢し相成、下番は歩兵、定番役は三兵之中江相加り、過半為交代致上坂候、

一海軍方は伝習英国江御頼相成、是も近々師範夷人渡來之積、且夷国江為稽古少年之者共二十人程も可被差遣見込ニ而、右稽古願人之内より吟味有之多分相極候得共、右被差遣候頃合ハ相知不申候、

一外国交際先は相変候儀無之候、仏公使當時為湯治熱海江罷越居候、

一英国・和蘭はいつれも横浜居宿、時々御用談之節出府いたし候、亜米利加は在府、是は、近々彼方より新公使渡來之趣、此者は余程人物之由、

一税則は条約面通り五ヶ年以後ニ付、此程より御再議有之相済、過日周防守殿御役宅ニおゐて新約書為取替相済候事、

但是迄は条約之後ニ揚ケ候通之仕法ニ而運上取立候処、右ニ而は御国人外国人双方共奸商共勝手相働候

付、今度は品物之上中下を設け、相場も平均ニ割合、新二目錄を相提、右ニ引合せ運上為差出候事ニ治定ニ相成、彼方は各国公使為惣名代英国公使引受談判いたし、和文之方は書物師江下ケ可相成、尤近々出板之由、

一右調印之儀は大坂表江御伺ニ可相成候間、見合之儀御談相成候処、英国ニ而は何とも返辭不申越、其中仏国公使より内状を以申來候趣ニは、英公使は御国之儀ニ付種々内状を以英国政府江申遣候儀も有之、同人存寄ニは手荒き処置ニ而万事埒明候見込ニ有之、然処右約書調印日延等之儀英国公使江御申遣之節は、於同人表向は不承知之様子相見せ可申候得共、内実は本国江申遣候讒言之種ニもと相喜候次第ニ可有之候間、兎三角急速御調印之方御国御都合ニ取り可然と申出候間、右之趣御含ニ而御調印相済候事、

一先達而中よりベルギー國の使節渡來いたし、外国同様

条約取結度旨国王より被申付候趣申出候付、再三御断相成候へとも、英国公使よりも御取結之方可然と申立、不得已御取結と治定いたし、既に下懸合は相濟、掛りは菊池伊与守^(Art)・星野備中守被申付、条約中両三ヶ条云々申立、右治定之上近々仮条約為取替可有之積、

一 当月三日イタリヤ国よりも前同様使節渡来、同日軍艦江右使節乗組品川冲江碇泊、新規条約取結之為国王より被命たる由申立、御老中江御逢申上度趣願出、外国奉行朝比奈甲斐守掛ニ而、右取結可相成否哉大坂表江伺之上ニ無之而は返答ニ難及、其前御老中方御逢相成候とも別段之御談判も出来兼候ニ付及断候旨申聞候処、右大坂江御伺之間は相待可申、君命を奉しイタリヤ国の大臣使節と相成渡来之儀ニ付、是非共日本の大臣江面会いたし大君御機嫌相伺、次ニは滞留中御世話可相成ニ付、右御挨拶も申上度候得共、御逢御断と申は詰り私儀無之旨申出、且仏国公使よりも申立候趣は、イタリヤ国之儀ニ付周旋いたし何れとも御取結相成候様奉願候、右断ニ及候ハ、イタリヤ使節極而英国公使

を相頼押而取結之義願立、御許容無之節は英国公使平生之氣力を頼といたし、兵威ニ而相迫り可申は必然之事、於御国而は兵端御開相成候而は大事ニ及候間枉而御許容可相成、然時は西洋にて日本之政事は英国公使取計に依て如何様共相成候様風聞いたし可申、其節ニ至り仏国公使之名を貶し候は小事ニ候へとも只今之内御差許之方可然と内々申来候付、六日ニ官吏席評有之候由、

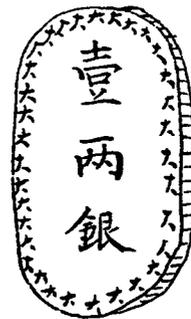
一 六日亞国公使より書翰差出、今度サンドウィチ島国王(既ニ先年御国使節立寄候儀有之)之命を蒙りコンシュルゼネラル職分之もの渡来いたし条約相願度趣ニ御座候、同国之儀は至而小国ニ候得共、亞国・英国ニ而世話いたし居候、且強国とは御取結、小国は御断と申候而は

御国体ニ係り可申段申立、是亦御評議中ニ候由、一 相州横須賀製鉄所機械追々相廻り候運相成、取調仏人も渡来之積、尤場所見立も仏士官見込ニ候処、此程オランダ海軍提督より内状を以申越候は、一体製鉄所軍

艦修復等は其地勢ニ依り都府之後ろに取建、前ニは敵重之台場等被設置候儀、軍中之兵糧・一家之土蔵とも可申物ニ有之、然処横須賀は浦賀に隣り横浜之先ニ而、防戦之節は浦賀口さへ破り候へは右之製鉄所は敵之所有と相成、敵は得意ニ軍艦之修復等出来愈兵勢を助け味方之損に相成可申、先私見込ニ而は江戸近所ニ而可相成は綾瀬辺、是も堀割等ニ而多分の入費相掛り候ハ、越中島・佃島・石川島辺を限りといたし可申、左候得は浦賀を始として品川沖之御台場等二重三重と相成候ニ付、詰る処江府落城之節迄も製造所用立候ものに有之候処、入口之横須賀江地勢宜旨申立候は、結句不実の存念より万一戦争之節ケ様々々と致目算候より之儀と被存候、右ニ付横須賀の方は製鉄所御取建ニ御座候ハ、横浜江入津之外国船修復丈之事ニ而被差置、万一之節ハ直様取毀ち敵之助に不成様いたし度、且海軍製造所は江戸大川口奥深の要害宜敷地江御取建可有之旨申越候付、当節諸官評議最中ニ有之候趣、

一 會計長小栗上野介目論見ニ而新規老両銀小判形ニ而鑄

造可有之積、右吹立是迄之姿ニ而は失費のミ相嵩ミ、銀座役人之利徳のミ相成候間、仏国江貨幣鑄造之蒸氣機詔相成候、其上右老両銀吹立之積、形容左之通、



ウラ
定 銀座
常是

一 和蘭江注文之蒸氣軍艦、昨年冬船卸相成、当秋中ニ立ち渡来之積、船号開陽丸、大炮二段備之由御座候、

七

寅七月廿五日閣老江届

今度長防御討入ニ付而、肥前守出勢人数去月十九日より追々繰出候段従国許申越候、先以此段御届申上候、以上、

七月廿五日

松平肥前守内
佐藤文平

八 筑前侯より右同断

長防御征伐ニ付、美濃守御軍目付小宮山又七郎様先月十七日領内江御入込、黒崎御宿陣相成候旨、従国許申越候、此段申上候、以上、

七月廿五日 松平美濃守内 守田 守

九

寅七月廿六日東武城門番士之儀ニ付左之通

(九の1) 御門之勤番之儀、方今別而嚴重不相立候而は難成候ニ

付、守衛方之儀都而銘々見込次第御任せ相成候間、無用之仕来は悉く相廃し、台弓長柄之類不及差置、御門下枿形等江出番之者ニ至迄壯強之者相撰、衣服之儀輕便之品相用、式日逆も麻上下着用ニ不及、尤三大手番頭之儀は是迄之通たるへく候、且御三家御両卿方始老中・縫殿頭・若年寄其外通行之節制止声懸候ニ不及、充分実備相立急遽之儀有之候共無差支様精々可被念入候、右は御締筋之儀ニ付追々可被仰出趣も有之候間、追而相達候迄右之通相心得詰人数之儀は御目付江届書

可被差出候、

(九の2)

○

一 今般御門之勤番方之儀ニ付被仰出候趣も有之、就而は足輕并中間迄手人を以嚴重相守、雇人等一切相止候様可被致候、且御三家方始下座之儀は先規之通相心得候様可被申付候、此段申達候、以上、

神保佐渡守

合原左衛門尉

新庄右近

一〇 阿州侯より閩老江達

此度出兵之儀且拙者ニも出張可致様御達之趣奉畏候、不都合之次第之御趣意奉恐入候得共、全以出兵不致儀ニは無御座、既ニ去月十四日より追々人数繰出罷在候、然処多人数之儀所詮軍船而已ニ而は引足不申候ニ付、領内之売船等引上為乗組候得は、数十里之海路風波之趣ニ寄船列相揃速ニ着到致候様ニは難相至、不得止運

合ニ而遅延ニ相成候儀は御汲取被下度、仍而此段申達候、以上、

七月十日

松平阿波守

一 寅八月六日芸州邸中江通達

(一)の1) 長防御征伐ニ付而は、是迄も御国より申来候通ニ有之

候処、其後も長防人追々多人数押寄及乱妨候得共、畢竟

皇国之御為國民之辛苦をも暫御忍御尽力被成候処、弥増御領内侵入、昨今御城近辺迄押寄御領分通行之儀頻ニ申立、甚以難捨置所業ニ付、弥以必死防戦之御覚悟ニ而要地々々被為御守衛、尚御手厚出張被仰付、深御苦慮被遊候段申来候事、

八月五日

(一)の2) 於芸州触書

長防之儀ニ付而は是迄も申聞候通ニ而、一国之私憤國民之辛苦をも乍氣之毒暫相忍、一途ニ為 皇国周旋尽

力致居候処、官軍御行違之儀有之、御人数御引揚之後、彼方ニ而は右ニ乘し弥増領内侵入、昨今城下近辺迄も押寄申立候趣は有之候得共、其仮通行為致候儀は難出来ニ付必死防戦之覚悟ニ候条、一統其旨相心得抽忠勤候様被仰出候、

七月廿一日

二 寅七月三日宇和島侯より届

(一)の1)

英国軍艦無事ニ退帆仕候付、早速御沙汰之通取計可申処、松山江使者且打合を差出置候処、遂ニ罷帰申述候趣ニ而は、去月十一日より公辺御手并松山先手人数八代島江攻入、長兵も無之場所江炮発、人家及炮火候段承知仕、驚入候次第ニ御座候、此度御征伐御趣意は、問罪之師として無罪之小民等は決而不警、安堵いたし候様との御下知故、敵対之者打払、

公武御命を違背之罪を被相正、伏罪帰降候得は、寛典之御裁許も可有御座と相心得候処、八代島之形勢ニ而は無罪之民家を放火し無敵之村落江発炮と申候而は、

輕拳暴擊之軍ニ相成、第一は

公武御趣意柄と行違候様被相考申候、就而は再攻入之日ニ至り候は、長防小民とも挙動ニ恐れ必死防戦可致欵、容易ニ安堵帰降仕間敷、且是迄末々迄申聞置候趣本ノマ、意も相台合殆と迷惑仕候間、八代島人心一新不仕候而は同所辺より一手に相成討入候儀は御断仕候外無御座、左候得は不行届之儀は勿論ニ候得共精々所置相尽、人心を為伏藉略因の相立候上、何れ之場より欵臨機ニ進入仕度奉存候、此段申上置候、以上、

七月

伊達遠江守

(一一の二)

付札

書面申立之趣は有之候得共、追々彼より暴動ニ及難捨置候間、いつれにも早々出張之上松平隠岐守申合討入候様可被致事、

一三

細川侯より大坂閣老江達

長防御所置之儀ニ付越中守人数巻隊豊後国鶴崎江差出

置候処、今度御討入期限御達ニ付而は国許江揃置候人数も早々繰出候様兎角海上風順も不宜候付、豊前国小倉表江順々繰出し鶴崎出張之分も豊前路江廻申候、此段申上候様申付越候、以上、

七月十三日

青木源右衛門

一四

浜田侯より閣老松防州江達

(一四の1)

別紙之通於大坂表申上奉願候趣、同所家来之者より急飛ヲ以申越候、右風聞之模様ニ而は於在所も兼而覚悟之儀一同死力を以防戦可仕候得共、衆寡不相敵之勢も可有御座は必然之儀、津和城之安危は不承候得共浜田城存亡之機実ニ切迫仕候事と奉存候、一家之興廃とは乍申、

皇国之御大事 公辺御栄辱之基ニも相拘候儀、実ニ不容易事と奉存候、殊ニ御親藩之儀ニも御座候間、於御当地も極々速ニ御救応之御所置方御英断只管奉歎願候、以上、

松平右近将監内

七月晦日

広瀬 東

(一四の²)
 一 弊藩用人荒井忠兵衛より之書翰写

去月十七日後之形勢追々被致承知候通之儀ニ有之、安藤殿并小出平九郎等江も繰進之儀数々及談判、同月廿二三日頃紀州様并安藤殿御人数周布村・門田村辺御出張相成、引統当家并雲州・福山御人数も右最寄江相進ミ候処、長賊三隅并津和野領宇津川・田野原辺まで侵入ニ付、当家人数大麻山を取敷、雲州・福山・当家三藩之軍議を以急速三隅辺之長賊追払候積一策を設け、安藤殿江申達御下知相伺候内、於広島表伯州侯宍戸備後之介御差戻しニ相成、紀州様は御惣督御免御願被遊、且長賊より紀州江差出候歎願書写并為心得紀州様より御達之趣、又伯州侯より止戦之御趣意ニ而広島口等江は御内意も有之歎之趣、当家より出芸之永井鉄太郎より申越候ニ付、右御趣意相伺、且石州路江は未一諸侯も御入込無之、甚御手薄ニ而日々及切迫候次第、御指揮無之候而は烏合之勢同様、且夕及瓦解浜田落城は暫

差置、天下之大事件此一挙ニ有之候得は、何卒大藩之向江急速御指揮御委任有之度との旨意ニ而、尾関秀之丞・岡尾明之丞兩人当十日出芸申付、伯州侯江拜謁相願候上伺候処、御指揮は松平因幡守江被命候旨被仰聞、且宍戸備後之介御差戻之御趣意も密々御洩有之、彼より暴動いたし候節は格別、是よりは固守衛いたし候様ニと御内沙汰之由承込、十四日晝罷帰申出候、然処既二十三日昼前より長賊内村辺ニ襲来、彼より炮発いたし候而雲州・福山御人数も応炮いたし、炮戦数刻ニ及ひ、七半時頃長賊不残退散ニは相成候得共、此後之処右之御趣意ニ而は当今諸道止戦ニ相成居候趣ニ付必大挙海陸より襲来可致、左様候得は迎も守衛難行届被存候、弥止戦之御趣意ニ候ハ、伯州侯より彼江御説諭相成候歎、又は御家来之内石州路江被遣暴動之賊江御引合相成候様致度旨ニ而、拙者并伊東龜之助兩人出芸被申付、十五日夕市木村迄罷越候処、同日五時過長賊又は内村辺江多勢押寄、雲州・福山勢と炮戦、大麻山江も多人数四方より取巻戦争相始候由、夫々村役人共よ

り注進有之、不慥事ニは候得共何れより之注進をも御府合致し候故、必大合戦ニ相成候儀と被存候、就而は弥差急候而十六日着芸之処、伯州侯は御用召ニ而十六日芸地御出立、紀州様は御惣督御再任ニは御座候得共、思召も有之差向候御用之外大事件は御扱無之趣ニ候得は、右主用ニ而罷出候詮も無之事ニ相成候、此上は弥兵力相増候より外手段無之と存、直様岡山表江早追ニ而十八日着致し、廿日拜謁之上急速御加勢之儀相願候処、兼而も被仰越候通御建白之趣も有之応接之人數御差出も無之候付、御加勢名目ニ而は差出かたく為御見舞御人數被差遣候旨御聞入相成候、夫より上坂いたし、前件之通浜田落城旦夕ニ迫り候趣具ニ言上仕、因州・雲州之両侯極急ニ御出張有之候様御差図有之、御閣老方ニも何卒急速ニ御出張相成御差図有之候様押而相願候心得罷在候処、同所ニ而承候ニ、当十五日十六日ニは長賊大挙致来、大麻山出張之当家人數を焼討いたし、其外紀州を討破り追々城下江近寄候趣故、実々驚歎いたし、此上は一刻も早く帰浜いたし岡山より人數被差

遣候趣を申上、惣軍之氣力も添申度と存し、一ト先帰国いたし、就而は右之趣御閣老御用番様江申達、幾重ニも御閣老方之内急速御出張相成御救方相成候様、各方より精々尽力可被取計候、此段差急申達候、以上、

七月廿日
荒井惣兵衛

(二四の³)

右之書面、用人荒井惣兵衛より私共江差遣申候、昨夜差急口上ニ而申上候得共、口上ニ而は言落之程も難計と奉存候間、同人より遣候書面之仮写取奉差出候、右書面之趣ニ而は実ニ浜田城危急旦夕ニ相迫り、今程は存亡如何と焦心仕候、何卒御洞察被成下、一刻もはやく御老中方之内御出張相成候様被成下度奉懇願候、以上、

七月
岡村源次郎

河鱸富之丞

一五

寅八月七日惣出仕於席々達

公方様御儀、此程中より御不例ニ被為在候処追々御疲

勞被為増候ニ付、此上万一御危篤ニ被為及候は御相統

之儀は一橋中納言殿ニ被仰出候、且防長御追討之儀至急ニ付為御名代御出陣被遊候様是又被仰遣候、

右之通万石以上并諸番頭・諸物頭・布衣以上之御役人出仕有之、於席々周防守演達之、

一六 寅七月晦日

(一六の1) 御所江被仰上候御書付

臣家茂儀初夏以來染疾罷在候、其後精々治術相加快和ニ趣候所、当月初旬より再感、既ニ此程以

勅使蒙 御愛問実ニ過分之鴻恩感戴之次第、然ニ病勢愈進ミ不堪勢務候間、此上危篤ニ臨候は家族慶喜相統為仕候、尤防長之儀は至急ニ付為名代出張為仕度、此

段

勅許之御沙汰被成下候様奉願候、

七月

家茂

(一六の2) 御所より被

仰出左之通

大樹所勞追々差重候ニ付、危篤之節は一橋中納言江相統為致、尤防長之儀は至急ニ付為名代出張為仕度候旨内願之通被

聞食候事、

(一六の3)

一橋中納言

此程中より御不例被為在候処追々御疲勞被為増候ニ付、此上御危篤ニも被為至候は御相統之儀被仰出、且防長追討之儀は至急ニ付為御名代御出張被為成候様思召候、依之御別紙之通

御所江被仰上候間、其段御心得可有之旨被仰出候、此段申上候様との御意ニ候、

(一六の4) 右御請

此程中より御不例被為在候処追々御疲勞被為増候ニ付、此上御危篤ニも被為至候は御相統之儀被仰出、且防長

之儀至急ニ付為御名代出張可仕旨御沙汰之趣奉畏候、
不肖之私不存寄右様之蒙 台命候段、偏ニ恐慄之至何
共御受之可申上様無御座、防長之儀は即今急務国家安
危之界ニ付、乍不及粉骨碎身微力之相届候丈は勉強仕、
一死報恩之覚悟ニ御座候へ共、不分明御相統之義ニ至候
而は私負荷ニ堪候筋ニ無之、

公武江対し実ニ恐懼無已候ニ付、御請之義改而御断申
上度、再三再四陳請仕候処御許容無之、内外危急之時
節彼是辞退仕数日相送り候内ニは、人心之向不向ニ抱
如何様之變事御座候も難計、何分国家之御大事ニ難替
候間、早々御請申上候様可仕旨御年寄始強而申聞も有
之、一身之進退此期ニ相窮当惑無限、猶退而勘弁仕候
処、此上徒ニ固辞仕候も却而 台慮ニ相背き、且は宗
家之安危傍觀仕只管一身之楽地相求候ニ近々深奉恐入
候ニ付、其識之庸劣を忘れ 御相統之儀御受仕、為御
名代速ニ出陣可仕奉存候、尤重職任之義、薄力並才所
詮行届不申覆慄之恐難堪候ニ付、此上幾重ニも御断申
上候間、蒙 御許容之御沙汰被成下候様仕度、右御請

奉申上候、誠恐誠惶頓首謹言、

臣

七月

慶喜

一七

寅六月備前侯より番頭用人伊木左を以建白

今般長防御裁許之儀ニ付彼是之御次第より終に御討入
ニ可相成との御事ニ付、頃日段々御達之趣夫々奉拝承
候処、芸州表江出立之御下知も御座候得共、於御趣意
柄乍恐聊了解難仕儀有之、相伺候出候折柄追々攻口手
合戦争も有之趣ニ候得は、速ニ出立も可仕筈ニ御座候
得共、実ニ今日之事時運之所令然とは乍申内外之憂御
引受被遊候様相成候而は扱々奉恐入候次第ニ而、国家
之御大事此時と存込候間、毎々不遜之至ニ奉存候得共、
不顧恐赤心建白仕候、何卒御虚心を以御聞取可被下候、
抑先般御糺問之上於大膳父子依然謹慎之段は御聞届ニ
相成候得共、元来統御之道を失候所之罪を被正候御事
故、朝敵之御疑惑は既ニ被為解候御儀ニ而、畢竟御寛
大之御取扱ニ相成候御深意と奉恐察候、然処御裁許之
場ニ至り大膳等之名代宍戸備後之介江は御達無之、却

而御不審之廉を以安芸守江御預相成候処より、兼而御聞止被為成候通彼国情至難之処、益疑惑を生し頑結候而折角寛大之御主意にも相障候様奉存候、将亦右等之辺は大膳父子江はいまた達命不仕儀と被察申候処、期月迄ニ御請書差出不申処より大膳父子御裁許違背之旨

御 奏聞ニ相成、於芸州表は硬命之者御誅鋤との御事、且御先勢之内ニも可有御座哉、長防海岸村落江炮撃ニ相成候趣、是等実之事ニ候得は、全く玉石共ニ焚無罪細民御構無之硬命之者御誅鋤之御旨趣齟齬仕のミならず、神武不殺之御仁徳ニも相戻り候哉と奉存候、右硬命之者御誅鋤之事よりして二州人民無才遣ニ至り候而は如何ニも惨刻之御所置ニ相当候様奉存候、何分ニも初中後之御主意瞭然たる御条理難相伺処より人心大に疑惑を抱可申、三軍之禍生孤疑其末無所底迄之禍乱を引出し可申哉と過慮仕候、素より 幕府之御威光貌豹満野燦耀蔽海之勢を以兼爾たる長防御征伐之儀容易之訳ニは可有御座候得共、人心一定之上ニ無之候而は億万も億万之用を成し不申、此假御行進之所ニ而夫等之

辺ニも御構無之、一時之御威武を以て御迫り相成候而は往々大事を誤り、其内ニは變故百出不測之大禍を引出ニは必然之勢ニ而、堂々たる

王君之師於御体裁如何有之へくや、幕府之御威徳ニも相係り可申哉と奉存候間、

皇武御決議之御事ニは御座候得共、尚御懇議之上以御活断天下悦服之御所置被為在度不堪至願奉存候、仮令此末二州泯滅に至り候而も天下後世吐口不申上候様無御座候而は、真之御威光被為立候共難申上哉ニ奉存候、若亦是非只今之御運ひ相成候は、台師を広島迄御進め被遊、親しく形勢御觀察之上臨機之御指揮被為在、天人俱戴之御所置無御座候而は、速ニ御奏功之程は万々無竟束、断然ニ御進発被遊度奉存候、奉冒威敵伏膝下御深意奉伺候上ニ而

皇武之御為一廉努力仕、御恩義ニ可奉報心得居申候間、夫迄は為御警衛人数領内ニ相揃置 台旌奉仰望居申候、全体は上坂之上微衷言上も可仕筈之処、非道近慮之變甚に懸念不少候付、以管牘表呈仕候、此場ニ至り右様

之儀申出候而は御軍略を妨候姿ニ相当り、如何之御赫怒ニ相触候哉と恐縮之至ニ奉存候得共、実以御家之御一大事と奉存候、其上当家神祖已来之御恩義と申殊於慶政苟も御支流を奉汲、去ル子年於二条城御為筋之義無伏臆可申上旨奉蒙御懇命 台過之程銘肝罷在候儀故、幕府三百年來之御威徳際替之機ニ膺り、忌諱嫌疑を憚り傍觀黙止可仕時ニ無之、前後を不弁愚衷奉吐露候、伏翼は海天之御度量を以御涵容被為下候様奉泣血敬陳候、誠恐誠惶頓首謹言、

六月廿三日

一八

寅六月越前老侯建白

此度長防之模様ニ寄御動座之御都合ニ可至と之儀不被為止候次第ニ可有御座候得共、御家之御安危至大至重之儀奉恐入候、是迄

朝廷御遵奉之筋ニ付追年御誠意も被為尽、良御一和之御運ニ相成、御国是及外国之御所置追々御施行ニ可相成処、長防之一条ニ而右至大之御急務は却而御抄取罷

成兼候故、人心之焔鬻難相立、諸藩疑惑を抱、動もすれは

公武之御罽隙も可生勢有之、且天下公私繁重賦役と申物価之沸騰より士民困窮之姿相顕候折柄、一度華城御動座ニ相成候ハ、此際ニ乘し 公刃之御失体を口実ニいたし困苦ニ陥り候人心を煽動し、如何成禍胎変亂を計り候者有之候も難計、長防之激徒等操虚之施策も難計、万一大旆西ニ有之京摂ニ同播を生し候ハ、天下之大勢中断し、漕運之路雍塞し、問罪之諸勢も氣分れ心裂候ハ、乍恐御進退御究相成、長防之事も是に就而却て大儀御手間取ニ可相成、況又兵庫港之儀も御延儀ニ相成候様子も不奉伺、其内異船之儀渡來等有之義も難差定、右様之御運ニ相成、内外御困難之余長防之儀は御苟且之御所置相成候様ニ而は、天下一同ニ廟堂之内廷を奉洞察、御威光之陵夷可申計御次第第二も可推移、何分公刃より内地之戦争を御引起ニ而は、御失策は素より一旦萌動ニ及候乱闘容易ニ平定可致様も無之、海辺も障艘を生御軍費弊も弥増之儀と相成、患害

消焦御安危御浮沈之機此時ニ可相決儀恐懼之至奉存候、
乍憚此辺之御防備御願算御遺策有御座候儀とは奉存候
得共、何分抱憂ニ堪兼候故不省鄙衷奉申上候、何卒乍
此上長防之件は華城より夫々之御指揮を以蚤く御濟せ
相成、当分京撰之間に御奉職御応政御施行之御宜ニ相
成候様至願至禱奉存候、此儀乍恐猶又委細奉申上候様
大蔵大輔申含候、以上、

六月

一九

小倉在陣大小監察より芸地同席江之報告

以飛通拜啓仕候、大暑之初各益御清廻奉拜賀候、当鎮
彦岐守殿御初役々一統相替候儀も無之、御降心可被下
候、陳昨十七日晝七半時頃下之関辺ニ当り頻ニ炮声相
聞戰爭有之候様子ニ付、所々承合候処、慥成説も無之、
芸地より御軍艦御廻し相成長府辺炮撃いたし候杯と申
噂ニ而、何分不取留之次第、尤兼而申進候通、此程之
霖雨ニ而九州川々相支諸人数到着延引いたし候付、
責而一ノ先相揃候迄は討入見合候様当藩江御達相成居

候付、当家人数より彼を攻撃致候ニ而は有之間敷、彼
より暴発いたし候ニあらされハ、道路之説の如く大島
郡辺より御軍艦相廻り元山又は長府最寄攻撃致し候ニ
も可有之と存、一同彦岐守殿御宿陣江罷出、晝来之炮
声ニ付何欵御届等も有之候哉相伺候処、田中孤兵衛罷
出居、御軍艦御廻しニ相成、長府城下御焼払相成候趣
承り込候旨大悦之体、右ニ付多分は相違も有之間敷と
存居候処、朝七字過田之浦出張之軍目付斉藤圖書御宿
陣江乗付、長賊大挙襲来、軍艦五艘大船二艘・門司小倉
帆船三艘・門司家老
多・田之浦同島村志津
馬陣所・楠原小笠原近江守
陣所・庄司小笠原幸松
丸陣所見新、江炮撃、防戦行届兼候趣申出候、其後追々注進有之、
今晝霧深ニ而咫尺を不弁敵船近寄候を更に存不申、誠
ニ我不意ニ出るのミならず、最初長府之方江向ひ数発
射炮いたし候付、兼而噂ニ聞及ひ候富士山・翔鶴丸杯
参り敵地打破候事と、味方大に氣力を得討入之用意等
いたし居候処、右軍艦左舷より五艘連発盛ニ打立、防
戦度を失ひ、併ながら島村志津馬之手道中ニ踏止り大
炮応発、軍艦老艘打沈、一艘は大に疵を負せ、スル一

プ二艘兵士人数十名宛程乗込居候を打破候内、煩手矢島四郎左衛門・藪近左衛門彼之弾丸ニ当り、一人は深手、近左衛門は即死、かゝる所江楠原小笠原近江守陣屋焼弾之為ニ放火せられ、門司・田之浦陣所は中断之形ニ相成、長賊端舟ニ而多人数上陸、門司・田之浦人数は挟ミ打ニ相成、海上よりは艦に備ふる所の大砲盛に打出し、迎も防戦行届兼、島村志津馬其外諸手共間道より大里江引上申候、長賊は追々上陸、門司七十五間程・田之浦百五十間程・楠原百六十三間程於所々放火、陣所之大砲二十門、海岸ニ繫置候手船異船之類三艘、小舟漁船八十艘、皆彼ニ奪掠せられ申候、火之手は追々烈敷、前三ヶ村皆焼失、田之浦近辺江八百人程も上陸屯集之趣ニ御座候、大里辺江も押寄可申勢之処、軍艦相損し候故欝、昼後より軍艦皆下之関江引込、半は沈没之船も曳船ニ而同所江引戻し、大里之先木崎沖江帆前船壹艘繫居、折々炮発威を示し居、黄昏ニ至り止申候、大里も甚手薄ニ而当藩よりも御人数を以御援兵被下候様願出候処、御承知之通千人隊別手組のミに

て、御宿陣御警衛引足兼候程ニ而殆当惑仕居候処、能本勢千六百人程到着いたし候付、右を大里江繰出し候様御差図相成、且大里沖之方は順動丸・飛龍丸ニ而防衛いたし候様相達、当藩も少々氣力を得候事ニ御座候、小倉は積年之私怨も有之、拳藩殊之外憤発ニは候得共、器ニ乏敷、大砲はポトホーウィッスル多く、小銃ハ火繩炮多く、甲冑・小具足・重藤之弓杯ニ而埒明不申、右ニ付纔二三百之奇兵隊ニ破られ残念無此上候、久留米も五百人程致出倉候得共、是亦尊王攘夷之兵隊、熊本も大凡同様、扱々困却之至御座候、併いつれも接戦には長し居候兵士ニ付、富士山・翔鶴等にて下関長座等焼払上陸之道を開き、当港を初多人数所々より上陸決戦為致候ハ、長府城・清末之營は半日之間ニ乗取可申、右を足溜りといいたし候得は二州可討取存候、昨日急使を以御軍艦御廻越之儀申進候間、明後廿日迄ニは御船々到着大勝利有之候事と一同相案ミ居候、前文ニも申述候通銃隊甚乏敷、且大砲隊も不十分候間、宍岐守殿ニも被仰進候儀ニは候得共、歩兵二大隊大砲半

座御廻し有之候様是非共致度、右兵隊差渡方は馬関・

長府等一炮撃之後は運送船之分は御廻し候而も差遣無

之間、急使より御申越可被成候、呉々も昨日之戦争器

無之銃隊等ニ事欠候より門司・田之浦敵之有と相成、

実ニ不堪憤激候、尤当藩軍事掛尾形繁右衛門と申人、

血戦之後田之浦山上江のかれ大松樹江よち登り、昨夜

より今朝迄敵之様子目撃いたし立帰り申聞候は、上陸

之長賊八百人程有之、岸ニ繋有之候小船等奪去り、且

味方立退候節取残し候大炮類江プリンデポト火門釘

打置候間、急速用立兼候故ニ候哉、其仮ニ捨有之、右

人数昨夜半頃より追々長地江引退、只今は一人も不罷

在趣ニ候、併田之浦辺は只今之処ニ而は先敵地同様ニ

付造成義はいまた相分申さず候、先は昨日以来之事情

荒増申進候、草略閣筆、余は後鴻江讓候、以上、

六月十八日

鎌二郎

大内記

但馬守

主水正様

三右衛門様

鎌次郎様

後文略ス、

二〇

寅八月十日關老松防州より大監察黒川近江守江

(二〇の1) 今般御軍役人数等別紙之通御改正被仰出候間、其旨可

相心得候、尤兵賦之儀は右之外たるへき事、

但組合割之儀は追而相達ニ而可有之候、

右之趣万石以上之面々江可被相触候、

八月

(二〇の2)

今般御軍役割等被仰出候付而は、銘々日用家事ニ至迄

諸事格別省略可致候、就而は供連之儀、布衣以上は侍

一人・草履取一人召連候共不苦、布衣以下之者之勤不

勤共供一人召連候共時宜ニ寄不召連候共不苦候、委細

之儀は御目付江可承合候、

右之趣万石以下之面々江可被達候、

(二〇の三)

御軍役人数割

六百石

銃手三人

七百石

同 四人

八百石より
九百石迄

同 五人

千石

同 六人

千五百石より千九百石迄百五十石ニ付銃手一人増之積、

二千石

銃手十四人

二千百四十石より二千九百石余迄百四拾石ニ付銃手一人増之積、

三千石

銃手廿四人

三千石以上は百廿五石ニ付銃手一人増之積、尤指令役等之役々は右之内より可差出事、

一 五千石以上は指令役其他之役々右之外ニ可差出候事、
一 六百石以下三百石迄大砲組ニ組立、尤人数不及差出、

為御軍役金、六百石以下五百石迄百石ニ付金五兩、五百石以下四百石迄同断金四兩、四百石以下三百石迄同

断金三兩之割合を以年々可相納候、

一 三百石以下百石迄百石ニ付金三兩之割合を以御軍役金

可差出、尤年々ニ不及、二 大隊以上之兵出張之年のミ可差出候、

一 百石以下之者は御軍役金被成御免候、

右御軍役之儀は都而本高ニ而可相勤、御藏米取も同断、
現米取之者は俵ニ直し同断たるへく候、

一 御足高右之面々は、御足高本高合三百俵以上之者は御足高之分百俵ニ付金五兩之割合を以年々可相納候、同

断三百俵以下之者は前書本高同様ニ可相心得候事、
一 御軍役金納方之儀は兵賦金方之振合ニ可相心得事、

二

寅七月三日附小倉表より之来状久留米藩人之書乎

大里表江小倉様御人数御出張之処、曉七時頃より長人之方より大砲打込、双方打合之上大里焼失、新町之間ニ而小銃戦、死人手負等も双方ニ有之、小倉勢引退候折柄近江守様御備ニ而砲戦有之候処、山手江人数進ミ候ニ付、細川勢と心得居候処無左長人ニ而、田之浦より上陸、奥田芥田ヶ原と申所山辺より四五百人打立、

大里江船手三方より取巻打立候得共、余程相働候趣ニ而長人ニ而も死人多く、右ニ而双方八時分軍引上候趣ニ而、其後長人数多蒸氣船ニ而引取、残り久留米屋敷江八九十人程屯集致居候趣、尤白木崎江和船繋ぎ有之候趣御座候、

一 死人手負数々送り有之内、山田治郎右衛門と申者録(ママ)二百石年五十才ニ而一之手番士働き候趣之処、胸板を小銃ニ而打倒され候処、左之額深く切られ即死に相成候、其外七八人手負数々見受候、其余も数多ニ而人数名前等相分不申候、

一 小倉様御人数大里・新町之間ニ御出張相成居申候、其外大里より長浜之方江二三十人ツ、屯集致し居候、

一 幸松丸様長浜御引陣相成候処、又々大里辺迄七時分御繰出しニ相成候事、

一 近江守様赤坂江御退陣之処、右同断之事、

一 肥後勢新町山手より赤坂山手江御陣張相成居申候、長岡御人数蒲生村江余程くり込相成、明日明後日迄ニは本陣着陣ニ相成候由有之候、

一 久留米勢赤坂上山之手江御陣張之事、

一 七月三日

今晩七時頃より長州引島田之浦弟子待山之手より大里見当ニ発炮就而、大里江致出張居候小倉勢よりも発炮致居候央、蒸氣船二艘ニ而押寄、其中大里山之手ニケ所より白黒之旗押立長賊共攻寄申候、小倉勢余程防戦は仕候得共、何分三ヶ所より攻寄候故応し兼、其上小倉より為応援大里表江繰出し候勢を敵と見違同士討等致し、甚以不都合千万ニ御座候、朝四時頃小倉勢赤坂迄引揚、長賊共大里其他小森村悉く放火致し、大里より手前二番橋と申処迄押居申候、肥後勢鳥越山江押出し、御国御人数之儀は肥後勢より凡十町計手前之長浜後山之手江扣罷在候、未委細之儀は相分不申、追々御注進可申上候得共、不取敢以急飛申上候、

三

寅七月九日仕立小倉報告

当月三日未明、長州之引橋東台場より当藩大里江発炮いたし、大里よりも応炮いたし、互に炮戦之央長人

博勞織多、小舟十艘計大里江乗付上陸いたし候処、当藩
角力取之由、人数一時ニ潰え、味方を誤り炮発いたし、散々敗走仕、
長人は其機ニ乗し小銃を以進打、終に大里町家尽く致
焼失、武器は不及申漁舟ニ至迄分取いたし大勝利之由、
右ニ付当表出張之諸藩も紛々之議起り、是迄小閥老一
己之決断ニ而軍議等も無之、加之当藩敗走を却而勝利
を得候様ニ御達有之候故、諸藩戦士ニ至迄疑惑を生し
興起之目途更ニ無之、就而は御討入杯と申儀は毛頭出
来不致候間、此上は一ト先小閥老上坂有之、是迄数度
之御失策大樹公江言上ニ相成、其罪を諸藩江御謝し、
然後諸藩惣会議長州討入之確説無之而は人氣承知不致
との内論往々有之、然処当藩は数度之敗走、諸藩援兵
も無之、且は城下之安危且夕ニ迫り候故、是非諸藩一
同一日も早く御討入可相成段紛繕申上、小閥老殊ニ御
迷惑之振合ニ而昨今は日々軍議等も有之由候得共、未
流布不致候、先月十七日門司・田の浦戦争より一入大
敗走ニ而、今以長人往復いたし候得共当藩よりも……
之振合更に無之、古今稀成事ニ御座候、委曲は最早御

不分明

聞込可有之候間略申上候、已上、

二三

寅八月朔日惣出仕之節万石已下諸役人江左之通松防

州より演達、閥老列座参政侍坐

当今防長御征伐御軍事兎角御勝利少く芸州路出張伯耆
守御札問被仰付候程之御不都合相生し、既ニ井伊・榑
原敗走ニ至り、且又石州路追々之苦戦力たらず、終に
浜田落城之次第、加之小倉領分大里・田の浦等長人之
手ニ入、依而相狭ミ兩岸より打出候ニ付、下ノ関通路
相止り、応援之救助も容易ニ相成かたき事ニ至り、殊
之外御難戦相成実ニ此上は即今御家之御大事ニ迫り候
御場合、急速御大軍勢御さし向無之候而は弥以御一大
事之儀と、此度牧野若狭守早追ニ而御差下ニ相成、就
而は御軍勢等早々大御变革被為在、如何様ニも被遊御
軍勢御差向不相成候而は難相成時節、御切迫之事情一
同篤と致恐察憤発可相励事、且輕輩之者は難渋苦情も
可有之候得共、此期ニ臨ミ候而は御家人たる者上下地
を払候而も出陣いたし、死を以教代之 御国恩を奉報

時節と心得、何程之御沙汰をも御請申上、抛身命御奉
公申上候覚悟ニ可罷在旨、組支配之者江得と説諭いた
し候様ニとの儀、戦場之模様等御目付大平次郎・牧
野若狭守より委細承候様ニとの事、

二四

寅七月晦日於大坂稻閣老より達

在邑

細川越中守

弟

在所ニ罷在候

同 澄之助

二十八

願之通澄之助儀養子被仰付之、

二五

寅七月廿九日於浪華浜田侯より稲閣老江達

去月十七日於益田村戦争後賊徒日々相迫り、去ル十三
日十五日十六日浜田城切迫之場所ニおゐて戦争御座候
処、紀州様御人数初追々御退陣、遂ニ十七日城下山路
三面より相迫り後を絶ち候勢御座候ニ付、夫々大小炮
分配、精々防戦仕候得共、何分城池不堅固且少人数ニ
而防戦之手段無御座、其上右近将監久々病床ニ罷在、

出馬指揮仕兼当惑仕、松平因幡守様・松平出羽守様・

阿部主計頭様御人数江も御軍議仕候得とも、何分後詰
之兵も無御座、防戦之目途相立不申、就而は妄ニ人民
を害候而已ならず、城中并兵器・糧米等賊徒之物と相
成候得は、却而賊之勢焰相増候筋ニ至可申、甚以遺憾
千万ニ奉存候得共不得止事、前文御人数江相談之上、
十八日申中刻城下并家来屋敷共自焼仕、諸軍と共に進
退仕再挙を相計候心得ニ而一ト先浅利村江退引仕候、
乍去是迄精々死力を尽し候得共遂ニ如斯場合ニ立至り
候儀、畢竟指揮不行届御座候儀と誠ニ以恐入候次第ニ
奉存候、右之段不取敢御届申上、猶委細之儀は追々可
申上旨申越候付、此段御届申上候、以上、

七月廿九日

松平右近将監内

岡村源次郎

二六

寅七月浜田人数江長防士民より書翰を贈り浜田より

返答之趣ニ付再報

御答書致披見候処、先我々共より差出候書面御手許江

不相達、且傍示杭相立候杯申事、於我々一向更に存も不寄驚入候、是決而奸徒之所為弊藩ニ賊名を負荷せしめん奸謀成事燎然也、其辺之事失跡も有之、彼是之懸念も有之候故、先般改而申達候事ニ候、依而は貴藩ニ於て我々は乱入と御心得、我々も又貴藩ニ而兵力を以強て御要遮と心得候処より今日之情態ニ立至候段、無余儀次第ニ候、尤御答書ニ御申越之通、弊藩兼々天幕江被尽忠敬候段は御承知之事ニ付、御隣交は勿論天幕江不遜之心底毫も無之、其他神明ニ誓て奸邪を誅鋤し、主人父子之冤罪を直ニ

闕下に哀訴仕候外他事なく御座候間、貴藩強而御要遮無之候得は於我々も決而戦闘と不相成儀ニ付、前段御承知ニ候得は御出張之兵士御退引可被下候、此段再応如斯候、以上、

七月

二七

寅七月廿五日付三浦侯在所勝山より来状

扱石州一条は弥大破れ、浜田自焼ニ而落城、御代官様

ニは御米蔵等も御逃出し、石州一円長州領と相成残念之事ニ御座候、雲州ニは国境を御固、因州ニは御人数引揚、又福山ニ而も御陣払、其内紀州勢安藤様御人数共十五日合戦中ニ引取掛大崩、浜田江引取候処、関門閉ち入れ不申候処押破り入込大混雜、浜田より御達ニ而、一宿は勿論一飯も不相成候由、大森ニ而は無故御引取相成哉、関門江入れ不申、食事等種々相頼候而漸く梅干一ツ・香之物一切位ニ而多分之賃錢之由故、食物価ニ陣羽折又小袴等を与へ引取、隊伍を乱し不始末之行粧、飢而道路に臥し、又人夫共は大根杯を食し大難儀之様子と申事、扱又御屈面之通御代官様御逃出し、遠藤様ニは御進ミ被成候思召、講武所隊勇氣も有之由候得共、玉葉運送差支ニ相成、諸家之御人数は退陣、何とも被成方無之、石州五万石を打捨、外御同役様を以御届之次第哉と殊之外御周章之事之由、其上広島表之方ニ而は、宍戸備後之介御戻しは伯耆守様御一己之御計ひ、宍戸江御逢其上御馳走等も被下御戻相成候由、長勢未大森迄は入込不申、併石州一円之事御固等無之

故、一向様子不相分、雲州御城下江は外道筋無之、何れ上京と申事ニ相成へく哉、左候ハ、何れニも当辺通行之訳ニ可相成哉と一同心配仕候、御国許御固のミ被仰立ニ而御引払、廿七日ニは御帰城之旨為御知有之候、其外可申上儀も有之候得共、取込略申上候云々、

月日

二八

閣老松伯州芸州より浪華江之書翰

(二八の1)

一筆啓上仕候、秋暑強御座候処 公方様益御機嫌能被遊御座恐悦至極、御同慶奉存候、然は此度之秘密一条未可否不分不都合ニ顯然致し、紀伊殿彼是と被仰聞御尤之儀、右取扱は拙者素より覚悟之義、今更申上候様も無御座、謹而奉待尊命候、乍併夫迄之処は諸軍英氣ニ拘り候間、重々恐入候得共相勸居候、此上弥御失策ニも可相成哉恐縮待罪之外無他事候、恐惶謹言、

七月五日

松平伯著守

板倉伊賀守様

稻葉美濃守様

尚以説得人遣候儀は、沓岐殿始御役人向老人も相談不仕、愚存之見込ニ而さし遣候事ニ御座候、

(二八の2)
○

別啓、本文説得人差遣候見込は、何分当時之場合兎も角も平穩御受ニ相成候得は都而之御都合と一筋ニ存込候処より差入候事ニ而、尚備後之介を遣候事は是迄も説得之含有之由之処、何分ニも不届候間、此賊ニ而毒は毒を製候理も有之義と存候而遣候事ニ候、沓岐殿始御役方江不致相談儀は調候へは宜不整時は一同御咎を蒙候儀と存相談も不致事ニ候、防長之力責はとても長引可申、其内ニは不思議之御不都合も出来可申候哉と恐入候、御地ニ而は如此之激徒可有之とは浅見ニ而不存寄候処、此度一条ニ而愚考仕候ニ、長防之ニ州九分過激之境界ニ而加之薩英之激論助之、蒸氣船等貨候哉之風聞有之、薩人は内実入込居候哉ニも相聞得候、右等之義故、此末之見込甚六ヶ敷存候、于今九州・四国・石州・芸州地之応援ニノ見等出兵不致、邂逅出兵之藩

御向所様

二九

日本新聞 第四十八号

西曆一千八百六十六年八月十一日
我慶応二年丙寅七月二日

横浜開版

は糶米等相願、或は暫時御取替之金相願、其人數多候
而も夫人計ニ而戦士甚少く、鉄炮は火繩筒真之古風等
ニ而、鉄炮之渡り始之通之様体ニ候、然共炮隊ニ而も
多候哉と存候処、其上炮隊は無數、外ニは當時炮隊之
開候は第一公辺之陸軍ニ講武所、第二薩州、第三大鍋
島

皇國中此三ツ計ミニュールを好候位実用ニ渡り真之御
用ニ立候、又爰に長防之徒は不殘農兵ミニュールにて
穢兵迄同様ニ而因却之一ニ御座候、夫是合考致候ニ容
易ニは御平均見据無之、然共仏ニ及談判三拾艘も軍艦
を借出し、世上之評論は不願夷人を遣ひ候而ならハ速
功も可有之、其他は更ニ無之、唯爰ニ而も陸地江之フ
クレ出候を待受候様之合力を如何と存候耳ニ而、追々
見合候と中々ミフトき悪ル者多く候、夫等ニ而何分承
服御請御座候か最第一と致愚考候事ニ而候、暗愚短才
恐入候得共、心底之処不包奉申上候、頓首百拜多罪、

七月五日

伯耆守

坂地

長州の風説をきくに、大君の兵士大島を攻取たり、又
長州勢は向ふ地九州の方をいふなるへしの諸港を襲ひしか、遂に追
ひ返され二隻の軍船をさえ失ひたりと云、

一長州海峡に於て絶えず炮発あり、且大君の兵下の関を
閉ちたるに依て此戦争平治し、下の関を開く迄の間は
内海の往来を止むへき旨、御老中より外国諸全權へ通
達あり、其時吾往来を止るは何の故そと、我方より御
老中江尋問に及ひし処其答に、我謂れなく船の通行を
禁するにあらず、若外国船通行の時に当りて不図陸地
より炮を放ち其船を害せん時に申訳なきを以てなりと
云へり、

一水野和泉守役儀を罷められたるは前週の新聞にも言ひ
しか、今其屋敷に蟄居すといえり、是は何故の咎にや
駭と知るへからず、世間の風説には、曾て大坂より命

ありて江戸市中に再度の用金を取立よとありけるか、泉州の意には以前の用金にさえ市人一方ならず難儀せりとて只管其事を拒みたるに因ると云、亦或は曰、泉州自説の正しきを示さんか為にや、窃に市人にすゝめて打毀を為さしめたる故なりと、

奥普戦争一件

本月九日(即日本六月廿九日)の夜、仏国蒸気船ドブレー入津し、此程中衆人の渴望せし報告を得たり、曰く、奥普の戦争將に止まんとするの勢あり、奥軍勝利の後、仏帝其中に入て和議を講せんとす、且現に六十万の兵を備へてもし之を拒む者あらハ直に之に当らんとす、講話の成と不成は後便にあるへし、○威尼斯は奥国より之を仏国へ渡したり、

一支那・日本在留の英国兵士の将帥マジョール、ギューは不日到着すへき由なり、

○倫敦よりの伝信機報告

西曆六月廿五日(日本五月十三日)

へロナの戦にイタリヤ兵の両翼敗走し、プリンス、ア

マデウス・將軍セルヂニ傷を被る、○プロイスの兵ガリシヤに攻入しか押返されたり、

按るにへロナはヘネチャの府名、ガリシヤはシレシヤの一部、奥に属するの地にして普境に接す、

一六月廿八日(日本五月十六日)

英国新宰相デルビーいまた新に政令を施すことなし、

○ポヘーメ第二の戦争、普兵大に敗績し、死傷の者をも顧みず逃れ去る、奥国は休戦の議を肯んせず、

一六月廿九日(日本五月十七日)

(ボヘーメ)波希米に於て復戦あり、普兵大に勝利を得、ハノーブルの兵普魯士に降る、

一七月二日(日本五月廿日)

波希米の戦争止まず、去月三十日日本五月十八日奥兵敗績す、

一七月五日(日本五月廿三日)

奥国は仏国江へネチャを譲り、仏帝ナポレオンは奥普の中に入て和議を整んとす、之に依て普以二国へ使を立て休戦の事を掛合に及ぶ、

一七月七日(日本五月廿五日)

普国は休戦の議を承引せず、○塙はいまた返答なし、
○塙より仏江へネチャを譲れるに依り、以太利は大に
不平を起せり、

○
仏帝ナポレオンより其国の外国事務宰相に贈りし書翰
を見るに、歐羅巴諸国の版図一変する時は仏はライン
河辺の諸州を領するなるへしとの意を含めり、

○
印度のボンバイの信報に、クルヌールといふ地にて絞
腸痧流行すと云、

右寅七月廿七日開成所に於て訳成、

三〇

○
滞坂幕吏步兵指図役某書中長防形勢摘要

但七月廿日芸地より浪華着、一説に新軍
艦富士山乗組之某より書状也ともいふ

○
広島表城下江上陸之上長防之事情探索候処、兼而之見
込とは齟齬いたし尚一等之要地、殊ニ防禦之運計野州
浮浪之籠山杯とは異にして、烏合之奇兵隊而已ニ無之、

全国之士庶人非人に至迄一致一和必死を究候体、乍恐
当今急速御成功御凱陣之程如何無覚束、偕々悲憂之至
歎息仕候、先般被仰出候御書付ニ而は去月六日諸手一
時ニ射撃候様ニとの御趣意ニ候処、今以萩口下之関江
被向候諸侯出勢之程もしかと不相分、何れも是迄滞陣
罷在歳余之疲弊故、至今両端を見望候様子と内々伝聞
仕候、去月七日毛利興丸江御書付を以被仰渡候処上下
弥一和候哉、芸州領三ヶ村江人数繰出候ニ付、先鋒彦
根・高田之両勢鬪戦之処、十四日大野ニ而大敗軍、引
つゝき十五日三番町歩兵隊繰出し争戦七分之勝利、併
なから指揮官友成采女殿討死、下役兵卒討死手負等も
有之、彦根家老一人討死、其外兵士之内討死手負多分
有之趣、宮島沖大島と申処江賊徒屯集、足溜場所江は
御先列御供大砲小筒組西丸下歩兵隊去ル十一日押寄大
戦、十分之勝利、一郡追討、引続三番町歩兵隊大野口
より援兵として出張候処、官軍寡少ニ付大島群民屋不
残焼払候上同所は不残退陣、即今大野表御人数一手ニ
相成対陣罷在、大島放火後は御守衛之勢無之事故、尚

亦暴徒士民共追々帰住屯集罷在候様子、右戦争之刻西丸下歩兵指揮官松平友之丞を始大炮小筒歩兵共討死手負多分ニ有之、一々人名を承記ニ寸暇無之、勿論小子懇意之人ニは手負兩人程有之候得共、討死は無之、且亦石州口は浜田侯敗北、軍監三枝刑部殿討死、津和野侯は居城江引籠候由、其外萩口下之関江はいまた出勢鬪戦も無之哉ニ承申候、右様之形勢是と申廉立候戦争更に無之候得共人命は多分損害之様子、偕々驚歎之至ニ御座候、紀公・宮津侯広島ニ御在留万端御指揮被成候事と承知仕候、

一先般御束縛之長藩穴戸備後之介儀は、去月廿八日伯州御深慮を以広島表より本国江免帰、国境迄厚き御手当ニ而御送ニ相成候、右如何様之御策略ニ而御許放相成候哉、小子芸地出立以後戦争更に無之、備後之介許放ニ付而は種々怪説生し候処、昨十一日被仰出候書面、伯耆守事一己之差略を以此度備後之介事帰国為致候段、如何之次第ニ候哉、早速坂地江被招呼御札問之上至当之御所置可被遊答ニ付、一同疑念無之様是迄之通相心

得可申旨御供并討手之面々江可申述云々、且又紀伊公ニは御惣督御免御懇願ニ相成候趣、総而御役人方御一致無之、右様之形勢ニ而は又々延月糧食を費候而已、無益之事と歎息之至実ニ累卵と可申哉、薄水を履と可申乎、不容易御時節と痛心之至奉存候、近々江都より御領兵并横浜定番役下番御抱替ニ相成歩兵隊御呼寄坂着ニ相成候趣、左候得は右之面々芸州其外諸手江被差遣候乎、亦は当小川町初是迄之御中軍列先々江出張、此度坂着相成候御領兵之向御中軍と相成候哉も難計、何れも時宜ニ寄俄ニ発陣被仰付候事と一同覚悟罷在候、前頭申上候長防軍勢は孰れも非人・穢多其外は耕民共而已ニ而、右江奇兵隊中より策略有之者を四五人撰挙、隊長として付添万端指揮致し候事ニ而全之士官と申者無之候得とも、野州浪徒杯とは違ひ国家之興廢ニ関係候事故、且戦且走、身体強壯・地理知覚之上、進退駈引実以自在之由、此上官軍一際憤発候得は人命を損害候事莫大之事ニ可有之と微察仕候、

実ニ方今諸侯之事情両端を量効候哉之様子、眼前芸地

滯留中広島表之人気杯、苦々敷事而已相見申候云々、
或評ニ云、此書時勢之情態説得て良し、恐らくは久
保田仲次郎ならん乎、

三

○

日本新聞二百三十三号

横浜開版

西曆千八百六十六年八月十一日即寅七月二日

日本の政事に関へる人と交るものは明に知る所ならん、
愆而此国の人太平無事の日に当て事物に注意すること
なし、日本国の人氣を察するに、外国条約を取結ひ外
国貿易の為に国を開くことを嫌ふに似たれとも、之を
嫌ハ、勝手次第に指置方宜しかるへし、然れとも二百
年鎖鎖国の風習を一変して開国を為さんと請求せしは
世界の正理といふへし、是則ち開国論の貴き所以なり、
実に条約を取結ひし日より日本の君主・貴族の間には
艱難勞苦の外決して他事なく今日ニ至迄此艱難の急に
止へき見すへあらず、其艱難を枚挙すれハ至らざる所
なし、即ち条約を結ぶことを好まざるよりして政府も

其難を蒙り、政府の説に反する者も其裨に罹り、外国
人も其害を受たり、其難一、通用金の法を変したり、
其難二、日本政府より償金を払ハしめたれと、此償金
は順廻りニ而遂には其外国商人より払戻すの姿となる
へし、其難三、

御門と大君との不和を生せり、其難四、大君と叛諸侯
との戦争に及へり、其難五、日本国内の貿易を変せし
めたり、其難六、衣食の価騰貴せり、其難七、大君と
諸大名との間互に憤を含ミ互に功名を争ひ之か為に国
用を費す、其難八、斯る難事を生したる上は、条約済
各国のミニストルは波立水に油を灌ひて其波動を鎮る
如く、或は忠告しあるひは力を用ひて此難事を救ハさ
るへからず、不幸にして機会は得難き物なれとも、外
国ミニストルは方今大君及び其大臣へすゝめて外国人
并自国人に事を相談すへきとの難を告へし、○諸大名
同盟して合衆政治を立て、之と条約を結ぶへしとの説
は、余輩毫も之を信せず、薩州にて公然と師を起して
長州を助けなは、他の大名も之に従ふ者多く、之か為

に大君の方勢を失ふへしといえども、斯く同盟したる大名を得て天下の形勢を一変するに至らば、外国人の内此大名等と条約を取結ぶへしと思ふ者あるべきを、数年聊にても日本の形勢を斯る説を述さるへし、日本の諸大名一人も残らず尽く此同盟に与ミするにあらざれば、之と条約を結ぶとも其有様遠く今日に及はざるへし、又思ふに仮令諸大名のこらす同盟して之と条約を結ぶとも争鬪の門戸鎖さしたるにあらす、尚從來の景況に成へし、西洋諸国の為に謀て唯一策有、即ち条約を取替したる政府と信実^{（港カ）}に交る事也、固より余輩の日本に渡来せるは徒に其嘲弄欺詐をうけ政府の許したる巷のミに居て満足するの趣意にはあらす、故に開港の後我威力を顯ハシ、外国人の動かすへからざるの勢を示し、外国人の懇親は価ある物なれば、其価に応して買ふ者に之を売るへしとの趣意を知らせたり、是等の議論は識者の説をきかすして余輩のしる所なり、故に大君政府にて条約面の通りに事を施行すること能はざるも、其力の及ぶ所は尽したるに相違なし、大君は存

分に事を為さんと欲すれども、諸侯同盟といえる虚説の妄談に妨げられ、之か為に挙動意のことくならざる也、○日本を開んとするに之を妨けたる者は長州也、之を妨けたる者は薩州なり、妨けたる者は薩長の同類也、今薩長の族類を以て外国人の良友と為すへきとは大に其説を変したる後のことなるへし、薩州は最初開国を妨けたる説を変し、近來頻に外国の貿易を勉め、自国の諸港を尽く開ひて貿易を為んと欲す、斯く開国の説ならは大坂・兵庫開港を妨けたるは何故なるや、是他なし、日本全国の為筋をおもはずして自己一家の利を謀り躬自盛大ならんと欲するのミ、○英国ミニストル、ハルリパークスが鹿兒島に行きしは或人之を疑へとも決て公用にあらす、英国ミニストルの身分なれば、薩摩侯の招待に応して其城下にゆき、或は日本国中いづれの地にゆくとも法に於て妨なし、且ハルリ、パークスは本国政府と薩摩侯及び諸侯同盟との交際の談判を為すか如き男子にあらす、若し亦大君の位を廢し政府を倒し是迄の条約を棄んとする等の談話あらば、

假令此談話を耳にきくのミにてもパークスの所業は忍悪不信といふへし、然れとも若談判を仕掛なは、パークスは之を穢なしとして直に其地去るへし、

一右之次第ニ付余輩は只一説を守り確乎として動揺せず、即ち其一説とハ信実ニ条約を守ることなり、若日本政府の方にて著しく信を失ふ事あらは、亦之を糺すの法術あり、此法術とは鹿兒島・下の関の例なり、但し余輩の冀ふ所は、我方にて不面目のことを為し、曲を以て曲を糺すこと無んと欲するのミ、

一或人の云く、

諸大名を一致せしめて之と条約を結ぶ時は別に港を開て税法異なるへし、

余輩の説の云否らず、大名を誘引して斯ることは、商人数名ありて英国に來り、其地に在留して若干の利を得、俄に心を変して商法を變革せば尙も大利あるへしとおもひ、其趣を自国のミニストルに訴ることなく政府の趣意をもきかずして、英国内の人を誘引し、徒党を結て従来の法を改め、隨て政府をも改んと試る者あ

らは、世間の笑はれものにて遂に其国にも居られざる次第に及ふへし、識者の目を以てみれば余輩の日本に居るも同様也、外国人の此国に居留するはおのつから其条約の取極めあり、もし此取極を以て不足也とおもは、政府の之を變革するを待欵、しからされハ此国を立退くの両様のミ、○余輩の見込は只左のこときのミ、外国人は其同意を一致せる事に信を尽し、貿易の利を求ると雖も、日本の商人に対して不正を為さず、政府に対して其政事を妨けすとの事情を日本の主長(張力)にて能く了解せば、次第に其全国を開ひて外国交際の福恵を蒙り国を戦地に陥るの患なかるへし、○大君の兵は大島をとり、長州勢は下ノ関瀬戸の彼岸に上陸し数ヶ所をあらしたれとも、遂に追返されたり、此取合にて長州は其船二艘を失ひたり、下の関瀬戸ハ兩岸より発炮し、其大君の兵を以て同所を取囲むか故に、御老中より各国ミニストルへ文通し、戦争の間は外国船瀬戸を通行せざる様布告すへしとの趣を掛合たり、英国ミニストルに於ては自国船の瀬戸通行を禁する説あれとも、

同人并他諸国のミニストル等御老中江如何返答したる

を未知之、○何故外国船の瀬戸通行を差留るやと御老

中に難問せしに、強而通行を差留るにもあらざれとも、

もし此所に碇泊して危害を蒙るとも政府にては之を引

請ることなかるへし、と御老中の返答なり、

三三

寅八月於大坂稻閣老より大小監察江

(三三の1) 此度一橋中納言殿為御名代御出陣相成候付、御召連相

成候万石以下之分は不殘銃隊ニ御組立相成候旨被仰出

候、

右之趣、万石以下御供之面々江組支配迄不洩様可被達

候、

(三三の2) 一 前同断

此度御組立相成候銃隊之儀は、面々元身分は其假御振

置ニ而諸向組合隊伍御編制相成、惣称遊撃隊と相唱候

様被仰出候、尤身分ニ付御用向は本組頭ニおゐて被扱

候様可被致候、

右之趣為心得向々江可被達候、

(三三の3) 一 前同断

此度諸向組合銃隊御組立身分は其假御振置相成候ニ付

而は、布衣以上之者も布衣以下御場所江被仰付候儀も

可有之候、其外右に準し可被仰付候間、其段兼而向々

江可被達置候、

三三

寅八月十二日於大坂届

小倉表去月廿七日戦争後、長州人同領大里江入込炮台

(ア)等築造屯集致候趣、然ニ如何之御趣意ニ御座候哉、小

笠原寺岐守様小倉表御乗船、尚肥後御人数其外追々引

払候由、既ニ去ル朔日小倉城并市中人家家数町不殘致自

焼、最早落城之体、此上は大膳大夫領分江襲来候は必

然之儀、左様之節は尽力防戦は勿論之事ニ候得共、元

より小藩微力且応援も無之孤城とも可申哉、自然落城

等ニ押移候而は誠に恐入候次第歎數奉存候、何卒早々

御援兵被仰付被下候様仕度、今日ニも如何相成候哉と

大膳大夫始一統心痛ニ不堪寢食不安ニ罷在候旨大膳大夫申越候、以上、

八月十二日

—— 家来
鈴木刀兵衛

三四

寅七月廿四日於大坂稻闌老より大小監察江

覚

此度御附屬被仰出候御役之布衣以上・以下組々ニ至迄、万一節を失ひ不都合之進退有之筋は、坂地江御戻しニ相成候は勿論ニ候得共、時宜ニ寄り御咎等至当之御所置可被成候、

一御軍事御都合之義ニ付而は、御付属之役々前同断、時宜ニ寄り俗事掛之筋迄褒貶黜陟可被成候、

右之通紀伊中納言殿江被仰出候段、在芸役々江相達候間、為心得相達候、

三五

仙台侯より井闌老江

私儀、御進免御留守御警衛御免被成下度奉存候、右御警衛被仰付候已来病氣ニ付国許御暇被成下、私為名代

一門之内江人教指添為相登置、其後取詰療養相尽候得共、今以快方ニ無之、出府之任兼罷在候儀御座候、然ニ当夏中より之不氣候降雨多引統之、冷氣ニ而田畑共ニ生育不足、加之過ル七日より之連日暴風雨ニ而悉く損傷ニ及び、一円実法之見込無之凶作、委細之儀は追々別ニ取調御届も可仕候処、実ニ饑饉右凶作ニ罷成、四民餓死仕候場合ニ有之、從來不如意之上段々不時之物入も相嵩、国内疲弊仕候折柄、前文之変災出来仕居、救米を以為取統候外無之、此上四民救荒之儀も千万無覚束甚心配罷在候、依而は為御警衛差置人数江之扶助も存分行届兼候場合、尤此節柄之儀万々一四民騒立候段ニ至候而は、手広之領内不一通儀ニ罷成、容易ニ鎮撫も無心元、彼是深く痛心罷在候儀ニ御座候、当節之形勢ニ対し候而も斯奉願候儀甚遠慮至極ニ御座候得共、委曲前書之次第柄無抛相願候間、格別之御評議を以承願御許容被成下度奉存候、以上、

八月

松平陸奥守

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

寅八月廿九日

南部弥八郎

◇第一六九号（寅八月頃報告カ）『玉里島津家史料五』

一 新聞

オースタリア イタリア大戦

イタリア敗蹟 プリンズ・アマージェス、ジネラル・

セレール傷ヲ被ムル、

リウトルス電機信 フェニス 土曜日

オースタリア軍ノ報知ニ、此朝イタリア軍ゴイトニ近ク

ミンシヲ河ヲ渡リ、緩ニロフルベラーニ進ム、

ゴイド 土曜日

イタリア軍此日オースタリア兵ノ拒絶ナクシテ、ミンシ

ヲ河ヲ渡ル、

フェロナ 土曜日 十字

午後二字、オースタリアノブリガーデ隊兵ヲ損セズフェ

ロナノ外堡ニ到ル、然レトモイタリア騎兵ノ為ニ撃レ、

之ヲ攻ルコトヲナサズ、

イタリアヤ兵ミンシヲ河ノ両浜ヲベスチラーニ向テ進ミ、

其外堡ヨリ砲撃セラル、

キエルポーベシ河名ナルノ準備ヨリ計較シテ、此夜シアルデイ

ニ名ポレセルラノ辺ニ橋ヲ架ントス、

フェロナ 日曜日 午後二字

朝ヨリイタリアトオースタリア大戦アリ、イタリア軍已

ニ両翼ヲ撃タル、戦ハ猶止ズ、

ベルン 日曜日

オースタリア兵ステルフヒヲノ高隆ナル所ニ在リ、ガル

バルデイハガルダア湖ノ傍ニ在リ、

イタリア本陣 日曜日 夕

フェロナノ外面ニ於テ、殆ント終日烈シキ合戦アリ、第

一兵隊フェロナトベスチラノ際ノ地ヲ得ント欲シテ果サズ、

第二・第三兵隊、第一兵隊ノ難戦ヲ救フコト能ハズ、第

二・第三兵隊事ナシ、

プレスシャ 月曜日

前日イタリア第一兵隊ベスチラノ辺オースタリアノ陣ヲ

襲フ、セレルノ一隊大ニ敗レ、大将セレル傷ヲ被ムル、

戦果テズ、イタリア兵遂ニ陣ヲ守テ出ズ、以テ戦不利ト定ム、プリンス・アマデウス少シク傷ヲ被ムリ、ブレシアニ到ル、

ミラン 月曜日

オースタリアノ兵隊前夜ステルフヒロパスヨリ下リ、ボルミヲノ地ヲ得タリ、

パリス 日曜日

此朝ノ報知ニ云フ、イタリア軍前日朝ミンシヲ渡リ、ゴイト・ファレッギヲ・コルテロンヲ得タリ、イタリア郷兵、コモニ在ル者、ロッコヲ過キタイロルニ行ク、

又云フ、ハノフリエン兵ブルシアノ兵ニ囲マレ、遂ニ之ヲ避テメイニンヘンノ地ニ到ルコトヲ得タリ、

オースタリア官家ノ報知

オースタリア本陣 日曜日 第六月廿四日

アルキデューク・アルブレクト、左ノ書ヲ帝ニ呈ス、

此日我軍ミンシヲニ進ム間、キング・ウキクトル・イムマニユールノ指揮ノ兵ニ襲ハル、

我兵襲フテモンテフヘントヲ得タリ、午後五字ノ戦ノ終ニコストツザヲ得タリ、

我兵多ク敵炮ヲ奪ヒ敵兵ヲ擒ニシ、大ニ勇威ヲ顯ハス、キング、ミンシヲノ兵三隊及ヒ予備兵ヲ襲撃ニ用フ、プリンス・アマデウス及ヒ数多ノ將帥傷ヲ被ムル、敵兵漸次ニ放火ノ下ニ到ルカ如ク見ユル、

コロツユウ 月曜日

前日ブルシアノ騎兵二隊及ヒ歩兵、ガリシヤノオスウキーンシンノ城市ヲ襲ヒ、八人討死シ数人傷ヲ被ムリ、敗シテ退ク、オースタリア敗ナシ、

オースタリア官家報知 第二

セルベール、オースタリア本陣 第六月廿五日

帝ノ兵隊烈戦ノ後、遂ニ諸方ニ於テ敵ヲ撃ツ、我兵死亡少ナカラズ、

コスタツザヲ敵ニ襲ハレ、其所ノ前面ニ於テ一戦アリ、

イタリア兵二千人擒トナル、兵隊振フ、

同 第三

載炮舟六艘ヲ以テ、ゴディガルドニ在ルオースタリアノ北水軍、ロムバルト浜ノ敵ノ堡障ヲ炮撃ス、我兵オースリア敗ナシ、

本月廿三日、敵兵ホルセルラノ下諸方ヨリ、地名ポ^{河名}ーヲ渡ル、

帝ノ兵退キ、又コルタロン戦隊ニ到リ之ヲ撃退ケ、多ク擒獲ス、

ウインナ 第六月廿五日 十一字四十分

アルキデューク・アルブレチエツト、前タゼルペールヨリ電信左ノ如シ、

帝ノ軍平明フェロナヨリ離レ、サギユスシナ、ソマ、ソムマケムバクナニ進ム所ノ敵ノ縦隊ヲ襲フ、

帝ノ兵隊諸方ヨリ敵ヲ返撃シテ大ニ血戦ス、遂ニコスタツザヲ侵取シ、惣軍極メテ勇戦シ、多クノ炮及ヒ二千可^{バカリ}ノ

擒ヲ獲テ大ニ勇ム、

本月廿三日、メンチアノ備兵出テ敵兵ヲ襲ヒ撃チ、擒ヲ

得タリ、

イタリア退軍

アルチデューク左ノ電信ヲ得ル、今朝ト記ス、我兵敵ヲ追ヒ退ケ、前夕再ヒミンシヲ河ヲ渡ル、帝ノ兵大ニ振フ、前日ノ戦ヲコストツザノ戦ト称ス、

ガリシヤニ在ルブルンシャ兵

カラコウ 第六月廿五日 夕

此夕ノ報知ニ云フ、フルシア兵ノボヘミヤニ進ムハジネラル・ベネデッキノシレシヤニ入ルヲ妨ルナルベシ、不遠果シテボヘミヤニ戦アルベシ、

廿二日、ブレイトンフホルトトサントリンベルノ戦ブルンシャ勝利アリ、

ヘスセノイレクトル北ニ送ラレ、ベルリンヲ過ク、プリシヤノキンク、自己ノ意ヲ以テステッティン・コーンク

スベルクノ二城ヲ置ク、

フロレンス 第六月廿五日

廿三日、イタリア海軍タレントヲ去ル、其故ヲ知ラズ、

ベルリン 第六月廿五日

プルシア軍三隊プリンス・ローイエル、同フレデリック・
チャルレス、ジネラル・ヘルワルトツ之ニ將トシテボヘミ
ヤニ進ム、今日ニ至ルマデ真ノ合戦ナシ、

レイチェンベッチ 第六月廿三日

プルシアホスサルスマグデボルクレジメント名隊ブランデ
ンボルクデレグーン名隊、オースタリアラデツキリクテン
ステーンホスサルスノ際ニ小戦アリ、プルシアアリウテネ
ントメジヨルレイクト傷ヲ被ムル、

敵兵擒ヲ捨ツ、

エイスナク・ゴッタノ際、プルシアノ戦隊ヲ突破ルタメ
ニ暴戦アリ、

第二暴戦ハ本月廿五日朝八字ヲ限り、和議整フタルニ又
之ヲ破リ、却テプルシア歩兵第四レジメントノ為ニ撃タ
ル、プリシア兵敗ナシ、只ハノフリエン兵數個傷ヲ被ム
ル、

◇第一七〇号 寅九月十九日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

寅九月中

南部弥八郎

○一 寅八月六日芸侯建白

長防御討伐之儀ニ付而は聯々申上候通、乍恐名義適當
条理明尽と申ニも無之よりして、彼士民己か罪の所在
を不知して却而君父之仇敵と相心得今日之次第ニ立至
り申候処、御味方於諸藩は去年以来久々之屯集ニ而土
氣国力共ニ余程消耗、養力休止之間も無之、其俛必死
反噬之窮寇に向候は御良策とも不奉存、加之石州其外
御攻口は更に御討入之聞も無之、芸州口本街道而已御
行懸りと申ニ而御猛進有之候而は、徒に人民塗炭ニ苦
候迄ニ而、結局御凱旌之著も難付のミならず、約り人
心之嚮背ニ係不容易御不都合と奉存候、兼而御書達も

〇二

英国公使館雇僕申立候趣

有之候通於坂城御不例之御様子、絶言語奉忍入候御次
 第二而、弥以人心危疑兵氣沮表、仮令此余敵重諸藩江
 出兵御催ニ相成候共、億万之兵億万之心ニ而乍恐終に
 不為其用、却而如何成禍害を引起可申哉と不堪杞憂、
 素より申上候迄は無御座候得共、用兵之道絶ち猛進計
 ニ而も無之、相時而動度可而行と申事も有之、乍慮外
 時態御熟察輕重御斟酌被為成、何分此場合御改図、一
 と先坂地迄御班師、列侯・諸將を被召会熟と御咨詢、
 天下人心之所帰を以御明裁被為在候儀、今日之御急務
 と奉存候、弊領ニ而も民庶不一方疾苦ニ陥り難愁訴候
 得共、暫抑制仕人数差出備不虞置候迄ニ而、昨今肥前
 之交戦袖手傍観、如何ニも不情之取計方ニ相当氣之毒
 ニ存候得共、全く私情を忍ひ公義を伸へ申度鄙衷御深
 察被成下、繰々も上文之趣御採用之程為天下奉懇願候、
 此段申上候、以上、

八月六日

松平安芸守

英国商船ケストン江乗組之者

英

ミニストル

同人妻

シーボルト

ウレン

六十一番英国馬掛

アツヒフン

二十番英商

コレン

ミニストル小仕

啓次郎

長助

女小仕

すゞ

シーボルト小仕

仙蔵

ウレン同

清助

コレン同

伊三郎

右之者召連、同船ニ而五月廿一日早朝長崎表江出帆、
 廿三日夕六時摂州兵庫湊江碇泊仕、廿四日長州下関江
 着船仕候処、長州役人凡拾人程小船ニ而右ケストン江
 参りミニストル江面会仕、種々相咄し、公使始上官之
 分バッテリーにて上陸仕、応接所江罷越、酒食仕立婦
 り、其夜右湊に碇泊仕、翌廿五日朝彼渡出帆いたし候

処、殊之外風波烈敷ニ付、一里程先ニ小島あり、右之
 蔭に其夜をあかし、翌廿六日早朝出帆、廿七日夕七時
 頃長崎表江着船仕、夫より彼湊に罷在候、六月十三日
 英国軍船プリンセスロヤール始外三艘長崎表出帆、十
 五日薩州鹿兒島江着岸仕候処、直様薩州御役人衆右船
 江被參、名札等差出、無間もミニストル始外土官分并
 通詞二人是ハ長崎
より召連候其外薩州産之小遣同道ニ而夷人 薩
 州様江登城、小仕共は市中ニ罷在種々手厚ニいたし被
 吳、夷人儀御城ニ而 殿様江御目見、殊之外御饗応ニ
 而、翌十六日尚亦登城、夜は船江立帰り、同十七日
 松平修理大夫様御始 若殿様・御二男様・御重役之衆
 不殘船拜見ニ御越被成候付、いづれも礼儀正敷夷国銘
 酒・料理并菓子名物不殘馳走ニ差出、翌十八日沖合江
 的を懸置大炮百発打放し、名酒・食物等御送り被下、
 夷人共より鉄炮献上仕、尤其前船壱艘献上之趣市中之
 者より承候、廿一日昼八時鹿兒島出帆、夫より沖相廻
 り四国伊予宇和島江着船いたし候処、宇和島様御役人
 為案内行列ニ而出向、彼地ニ外国之馬預ヶ置候哉、公

使初上官之者馬上ニ而登城、ミニストル妻は殿様より
 乗物御遣し子供ニ至迄乗物ニ而登城、殿様江御目見、
 翌廿三日殿様船拜見ニ御越、(頭註)二百、恐クハ十ナルヘシ
 牛三百疋被下殊之外御馳
 走有之、夫々御役人衆江夷人銘々懇意ニ相成、七月朔
 日彼湊出帆、当月三日英軍艦其外二艘沖合ニ而遅速も
 有之、夫々帰港仕候旨、小仕伊三郎と申者内々申出候
 間聞書仕乍恐此段奉申上候、

一 薩州市中致見聞候処、外国品物殊之外有之、右は英国
 ガラバと申者より差送り交易之内、尤右ガラバ名前不
 存者は子供ニ至迄一人も無御座候、

一 薩州市中商人不殘侍ニ御座候、

一 鹿兒島市中琉球人殊之外揚り居候、

一 薩州人氣殊之外悪敷相見得申候、

右之通御座候、以上、

寅七月九日

○三
寅九月八日承込

尾張前大納言殿

八月廿日

松平下野守

松平閑叟

松平容堂

伊達遠江守

島津大隅守

長岡良之助

○五

同廿一日伝 奏衆より所司代江御達

大樹薨去、哀情之程も 御察被遊候ニ付、暫兵軍見合
候様可致旨

右者、此度一橋公より御直筆を以上京御頼相成候由、

尤御使一橋付梅沢孫八郎罷越ス、

但孫八郎は元水藩ニ而一橋付ニ候処、幕府御使番被

命候由、

引弘鎮定罷在候様可被取計之事、

一別紙之通申達候、尤長防ニ於て違命ニ候ハ、早々打入

候様可被致之事、

寅八月廿四五日頃

勝安房守

榎本亭造

御目付

榎本亭造

右長防江被差遣候由、

但亭造は元一橋付専ら任用之者、八月廿日監察被命

候事、

○四

寅八月廿日從

朝廷被 仰出

徳川中納言

今度致相統候ニ付而は、兼而言上之趣も有之候得共、

前將軍同様厚

御依頼被遊候間、政務筋是迄之通取扱候様可心得之旨

御沙汰ニ候事、

六

○寅八月廿五日

(六の1)

講武所奉行支配

遠山三之介

右三之介從弟勤仕並寄合健次郎・惣領歩兵差図役頭取
永見権七郎儀、出陣之儀ニ付彼是不都合之廉々見込ニ
事寄臆説を相立、兵隊之氣合ニ拘り恐入候儀を不憚申
募節を失ひ候条、重々不埒之至り急度も可被仰付之処、
格別之以御有恕御役御免、部屋住御切米被召上、急度
慎可罷在、家督は被下間敷旨被仰渡候段、当月七日於
芸州表歩兵奉行申渡候趣承知仕奉恐入候、依之書面三
之介差扣之程奉伺候、以上、

(六の二)

御付札

不及差扣、

〇七

寅八月六日浜田侯老臣より板關老江

先日御届申上候通、去ル十三日内村江賊徒相迫り、雲
州様・福山様御人数と戦争御座候而追々城下江相迫り
候勢ニ付、大麻山江差出置候右近將監人数一之手・二
之手江応援之雲州様・福山様御人数引揚之儀申談有之、
就而は一家之人数敵地深ニ相成候付、十五日陣替可仕

と用意仕候折から、早朝より賊徒俄ニ相襲、大小炮相
互ニ打合候処、西村より後を絶候模様も有之、殊ニ内
村江は又々賊徒相迫り、因州様・福山様御人数と戦争
有之候、其上後詰も無御座、旁以必死を究め及苦戦、
一之手・二之手人数引纏且戦且退き、右内村江応援と
して一之手人数吉高村、二之手人数は長浜村江退陣仕
候、然処翌十六日早朝ニ至周布村江賊徒相迫り、紀州
様御人数と戦争相始候注進御座候付、長浜村ニ罷在候
二之手人数不取敢応援として繰出し候処、不凶も既に
紀州様御人数敗走、安藤飛騨守様始御引取ニ相成候付、
右二之手人数之内山林に埋伏為仕置候而敵勢侵入之体
を伺ひ及炮戦候得共、又々前文同断於内村ニ戦争御座
節而、賊徒山路より城下江相迫候勢城中手薄之折柄、
一ト先一之手・二之手人数共城下近辺江退引仕候、其
節安藤飛騨守様は今津川辺江御引取、諸藩御人数も城
下迄退陣仕候、夫より追々城下山路之西江相迫後をも
襲候勢御座候付、大小炮分配仕候得共、何分城地不堅
固且衆寡不相敵防戦之手段無御座、其上右近將監儀久々

病臥罷在、病勢も甚數万端指揮仕兼、此上万一之儀御座候而は臣子之分実ニ難忍次第第二御座候間、諸藩御人数江度々軍議仕候へとも、何分後詰之兵も無御座、防禦之目途更ニ相立不申、其内及一戰、妄ニ人民を害し、城地并兵器器械等敵之有と相成候而は、却而賊之勢を相増ニ至り可申、就而は実以残念千万ニ奉存候得共、諸藩江相談之上無抛十八日一ト先自燒退城仕候、其後諸家御人数要地を撰、今津川辺江滯陣之趣ニ付、同所迄退陣仕候処、諸家御人数は日々引取相成候付、当家人数も三手ニ分ち石州境和江浦迄後殿之心得ニ而繰引仕同所、然処將長士卒益田戰爭後日夜奔走、且城地并海陸江人数分配、露宿守衛、一藩全力を以攻守相兼担当仕候事故、疲労之極如何ニも可仕様無御座候付、無抛雲州杵築^(マツ)辺江屯集仕、猶又因州様・雲州様江相談之上不取敢少人数ニ而も同国久村辺江差出候積ニ御座候間、恢復之志骨髓に徹居候得共、全前文之次第第二而不得止解兵之姿ニ相成候段残念之至、且は誠ニ恐入候次第第二奉存候、尤右之段其節委細御軍艦興津富太郎様江

御届可申上之処、十七日夜籠城手配中御進退之儀御相談御座候而、城東一里下府村迄御退引相成候付、其辺御尋申候得共混雜中何地江御引取相成候哉相分り不申候ニ付、追而御同所様江申上候心得ニ御座候、自燒退城仕候儀は右近將監大病中ニ而私共申談取計仕候儀ニ而、別而重々恐入奉存候間、私共より此段御届申上候、以上、

七月廿五日

松平右近將監内
家老

尾関長門

松倉丹後

河鱸監物

〇八

寅八月十五日閣老松防州より大小監察江達

(ハのイ)

今度被仰出候御軍役人数組々操練方等委細之儀は、黒川近江守・山口駿河守・倉橋長門守・牧野若狭守・大久保筑後守・大平鉢次郎可被談候、且又兵隊取締之儀は、高力庸之丞・大久保金四郎・妻木主計・中山筑後守・小笠原弥八郎・松平備中守・高井大和守江被仰付候間、可被得其意候、

右之通別紙之面々江可被達候事、

八月

(八の2)
一 軍役人数組合割別紙之通相心得、平常練兵之儀は勿論、

非常急遽之變有之候而も無差支様相互ニ心付、且当御

時節銘々厚相弁、自然遠国出張等火急ニ被仰付候儀も

可有之候間、諸事申合兼而手筈可被致置候、猶委細之

儀は陸軍奉行並より相達ニ而可有之候、

八月

(八の3)

酒井肥前守

外二

十六人

水野河内守

外

十四人

高井大和守

外二

五十六人

池田大和守

外二

二十七人

戸田銀藏

外二

十五人

本多寛司

外二

十人

酒井大隅守

外

十七人

杉浦左衛門尉

外

十三人

石川伊予守

外二

十四人

永井左門

外二

十五人

遠山安芸守

外二

十七人

合二百十七人、万石以下

三千以上組合ニ御座候但本文ニ相洩候三千石以上之者

揃候分組分ニ相成候、
ニ而可有之と奉存候

〇九 寅八月十八日井闔老申渡

箱館奉行

小出大和守

御目付

石川謙二郎
(謙三郎)

魯西亜国江為御使可被差遣候条可致用意候、

〇〇 寅八月三日於大坂稻闔老より達

御先手格

一橋殿御用人

黒川嘉兵衛

名代

役儀被成御免候、

但差扣之儀相伺不及其儀旨達之、

〇一 寅八月廿二日井河州江達

当六月御届申上候大和守領分川越最寄江屯集致乱妨候
徒党之者共、領中民家打毀候軒数并徒党之者共之内討
取又は生捕候人数等之儀取調之上追而可申上旨、其砌
申上置候処、左之通御座候、
一家数九拾四軒 一土蔵百三拾四ヶ所 一物置二十五ヶ
所

一生捕之者百十八人 一即死之者二人

右之通御座候旨在所家来之者より申越候、此段御届申
上候様大和守申付候、以上、

八月廿二日

松平大和守家来

比留川彦九郎

〇二 寅八月五日朽木近江候より稻闔老江
(二の1)

去月晦日以上書相願候次第、定而御亮察被成下早々

御差図之程昼夜渴望罷在候処、在所重役之家来共より

一昨三日以急飛脚今晝申越候は、別紙書付之通酒井若

狭守在所家来之者より牧野豊前守在所家来之者江為心

得申越候ニ付、私在所家来共江為心得態々以使申越候、

依之隣藩青山左京大夫・織田英太郎在所家来江も早速

可及通達、此表江も注進旁右之段申越候、右ニ付而は

兼々蒙御沙汰候通、私在所福知山領分は守衛尚更嚴重

ニ相備置度候処、生野銀山人数出相兼、此表江人数召

連罷在候而は、藩城之方至而手薄罷成、旁以甚当感深

心配仕候付、何卒前段之次第御汲取被成下、可然御差

図之程奉願候、以上、

八月五日

朽木近江守

相成候事、

(二の二)

付札

御暇被下候間在所江相越御警衛向手厚ニ可被心
得候、依之御進発御供被成御免候、

此節柄之儀ニ付從

松平土佐守

(二の三)
別紙

今般越前国敦賀表江芸州蒸気船不日可相迫由、実は長
州人乗込候趣右芸州より二日限り急便を以京都江申来
候趣、大垣様衆より敦賀表江昨廿九日注進有之候段、

御所 御沙汰之筋も有之候間、洛中為御取締家来之者
差出昼夜無油断致巡邏候様被仰付候間、可被得其意候、
尤上杉式部大輔江も同様被仰付候間申合可被相勤候、
且又日之御門前御警衛被成御免、佐竹右京大夫江被仰
付候間可被引渡候、

同所詰之者より申越候、尤蒸気船幾艘ニ候哉、船数不
相分、且薩長合体之様子ニ相聞候旨も申越候、右ニ付
追々人数敦賀表江差出申候御心得ニ可相成哉と存候間、

一四
於芸州紀伊卿本陣大監察永井主水正より達ス

戸田助三郎

此段及御案内候、

本文薩長合体と申儀は表立通達有之候儀ニも無御

座、内々注進有之儀ニ候間、其心得ニ而御承知可

被下候、為念得御意候、

大島郡并大野村両所戦争之節家来共格別奮発勇戦、就
中大炮方柿本市右衛門・大橋多喜見儀別而骨折度々勝
利相成候段、達御聴一段之事ニ候、猶尽力勉勵候様家
来共江可被申聞候、

一右一条ニ付酒井若州侯敦賀為警衛八月十一日浪花出立

一五 寅八月参政立花雲州より監察江

(一五の1) 覚

坂下御門 平川御門 西丸御裏御門 西丸中仕切御門

下梅林御門

右御門々勤番之儀、明五日より御持小筒組江被仰付候

間、坂下・中仕切・平川口は一中隊宛、御裏御門は一

小隊、下梅林御門は半小隊相詰、昼夜敵重守衛可被致

候、依之吹上新御門詰被成御免候、猶委細之儀は御目

付江可被承合候事、

右之通陸軍奉行・歩兵奉行・御持小筒組之頭江相達

候間、可被得其意候事、

(一五の2) 覚

蓮池御門 紅葉山御門 大手三之御門

右御門々勤番之儀、明五日より御持小筒組江可被仰付

之処、当節御人少三付、歩兵組江当分之内被仰付候間、

蓮池・紅葉山下一小隊、大手三之御門は二小隊相詰、

日夜敵重守衛相立候様可被致候、委細之儀は御目付江可被承合候事、

右之通陸軍奉行・歩兵奉行・歩兵頭江相達候間、可被

得其意候事、

(一五の3) 覚

元火付盜賊改戸田与左衛門組与力御抱之者は本高百俵

被下御譜代被仰付、是迄御譜代之者一同小普請入陸軍

奉行並組ニ被仰付、いづれも当年中取来通御足高被下、

仮御抱入与力は仮御抱入差免、同心は一同御持小筒組

申付本高三十俵二人扶持被下、以下之者は勤候内並之

通御足高・御足扶持被下、以下之者は勤候内並之通御

足高・御足扶持被下、仮御抱入同心は仮御抱入差免、

御持小筒組勤方申付御手当扶持三人扶持ツ、被下候間、

其段何もより申渡、追而高・名前等取調可被申聞候、

尤御持小筒組之頭并可被談候事、

(一五の4) 覚

小普請組支配一同御役御免被成候付、小普請組支配組頭同世話取扱、同世話役并小普請支配組共陸軍奉行并支配ニ被仰付候間、小普請組頭以下之者共江何れもより可被達候、尤陸軍奉行並可被談候事、

一 (二五の五) 覚

二丸火之番向後其方共支配ニ被仰付、同心・同御小人は御留守居支配ニ被仰付候間、其段何れもより可被申渡候、尤御留守居可被談候、二丸火之番勤方之儀は、是迄之通相心得候様可申渡候事、

一 (二五の六) 覚

二丸同心・同御小人、其方共支配ニ被仰付候、就而は二丸御構内御門々勤番之儀は是迄之通可被申渡候、場所請取方之儀は御目付可被談候、

右之通御留守居江相達候間、可被得其意候事、

一六
〇 於芸州申渡

步兵差図役頭取勤方
松平朝負

出陣之儀ニ付而は、彼是不都合之廉々見込ニ事寄臆説を相立、兵隊之気合ニ拘、恐入候儀をも不憚申募、節を失ひ候条重々不埒之至ニ候、依之急度も可被仰付之処、格別之御宥恕を以御役御免、小普請入高之内半知被召上逼塞被仰付之、

一七
〇 中津世子より閣老江

(一七の1)
養父大膳大夫儀、兼而内海為御警衛品川洲崎御台場并浅間台火薬庫御預被仰付候付、平日は勿論非常之節為守衛在所表より家来共多人数呼寄置候処、長州賊徒共弥致増長、近国辺江押入及暴動遂隣領小倉表江手延、去月廿七日戦争後は炮台等^(一七の2)竝立恣之所動仕候次第、既ニ去る朔日小倉城并市中人家共不残致自焼全落城ニ付此上大膳大夫領分江襲来候は必定之儀御座候得共、素より小藩微力、且応援等絶而無之候ニ付而は於大坂表援兵之儀相願、松平中務大輔始豊後筋七家之向々江御

達相成候程之儀如何共可仕様無之、家来一同決死之覚悟仕居候段以急使申越、隔地ニ罷在候父子之情態最早時刻も難捨置、甚以歎息に堪兼困苦心痛仕候、依之呼寄置候人数等は急速悉く私召連帰邑仕度旨先達而中相願候得共、御進発御留守中爰許御人少ニ付御暇難被下段奉畏候、然処追々及切迫候付而は恐入奉存候得共、拳而防禦仕度候間幾重にも御憐察被成下、御預被置候御台場之儀は暫之内御免、他家江御預被仰付、右人数早々在所表江差遣候様仕度、此段強而奉歎願候、以上、

八月廿七日

奥平美作守

一(一七の2)右作州侯追而帰邑願濟御発途有之、御台場は元閣老水泉州侯江被命候事、

〇(一八)於芸地明石侯より紀総督江届

(一八の1)昨二日八時頃より原村奥江屯集罷在候長賊宮内江襲来、彦根様・高田様御人数及戦争候付、直様人数繰出し、榑原丹後隊之右手山上弊藩人数繰上ケ、賊兵八丁程近

寄候付、弊藩藤田此右衛門隊より大炮及炮発候処、少し敵兵退候様子ニ而上平良村之方味方之後を絶切候色相見候付、同所山続ニ出張之別手組横山半左衛門様隊戦争有之候、然処右上平良村江賊兵相廻候間、大炮人数繰下ケ上平良村山上江繰上候様軍目付建部徳次郎様より御談ニ付、大炮隊繰上ケ平良村より相廻り賊兵江及発炮并同藩河村藏主隊より及炮戦候処、賊兵山上江敗走之体相見申候、然処左山中之賊兵高田様内榑原丹後之隊を目懸追々近来、敵勢烈敷及切迫候付、人数為応援差出呉候様頼談申来、直様藏主隊より潮田寛衛人数大炮等引卒差向候処、追々夜ニ入敵兵原村山上江退候様子相見申候、前条之通及炮戦、賊兵即死怪我等も可有之と存候得共、何分夜ニ入委細之儀は見留兼申候、尤軍目付柳生小膳様御出張始終付添御見分御座候、此段不取敢御届申上候様戦地重役共より申越候、以上、

八月三日

—— 家来
杉村勇藏

(一八の2) 一昨朝六時過、宮内井伊様・榊原様・弊藩守衛場江長賊

より炮発、夫々及炮戦候内井伊様・榊原様之隊苦戦之

趣ニ而、両藩共追々人数引揚候付、敵兵弊藩固場間近

江押寄類に炮発、此方より大小銃を以烈敷撃立候処、

敵八九人計即死之体儘ニ見留申候、其余怪我人も有之

様子ニ相見得申候得共、何分松木茂居候山、殊に煙雨

中故儘ニ見留兼申候処、敵追々敗走ニ付付入申度心底

罷在候得共、両藩共人数引上、其上山中ニ而大雨と申、

応援之人数も無之、且弊藩少人数之事故、乍残念敵之

退ニ随ひ守衛相備置候人数并大銃陣具等迄不殘繰引い

たし候、然処前頭之通烈敷及戦争器械多損、并大雨ニ

而薬櫃湿気、且又途中出水、其上人夫疲運送難致、依

之無余儀船積ニいたし置、右器械取繕旁当広島表江人

数引揚罷在候処、昨日之大風雨ニ而いまた着不致候間、

半隊は己斐村ニ残し候様軍目付柳生小膳様より御差図

ニ付差残置申候、尤戦争之場江小膳様御見廻り御座候、

且別紙之通怪我人等御座候、此段御届申上候、以上、

八月八日

家来

杉村勇藏

(一八の3) 討死

押部吉次郎

深手

中村藤左衛門

岡田市左衛門

右之通御座候、以上、

一九

○加州侯より稲閣老江届之趣於東武留守居より届

加賀守儀今度参議推任中将如元被 仰付候付、向後官

辺之儀は都而官名兼官共相唱可申旨関白殿より御内意

御座候、依之公辺向是迄官名唱来候廉は兼官共相唱申

候段、於大坂表稻葉美濃守様江御届仕候、此段御届申

上候、以上、

八月廿九日

内

小谷兵左衛門

二〇

○寅八月十七日於大坂閣老より

松平中務大輔

中川修理大夫

稲葉右京亮

松平左衛門尉

木下飛騨守

毛利伊勢守

久留島伊(守)与守

豊前國小倉表江長州人度々襲来、小倉城自焼候ニ付而は、奥平大膳大夫城地之儀孤軍ニ相成防禦之術難行届候付、自然同所江襲来候節は急速人数差出応援可被致候、

右之通相達候間、被得其意可被申合候、

〇二
京師より松代藩人告知但八月廿五日発
九月朔日着

大樹公薨去当月廿日と申御発ニ相成、橋公弥御相続、長伐御出陣御見合ニ相成候、右は何欵種々之子細可有之、十日ニ板倉閣老俄に馬上ニ而大坂より上京相成、夫より橋公ニは御出馬御見合ニ相成、其後何之事も不相分候処、十九日迄板倉侯滞京ニ而十九日御下坂、其

翌日橋公御平常之御供、尤御馬上四十九騎ニ而御下坂

ニ相成、何事欵と存候内廿一日朝ニ至り、町方江は大

樹公薨去之事、今廿日との事万端相慎候様町奉行より

触有之、廿一日夕膳所類役御呼出ニ而大樹公薨去之事

所可代より御達相成、廿二日昼後右廻状到来ニ御座候、

一此度は大樹公薨去ニ付 御廢朝三日と被

仰出候、先年は七日之由、洛中町方之慎方も軽く相成

申候、

一七月廿七日八日下之関口戦争有之、細川手余程尽力互

ニ勝負あり、畢而長岡監物、小笠原閣老江七ヶ条之建

白有之、閣老不用口論ニ相成、監物腹立直ニ人数引纏

帰国、右ニ付久留米・柳川・肥前之人数断りなく皆引

払候ニ付、小倉ニ寄手一人も無之、小笠原閣老大困り

ニ而船に乗出し大坂江立戻られ候、其事柄先ツ書翰を

以大坂江申来、夫を板倉閣老持参上京、右ニ付小倉自

焼落城ニ相成候事、

一石州口は悉く長州之有と相成、其後雲州も逃込之境を

守り、先戦争も無之様子ニ御座候、

一六日芸州口戦争、彦根手少く勝利、高田矢張敗走、其夜大風雨ニ乘し長人押来、七日曉東勢大敗走、芸州之周旋ニ而悉く広島江引取候事、

一右之次第ニ付橋公大弱り、始之威勢と打て替り別紙之通御書付

御所江差上候事、都下評判甚以不宣、此分ニ而は此上甚被案候、万口一同ニ申居候、

一右ニ付薩州・肥前・土州等江は、梅沢孫太郎を使節ニ被遣、上京御頼ニ相成候事、其外之諸藩も種々議論有之、上京有之間敷杯とも評判区々ニ御座候、此度御呼出相成候諸藩、左之趣ニ承候、

薩州 筑前 肥後 肥前 阿州 久留米 土州

因州 備前 柳川 芸州 藤堂 尾州

右御呼出しも伐長之当否を御尋問之御趣意而已之様ニ相聞候処、当今天下之事諸侯江御尋問可相成事多端ニ御座候間、伐長之事は天下時務中之一事、其上右十三藩之外は御尋問ニ不及との事なり、左候得は外諸侯は天下無用之腰技と上より御免許出候訳ニ相当り可申、

儲々又しても困りもの此体たらくにては迎も天下は静謐ニ至る間敷、是多年危殆^{本ノマ}不及と危ふミ候事ニ御座候、一橋公廿日御下坂ニ而、九月十日頃迄は大坂ニ御滞在之由、且此形勢ニ付五日にて御忌解させられ候由、在坂之大小名幕下士卒之用ニ不立ものは御遺骸ニ付悉く東帰を被命候由之事、

一長戦は御休戦と申事、其断を芸州江通達を申事、勝安房守其使節ニ出立之由、

一別紙橋公御申立之事ニ付而は、関白殿下を御始諸卿異論紛々、会藩大に不平之由、

一右十三藩をは京師ニ会し候由、定而議論沸騰、只今之体たらくニ而は迎も統一之定論も立申間敷、矢張国是も立申間敷と之世評ニ御座候、後略、

二二
○寅八月廿四日大坂に於て板閣老江達す

(三三の1)
毛利大膳父子御征伐一件ニ付、去ル六月五日討入期限被仰出候付、前四日より私先手人数并同姓近江守・幸松丸共領分海岸関門之地所門司浦・楠葉村・田野浦三

ケ所江人数繰出置候、尤同姓小笠原老岐守殿御着倉相成候付、速に討入之御沙汰も可有御座と奉存、一統日夜守衛之儀敵重相心得罷在候処、同十七日晝彼より及妄動候付無抛致防戦候得共、諸藩参集も無之、何分小勢之処より右三ヶ所終に為彼被致放火候ニ付、不得止事大里駅迄人数引上ケ、猶又同所近辺海岸向守衛敵重相心得居候処、又々七月三日晝再度彼より及妄動候ニ付、一同及防戦候得共勝利無之、大里駅猶又及放火候ニ付、不得止事同駅引退赤坂近辺守衛仕候処、又々先

八月朔日

小笠原大膳大夫

(二)の2
一六月十七日長賊暴動、領分田野浦江襲来接戦仕候後、

七月三日大里江襲来、是又及接戦候、同廿七日鳥越馬寄村江襲来候付、細川越中守人数と防戦仕候、猶乍困兵出張罷在候処、同晦日如何之儀ニ候哉、細川越中守人数急ニ引上ケ即刻国許江出立、立花飛騨守人数も同様出立仕候、猶又御老中小笠原老岐守殿富士山御軍艦江被乗込、并御目付衆始御役々不残同夜中被致出立候、有馬中務大輔其外出張之人数も悉致出立候、然上は最早外ニ一人救助之兵も無之、御軍艦は不残出帆、私長崎江注文仕候軍艦未相廻、終ニ無抛孤城と相成、侵襲之賊徒益猖獗時勢切迫、且再三之戦闘ニ兵卒弥及困疲勝算無覚束、自然戦闘失利至落城候節は必定賊徒之巢穴と相成、向後御征伐之御手障ニも可相成と恐察、且亦為賊徒被焼立候而は此上残念奉存候、依之時勢不得

此事の場合則城中自燒仕、領内要害之地に抛り人数相
固罷在候、此段不取敢申上候、以上、

八月朔日未刻

小笠原左京大夫

(二)の3
一別紙御届申上候通、領内要地江人数相固罷在候得共、

再三之戰爭手負等も不少、且無援孤軍と相成候付而は、
従来之困兵弥以及危窮持堪候程無覺束奉存候、九州咽
喉之要地江賊徒胸壁取建候之趣ニ付追々嚴重相構候節
は、致狹擊海路擁塞仕不容易儀ニ付一日も難差置候間、
早々御援兵御差向被下置候様、只管奉懇願候、以上、

八月

小笠原左京大夫

右ニ付、末家同姓加賀守并六五郎よりも同様之願書
差出、

二三
○

寅九月二日仙台候より関老江達ス

私儀、御進発御留守中御警衛被仰付置、昨年九月中病
氣ニ付国許江御暇被下置、爾と療養相尽候得共更に効
驗無之、然るに当夏中より不順之氣候被行、加之先達

而之暴風雨ニ而領内田畑共悉損傷、饑饉凶作ニ罷出、

四民救助方為手当等右御警衛御免被成下度旨奉願置
候内、此節御府内別而御人少ニ付而は早々致参府、兼
而被仰付置候御留守御警衛相心得候様可仕旨被仰渡候
趣、追々承知仕、且前書奉願置候書面之趣、御府内御
人少之儀ニ付難相整旨、此度以御付札被仰渡、是又承
知仕候、全体右御警衛之義は兼而被仰付置候御趣意も
有之候間、万事を指置参府可仕儀は勿論之事ニ候得共、
委曲前段之次第ニ而当節国事急務之場合暫時も手放可
申様無之、尤長途之旅行仕、兼々病体ニ有之、乍去重
き御警衛之儀、殊ニ方今不尋常御時節ニ付而は不取敢
為名代同姓美作守儀出府為致候間、此段御届仕候、国
許発足日限等之儀は、別而御届可仕候、以上、

九月

松平陸奥守

二四
○

寅八月廿二日田沼参政より達

組合銃隊頭

一席之義は大炮組之頭次布衣場所若年寄支配と可被心得

候、

組合銃隊改役

同断御使番次布衣場所若年寄支配と可被心得候、

二五
○寅八月七日芸州口戦争紀州士卒死傷左之通

深手	軍事奉行	永田隼人
戦死	渋谷九右衛門組	谷吉次郎
同		出島助之丞
深手		近藤角兵衛
浅手		秋月内蔵介
深手		武井忠次
浅手	田口亀六隊	成瀬悌三郎
深手		小谷久吉
浅手		日根幸之助
深手	藤井奥右衛門組	在夫一人
浅手	吉田用右衛門	
深手	林義右衛門隊	本島藤六
浅手		本多嘉兵衛

同 鳥井平四郎

深手 養田善三郎

浅手 原亀之丞

同 金原武八郎

深手 喜多村楠之丞

即死 岡見庄兵衛組同心

深手 松平三郎太郎組同心

浅手 矢野喜助

深手 法福寺隊

同 野々山主織

同 水野大炊頭家来

同 大矢友三郎

浅手 児島作太郎

同 楠田桂蔵

同 柴田源八

深手 北見寅之助

同 在夫一人

二六
○京師勤幕家之書状

但於本藩幕府を御声援被為在候趣意を専に認有之、
全く右を以人心を惹き候奸策にも御座候哉と奉存候

(二六の上)
諸一橋公御跡目ニ御治定、御名代御進發之節御着替御

召葛籠ニ而御持參之趣申上候処、不入御意、長征ニ罷出
ニ葛籠杯は無用之事、風呂敷包ニ而宜と被仰候、御召上
り物も下卒同様割籠ニいたし梅干を入候のミニ而宜敷趣、
長征不成功ニ而將軍職は御相統不被成との御気込、兼而
之御器量相頭、薩は勿論諸藩奮發、幕府江御合力いたし
候趣相成、此度之鼓勝は橋公之御徳と奉存、実ニ明將軍、
乍恐神祖御再来被遊候哉と奉存候、且亦会侯より上杉家
江西洋大炮四挺相贈候由上杉家之者より承り、会侯は実
に感伏之御儀と奉存候、且橋公姫路より中国筋江被為向
候事故、紀伊侯石州路江被相向候由、右様相成候ハ、長
も事をなしかたく奉存候、書外近日下坂万々云々、

(二六の下)
一一橋公御名代ニ而征長被為趣候ニ付、出兵之有無ニ不

拘誘引之面々、

尾州 長谷川 総藏 紀州

水戸 長谷川 作十郎 加州 垣川 新右衛門

薩州 大久保 一藏 細川 井口 貞助

黒田 本郷 善作 鍋島 百武 作左衛門

藤堂 戸波 明次郎 因州 安道 精一郎

備前 江見 陽之進 阿州 渡瀬 要人

土州 森下 又平 久留米 久徳 与十郎

会津 千代木 柰右衛門 桑名 森 弥一 右衛門

雲州 雨森 謙三郎 上杉

柳川 富田 登一郎 松山 安東 収藏

越前 酒井 十之丞

大目付 瀧川 播磨守 川勝 美作守

右は諸家周旋家并留守居之由、

〇二七
石州大森陣屋引揚ニ付県令より之届書

征長之儀、御惣督紀伊殿御人数・安藤飛驒守麾下之軍
勢始雲州・福山勢とも松平右近將監領分江入込、同人
軍勢於周布村辺一同敗走、浜田城下江引揚、尤紀伊殿
御人数は同日より同所引払、追々御料所江引退候儀ニ
御座候、十七日は敵兵より城内江手詰之懸合有之候趣

ニ而戦鬪無之、諸家人数は追々引揚、浜田小藩之人数ニ而は守城難相成は必然之儀と決心、未練之敗走不致已前開城覚悟、私陣中江申達、十八日七時城内数ヶ所江みつから及放火候旨ニ而、同日は戦争無之、於周布村合戦之儀も奮戦敗走ニ而は無之、諸家一和不致より徒に瓦解仕候欵奉存候、右は先般申上候儀ニ候得共、相達之廉も有之候間此段申上候、右ニ付敵兵御料所江押寄候儀は必然之儀ニ付、紀伊殿軍目付阿部進十郎江御人数を以御料所防戦之儀懸合候処、是迄種々申談候儀も有之候へとも何分難行届旨断然申聞、雲州勢江も唇齒之儀ニも有之必死防戦有之度旨申達候得共、御料所は無城郭ニ而諸家応援無之、迎も防戦難行届相断、福山軍目付山岡十兵衛江も尚陣屋危急ニ付右ニ勢繰出し防戦之儀懸合置候処、同人より主計頭始夫々精々申談候得共、何分先日中之戦争ニ而致疲弊迎も防戦無覚束、当今之場合長人追々襲来候ハ、領分通行も難出来候間、主計頭始引上候旨申越、折柄長州小荷駄方と認候先触去ル廿日到来、人夫二百人、政府より郷田迄罷

越候ニ付無滞可差出旨ニ而、押寄候形勢ニ付、防戦可相届様も無之、兼而講武所御差向ニ相成候御沙汰ニ御座候得共、未入込以前手段ニ尺果候而引揚候より外無之段、出張御勘定吟味方調役並長谷川龍作并同所宿割調役方出役池田兵庫江致談判候処、一同同意ニ付、湊ニ御困相成居候去丑御年貢米五百石余郡中惣百姓江被下候様申出候得共、先拝借之心得を以平等ニ割合可請取旨申渡、御年貢銀其外有合銀は相纏備後国出張陣屋江向繰上ケ候途中、雲州赤石宿におゐて廿一日講武所奉行遠藤但馬守江面会いたし、前条之次第巨細ニ演説ニ及候処、右様之次第第二至候ハ、一ト先三次宿江御人数引揚可及談判候得共、於広島表御雇上ニ相成候浜田領人足三百人不残并石州御料所人足百五拾人之内百三十人余脱走、繰上方も差支候段同人申聞候間、龍作申談、人夫付上ケ繼立方等取扱繰残し相成候儀ニ御座候、依之此段御届申上候、以上、

七月

鍋田三郎右衛門

御勘定所

〇二八
右より以前同人差出候届書

征長石州口之儀、去月十三日十七日戦争之模様は先達
而御届申上候通ニ而、其後は双方共様子伺合戦も無御
座候処、長人当月十三日朝雲雀山中腹浜田より
道程二り余陣取罷
在候松江勢之後江廻り、麓之寺院江屯集兵糧申付候由、
右寺院之小僧一人指出松江陣所江致注進候付、即時ニ
人数繰出し絶頂江上り、右長人屯集江大炮打込小銃ニ
而打立候ニ付、敵兵一支も無之器械捨置散々ニ逃去、
其後其辺之百姓共江申付武器相集中付差向候処、松江
勢ニ於ては敵兵之夫役と心得打散し、右器械散々致分
捕候由御座候、浜田勢は右雲雀山ニ統当麻山中腹ニ陣
取罷在候処、翌十四日不図長人頂より出て不意ニ致炮
発候付、浜田勢も致手合候得共、元より長人の所為ニ
而備は無之、散兵ニ而木蔭又は巖石等之間ニ潜ミ罷在、
五七人ツ、顯れ致炮発而は其仮相隠れ佇所も不相定、
諸方等之通ニ付軍勢之多寡も不相分、ねらひも付兼、
然も敵兵は上より打下し、浜田勢は中腹より打上候勢

ニ而、彼我損益不少候付、一旦麓江可引退、乍去当麻
山は要地ニ付、敵兵を為籠間敷ため当麻寺江火を懸麓
江引退候得とも、火氣も所々相廻、因而翌十五日は右
山一円敵之巢穴相成、就而は松江勢も雲雀山ニは陣取
兼候折柄、十六日ニ至り長人周布村に陣取罷在候御惣
督之御人数江打向候処、強而戦も無之引退、旁敵兵は
周布村川を打渡益打進候付、福山勢・浜田勢・松江勢
にも前後より狭打ニ可相成勢ニ付、不得止事諸手一同
浜田町迄引退候得共、前同御惣督之御人数江は止宿
も断食事も断候由ニ而佇方無之、私支配所郷田
浜田より
道法五り・渡津・浅利・若松辺迄引退、陣屋許江も余
程落帰候付、出役指出始末為承候処、取留之返答も無
之、安藤飛驒守儀も支配所内ニ引退候趣ニ候得共、落
付候処は相分不申、右は実見仕義ニ無之巷説ニ付相違
有無は如何可有御座哉、尚十七日鳥取勢は長浜
浜田道法一里
差渡二十丁計福山勢・浜田勢共熱田浜田長
浜之間出張いたし候
趣ニ御座候、尤講武所砲術方惣人数八百人は未広島表
より浜田江向出張無之、来ル廿一日当地着之積ニ候得

共、右之人数ニ而は如何可有之哉、即今之形勢ニ而は
浜田勢之動搖何共難計、同所にて防戦難行届節は御用
意米は勿論、一國一旦彼之有と相成候は必然之勢有之
甚苦心仕候義ニ御座候、急速御人数御増兵相成御征伐
無御座候而は追々跋扈可仕と奉存候、依之此段申上候、
以上、

七月

鍋田三郎右衛門

御勘定所

二九

日本新聞第五十六号

西曆一千八百六十六年十月六日
我慶應二年八月廿八日

横浜開版

先大君薨去之儀、昨日布告あり、依て運上所并貨庫共
ニ三日之間之を閉ちたり、

亜国水師提督遊岳記行

余左の亜国提督富士山遊行の話説を得たり、悦て以て
看官に示す、

一東印度船隊統領合衆国水師提督ベル并江戸に駐札する

合衆国欽差の書記官ポルトメン、富岳及び近州遊行の
免許を日本貴官（符々）より得て、左の諸君を諸君を誘引し登
遊せり、乃ち英国のゼネラル、モルレー及びワルス、
ジョンアタン、リュゼル、ベンソン、リンド、ヒール
ド等の諸君是なり、九月廿一日我八月十三日午後第二時一同
横浜を発す、日本官吏護従する者十五人、外ニ通詞一
人を伴ひ、リュゼルホルト、アールコック君并にブレ
ンワルト君の嘗てゆきし路をとり、東海道より箱根嶺
を踰え、同月廿四日我八月十六日吉原に達す、雨天引つゞき
廿六日の朝ニ至る迄尚同所に滞留す、

一富岳は実に絶険なれば、疲労の故を以て其伴ニツに分
れ、左の五君は快明の期し難きに怖れず岳嶺を探らんと
欲す、則ちモルレー、ワルス、ベンソン、リンド及
ひヒールド君也、亜国提督および余君は岳麓を繞り皆
後の須走に於て再会すへしと約せり、同日午前第八時
三十分登山の伴日本官吏四人之に付添吉原を発し、大
宮を過ぎ、第十二時三十分守山に着す、爰にて投宿し
登山の用意をなす、絶巔の登路閉ちて後既に幾週なる

故に、登降二路を開んか為に人夫を発し、及び薪水を運ぶ等の予備をなさざる事を得ず、

一廿七日我八月十九日 同第七時四十分守山を發し、險嶺を

險え、密林を過ぎ、第十時に鉢紋堂に至る、こゝにて朝食を喫し、且旅具運送の人夫之来るを待つ、二時我一時間を費す、天氣陰りて晴を期し難く、寒暑表五十七度に止る、

一人夫發して一同午時一合目に向ひ登りて林間を過ぐ、

登路峻險のほり尽して第二時五分に一合目に達す、日光時に行客蔽へる雲間に輝き、冷氣弥増し寒暑表降りて四十七度に至る、一時休息し再び登りて諸処をすむ、

- 一合目發 午後第三時
- 二合目着 同第三時十五分
- 三合目着 同第三時廿五分
- 四合目着 同第三時四十五分
- 五合目着 同第三時五十五分
- 六合目着 同第四時廿五分

是迄は日本官吏路を開き、こゝにも孰れも夜宿す、余人は尚勇ミ進ミ、第五時七合目に達し、第六時八合目に達し、此処にて夜宿せり、

一草木の跡は既に隔然足下に在り、此二時の間の路は浮石及び稜峭たる火燄塊の上を歩いて、直ちに重霧密雲の外に出て頭に澄空をいたゞき、燦々たる星光眼を照し、冷氣透徹、寒暑表降りて三十度にいたる、第九時月昇り、下界に充滿せる重雲より輝光反映し、無双の壯觀を為す、夜間点雲跡を収め、岳下諸州一目瞭然、恰も郡國一覽の画図を月下に展開するかことし、陋屋の便ならざるや、火煙と人夫にて填塞し、僅に休息を得るのミにして、一睡も亦難し、一同こゝに在て待くと幾時ならず、六合目より日本官吏已に星を戴て来着せり、されとも重霧再び起り、雲の厚きか如く山を蔽ひ、日出迄は頂に登る事能はず、第五時半頃日光霧を透りて現す、第五時四十分頂上より第二の站処に達す、路は只火燄質の稜々たる塊角の攀つへき而已なり、其路屈曲至險にして頗る疲労す、第六時五分九合目に達す、

し、第七時噴火口の上に至る、日は頭上に輝きて明かなり、勁風吹くこと烈しく、雲煙時に来去し観を暗くす、されとも其隙に環繞の諸州を一望するを得たり、寒氣疎薄なれとも苦惱する者なし、只日本人は烈しく冷に感せり、半は噴火口を繞り青銅及石造之賽銭箱等を見物し、午前第八時三十分導者いふ雪時に至らんとす、是に於て須走の方に降る、

一 降路は石及び浮石歩に従て落ち、甚困難なり、八合目より山麓に達する迄ハ一杯之水をも得されハ、疲る事殊に甚し、午後第二時四十五分須走着す、当所は良山林にて、十分こゝに休息し氣を慰む、

一 亜国提督の伴は吉田の方へ趣く、吉田は甲府海道の大邑也、九月廿九日^{我八月廿一日}登山の者山中の潮水を過ぎ、

路傍の瀑布ある地に歩を止め、こゝにて相逢ふ、外国人は此等之地はいまた曾て其歩を進めしことなし、偕甲府街道に入りしより一村落入る毎に土地の官吏出會し街上を落駈す、土民は物靜に街路の兩側に整列せり、是は珍しき見物の為に出たるなるへし、

一 此日午後雨落る事甚しく、夕に至りて雲収り、岳頂稍露ハる、導者の言のこたく既に新雪を帶たり、

一 九月三十日^{我八月廿二日}吉田を發し、猿橋に向ひ谷村をすぎ、長き一村を度る、高巒延繞、山頂綠葉森鬱たり、村内土田甚能く培育せり、

一 十月一日^{我八月廿三日}猿橋を發す、路に独木橋あり、深き渦上に架す、一水橋下を過ぐ、奔流數百歩、此日は尽日佳境絶勝を飽看す、アルピン或はタイロ、リーン等の景色も此勝景に過ぎざるへし、

一 十月二日^{我八月廿四日}小仏嶺を過ぐ、勝景殆と前日に譲らず、厚木より原町田村に至る、十月三日^{我八月廿五日}朝一同恙なく旅行して横浜に帰る、

○

一 仏国水師提督乍浦に在て兵艦來會をまち、將に高麗に至んとす、

日本新聞刊行者に呈す

余日本の一貴人より一新報を得たり、因て拙訳以て之を呈す、長防征討一事其実を尋んこと甚難し、然るに

偶此書を得て之を見るに、毛利大膳（長州侯）の家臣及び其農民、其主と自己とを捍護せんか為め檄文を日本国内に発せりと見へたり、其意は自己の理正義なる、且つ已むを得されハ防戦以て死すへきのみを陳列せるもの也、長此檄文をみつから其同列にいたすこと能ハざるは其罪全く罪人たれハ也、故に其臣大膳か為に之を發し、薩侯に托し以て諸牧伯に致さしめんとす、征長の事に於て薩侯毛利大膳に連合せること人能く知る所也、然共薩侯賊党たるの罪を犯さゝれハ其檄文を諸牧伯にいたす事能はず、薩の一臣之に代りて一文を添へ自印を調し之を發せり、

一檄文の旨甚だ明亮なり、されとも長外国人に友陸にして是と和親通商の誼を結はんとしなから此言を為さば、応に之に服従する者の心をして驚訝せしむへし、此檄文中に外国人の陰謀より日本国に危難を生ずるの説、果して長人及び毛利大膳の本心ならハ、長の近頃外国人との親睦は凡て虚妄にして不信なるへし、然れとも此説ハ日本人を恣憑擲楡するの具にして、之を棄るこ

と能ハす、外国人江檄文を窺ハれ、虚飾暴論より外人をして其親睦を尽すの實を疑ハしむるを慮らせる也、若し此者へ果して然らハ全く旧来の陋見を脱せざるなり、外国人の故を以て日本国の危きとの説は国民を激動する詐言にして、諸侯伯の民に憐まれ、官軍を弱めんか為のミ、然らされハ薩何の手段を以て此檄文を致さんや、薩侯及び其臣民皆毛利大膳及び外国人を処するの厚き人能く知れる所なり、且又薩の重臣豈其主之を不許して付文調印し試るに長の檄文を發するあらんや、自余評論を閲き訳文を呈す、

横浜に於て一千八百六十六年十月五日我八月廿七日薩臣内

田仲之助長民の檄文に附したる書面

慶応二年七月（一千八百六十六年八月）

長防士民より左の書面を吾主に贈り要托せり、されとも当今の形勢、主人之を群侯に伝達すること能ハす、然れとも日本武門之習之を顧ミざるは信に憫むへし、故に余此檄文を發す、孰も同心着情あらんことを望む、

松平修理大夫内

内田仲之助

檄文

留守居江呈す

留守居ハ請候ノ吏ニシテ、其役タルヤ列候ノ事務ヲ曉

知シ、群侯及ヒ江戸政府ノ主務ヲ司トレリ、

長防士民涕泣稽首我主

帝命を請け久しく誠意を尽し之を奉せり、然るに姦偽の人は善を没す、天を仰ぎ地に伏し告んとするに所なし、是を以て長防之民危難に迫れり、事爰に至るといへとも敢て吾善と言ハす、敢て公等の憫を請ハす、又公等の援を望まず、只応に二州の士民我善を為し、死て以て我主恩に報すへし、今に当りて一人敢て我を養とし敬する無かるべきも、応に之を千載の下に期すへし、我毫も

天子に叛するの意なく、又神明に向て可恥の事なし、故に我我行を以て正とす、鄙国の存亡は我に於て小なりと雖も、外夷の陰謀より日本国塗炭に陥り、其事我より起るを痛めり、我故に請希ふハ、公等事ニ心を同ふし

天子と將軍との補佐に力を添へ、乱人を黙逐し、良善を撰用し、天下の人をして皆理非亮然たらしめ、万民和合せしむへし、此計を施さずんハ、四五歳を出てす神州応に蛮夷の有となるへし、噫宜しく爰に看目あるへし、故に我死に至迄之を禱る、長防士民涕泣稽首、

右於開成所九月十五日訳成、

三〇
寅九月十日伝聞之記

上州辺江往きたる者の話に、此節上州・甲州・信州・越後所々に浪人并打毀之徒多人数屯集或は潜伏いたし、金銀米穀掠奪せらるゝ者不少、安中板倉家ニ而も小銃類其外被奪取候へとも深く秘し居候由、只今之処にては総て潜伏之様子なれとも、一時に蜂起いたし候ハ、可及大事歟、

一野州壬生家鳥居侯江激徒多人数来り、我々久しく君か雄名を聞けり、願くは臣附せんと請ひ、許さるるにより退去すといふ、

〇

物価騰貴追日甚しく、已ニ白米尅升代金貳朱より登り
金尅兩納米七八升位ニも及び、五六日以前より本庄・
深川・浅草辺其外、窮民數百群をなし豪家を便りて救
を乞、既に昨夜芝辺にては西応寺江五六十人程屯集い
たし、右等之徒所々に相起り可申哉と申風聞ニ御座候、
但津輕侯其外救助宛行候向も段々有之候哉之由、幕
府にて救小屋等取建不申候半ては餓人弥増可申と之
趣に相聞得申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

寅九月十九日

南部弥八郎

◇第一七一号 寅十月三日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

寅九月中追加

南部弥八郎

○ 寅八月一橋公 奏狀

私儀、大樹為名代出陣之儀被

聞食、此程賜御暇、不日發途可仕奉存候処、大樹病体
追々差重候趣諸藩一統伝聞仕候故ニも可有之哉、九州
筋俄ニ及解兵、兼而為指揮出張罷在候小笠原尅岐守儀
も引揚埴坂可仕段申越候、私儀征長之任素より行届
不申、堅御断可申上候、目前之急務国家

御安危之界と奉存候ニ付、其分を不測一身ニ引受勉強
仕候心得ニ御座候処、前段之事務ニ立至り、諸藩引揚
候上は、兼而言上仕候通、薄力非才之私、諸藩之指揮
所詮無覚束、猶又於諸藩も兼而之御趣意も御座候折柄、
俄ニ解兵仕候は必定夫々之見据も可有御座、就而は此
場ニ於而急速諸藩呼集、銘々見込得と承糺、利害得失
論弁之上、天下公論之帰着を以進退可仕奉存候、私儀
是迄以格別之 御寵恩厚蒙

御沙汰、出陣ニ臨ミ今更右様之儀言上仕候而は、奉対
朝廷実ニ恐懼千万奉存候得共、此上御大事を誤候而は

尚々恐入奉存候付、至情難黙止言上仕候、何卒以寛大之

思召、微衷之程宜被 聞食分、御許容之

御沙汰被成下候様奉願候、前件之次第、畢竟諸事不行届より差越候儀と於私奉恐入候、依之謹而罪を

闕下ニ奉謝候、誠恐誠惶頓首謹言、

八月 慶喜

〇二 寅九月八日井闌老江届

私在所門前江当五月廿五日張訴有之、不容易文体ニ付、同六月中右張訴相添御内々申上置候、以後引統此節弥浮浪之徒私并弟謙之助両人之内を大将ニ取立外夷掃攘之儀相起候風聞仕候付而は、種々之雜説流布仕、私屋敷近村尾島村と申所を浪士二十人程我方江罷越候ニ而通行、或は此節屋敷最寄江浪士共多人数入込居、又は近辺大館村と申所之名主江浪士一兩人罷越、近日外夷掃攘之儀相発船入用ニ付、兼而心得居可申旨申聞立去候趣、夫々相糺候処、中ニは虚説も御座候得共、近隣

岩松^(村)邨青蓮寺と申寺江去月十九日浪士共罷越、右掃攘

一条発ニ相成候付而は、私屋敷而已ニ而は手狭ニ付多人数屯集難相成旨申聞候趣ニ而、屋敷最寄村里大に恐怖仕、家財取片付候者多御座候趣、尾島村出入之者より内通御座候付、内々非常之用意迄も仕候処、其夜も打過何等之子細も無御座候、且亦屋敷近辺紺屋ニ而私定紋之簾幕其外等を浪士共より染申付、出来之品を及一見候者御座候旨、其外当夏以来種々之風聞区々之儀ニ而取留候事も無御座候処、浪士共連判状を取拵、私并家来畑織之輔姓名を認入、右を携候而同志之儀相勸候由、右連判状一見仕候者も御座候趣、其余武器注文等を申付、都而私名前相かたり周旋仕候趣、専風聞御座候、且此程私家来藤生友之助と申者方江知行所名主庄蔵と申者相越申聞候は、同人方江百姓体之者兩人罷越、内々申談度儀有之、私家来之内一人致同道具候様申聞候段申出候ニ付、友之助同道罷越及面会候処、一向ニ不存者ニは御座候得共、右用向之次第相尋候処、

兩人共後難をいとひ候由ニ而名・住所等不申聞候得共、
弥風聞之通浪士共私を大將ニ取立不日ニ外夷掃攘之儀
相発候趣、期日未相定之由ニ候得共、近日浪士一人私
屋敷江罷越候者、右之時を期日と仕追々人数馳參、差
當於屋敷起立之趣を仕候由ニ申通置候段申聞候付、猶
名前承候処、前文之通ニ付、名前等難申聞旨ニ而立帰
候旨、友之助罷帰申聞候、前書旗幕注文之儀も有之、
不容易事件万々一右様之及次第候は、小身之私、家来
迎も纒之事ニ而、多勢ニ被取巻候而は是非之論も無御
座、困迫此場ニ至如何とも進退可仕様も無御座候、先
年桃井儀八以来、浮浪一条ニ付而は度々御届も仕候儀
ニ而弥ヶ上奉恐入候得共、唯徒ニ遂死候而は、奉対公
儀不忠之筋ニも相当深奉恐入候付、虚実之程は難計御
座候得共、当節公儀御取込中大切之御時節、万一異儀
之程をも心配仕候付、弟謙之助召連出府仕、阿部長吉
郎居屋敷下屋敷共差支之由ニ付、同人御預御台場付陣
屋屋敷江逗留罷在候、此段御届申上候、以上、

九月八日

岩松満次郎

〇三
寅七月廿九日板關老より

松平容堂

土佐守名代山内整之助儀、暫在京いたし候様相違置候
処、当今之形勢ニ付、太儀ニは思召候得共、早々上京
いたし、松平肥後守・松平越中守申合、御警衛筋行届
候様精々尽力可被致候、

〇四
同九月九日井関老江

私儀、此節御府内別而御人少ニ付、早々参府、兼而被
仰付置候御留守御警衛相心得候様、御達有之候処、去
年九月中病氣ニ付、一先御暇被下、帰国仕爾と療養相
尽候得共、今以長途之旅行相成兼候容体ニ有之、加之
領内大凶作ニ罷成、四民救助方手当向等ニ而當節國中
急務之場合ニ付、委曲先達而御届仕候通、為名代同姓
美作守来ル十八日国許発足出府可為仕候、此段御届仕
候、以上、

九月

松平陸奥守

右之後、自 京師被為召候付、右発途之無之以前相達候様、極々急飛脚差越候由、尤九月廿八日江戸着相成候事、

一右世子出府一件ニ付一之密説有之、先達而一族之

内手討ニ相成、其他役々三十人余連坐、押込退役

被申付候処、極密ニ而不相分、本文作州侯世子願

之儀不服之徒有之、手討ニ相成候一族之子を世子

ニ取建可申奸計ニ而毒殺之巧御座候処、終に露頭

いたし、右様罪ニ行ひ、秘密ニ取計有之、夫ニ付

世子在国危殆ニ付、名代警衛を名として参府相成

候趣、密々承申候、

〇五

米沢侯より閣老江

(五の1)

兼而御暇奉願置候処、此度之御凶変奉絶言語候事ニ付、

御埋葬済迄ハ相招度本意ニ御座候得共、其内於京都表

別紙之通被仰出候付、猶亦急々人数為差登候様以飛脚

申越候間、当表詰合人数之内より為差登度存候、依之

私江早急御暇被成下度存候、以上、

九月八日

上杉弾正大弼

右ニ付、九月十日より東武発途帰国相成候事、

(五の2)

別紙

上杉式部大輔

御警衛相勤候面々、尤心得も有之、無如才候得共、当

節柄ニ付殊更厳重守衛可有之、御沙汰之旨伝奏衆被

申聞候間、此段相達候、

〇六

松山侯より

(六の1)

此度於江戸表神奈川御警衛御免被成下候ニ付、先達而

同所江自力を以^(マツ)立候台場并居付之大炮・玉薬且亦陣

屋共其假差上申度、此段奉内願候、以上、

八月十四日

松平隠岐守

(六の2)

覚書

台場并居付之大炮・玉薬・陣屋共、内願之通可被

差上候事、

右之通於大坂表板倉伊賀守様江隠岐守より内願仕候
処、去月晦日家来之者御呼出、左之通被仰渡候旨申
越候間、此段御届申上候、以上、

九月十日

松平隠岐守家来

十河鑑次郎

(六の三)
別紙

松平隠岐守

神奈川表台場并居付之大炮・玉薬且陣屋共差上候付、
ゴンボート船一艘被下候、尤御船は長崎奉行より松山
表江相廻ニ而可有之候、

右之通、去月廿九日於大坂表板倉伊賀守様より家来
之者江御書付を以被仰達候旨申越候間、此段御届申
上候、以上、

九月十日

家来

十河鑑次郎

〇七

寅九月七日伝 奏飛鳥井卿より被達

松平隠岐守

徳川中納言言上之趣も有之、諸藩衆議可被
聞食候間、速ニ上京いたし、決議之趣は中納言を以可
有

奏聞旨被 仰出候事、

尾張前大納言殿

紀伊中納言殿

松平加賀守

右自分上京、

松平閑叟

松平容堂

島津大隅守

伊達伊予守

右銘々当主可被 召候処、御用筋御都合も有之ニ付、
上京候様、

松平阿波守

同 淡路守

松平美濃守

同 下野守

松平安芸守

同 紀伊守

藤堂和泉守

同 大学頭

松平隠岐守

同 式部大輔

右父子之内申合、上京候様、

松平陸奥守

松平三河守

松平出羽守

有馬中務大輔

松平備前守

立花飛驒守

右面々、上京候様、

在京之分

松平大藏大輔

松平肥後守

松平越中守

上杉式部大輔

以上、

○八

寅九月九日水野泉州侯より井闍老江内意并付札

^(八の1)和泉守様御儀、兼々御脚氣御症被成御座候処、当夏以

来時々御発動、其上御胸痛御肩背凝急等有之候付、御

手医師御薬御服用御手当被成候、然処至此節御氣鬱・

御眩暈・御下部痲痺等之諸症相加、御起居等も御不自

由ニ被成御座候付、松本良甫様御診察御頼、御手医師

共之御薬被成御服用、無御油断被成御療養候得共、日

増ニ御諸症相募被成御難儀候、此節之御容体ニ而は急々

御快復之程無覚束旨、良甫様被仰聞候、種々御療養御

差加、此上幾重ニも被成御精勤被奉報御厚恩度思召ニ

候得共、急々御快復之御見留も無之旨、御医師様被仰

聞候上は、当御時勢永々御引籠被成御座候儀、深く恐

入思召候付、御隠居被成御願、御嫡子直次郎様江御家

督被下置候様被成度思召ニ御座候、当節御中陰中ニ御

座候得共、右御願被成御差出候而も不苦儀ニ可有御座
哉、此段各様迄御内意奉伺候、以上、

九月九日

様御家来
関口 鈞

(八の2)
寛書

隠居家督願、此節差出候而も不苦候事、

〇九 川越候より閣老江

(九の1) 私儀、当冬中京都為御警衛在京被仰付候付、支度次第

早速発足可仕儀ニ御座候処、近年持病喘息御座候而、

旧冬中微疫ニ相感候処より強相発、暖氣ニ相成候而も

喘氣治兼、疫後之疲労も御座候而難儀仕候付、昨年中

も急速上京被仰付候得共、右之容体ニ付無扨御内慮相

伺候処、願之通上京御赦免被成下、難有仕合奉存候、

種々療養仕罷在候得共、兎角気分鬱滞仕、時候ニ寄喘

氣も出来不出来御座候而、於今出勤も仕兼候仕合ニ御

座候処、追々寒冷ニ而猶更相発難儀仕候付、種々手当

罷在候折柄故、此節之容体ニ而は長途之旅行難相成、

何分急速発足之場ニ至り兼、殆当惑仕候、右ニ付何共

自由ケ間敷御座候得共、家老名代ニ而人数引円差登、

至快方次第発足仕度奉存候、此段御内慮相伺申候、以

上、

九月十二日

松平大和守

(九の2)
寛書

病氣ニ付押而も此節出立難成候ハ、先重臣共江

人数差添為差登、少も快候ハ、早々上京可被致候

事、

〇〇 寅八月晦日於芸州閣老水野羽州より達

戸田采女正

今度從

御所暫時兵事見合之儀被 仰出候ニ付而は、紀伊殿ニ

は被仰立之趣も有之、御人数当所江御残置、一旦御上

坂被成候、就而は一番隊・十六番隊共一旦追々帰坂相

成候間、采女正家来共ニも右ニ准し、追々帰坂可致旨、

紀伊殿被仰聞候間、此段相達候、尤当所出立日限之儀は、大目付・御目付可承合候、

八月

〇一 久留島侯より關老江届

小倉城自焼ニ而、百姓共大勢徒党致横行、所々人家打毀、其末日田永山御陣屋江向押寄可申風聞ニ而、人心

致動揺候ニ付、伊予守領分之内江見計人数差出置候様、

八月六日窪田治部右衛門様より在所家来之者江御頼御

座候付、即日領分日田郡之内城内村・市ノ瀬村右両所

迄人数差出置候段今便申越候、此段御届申上候、以上、

九月廿日 久留島伊予守家来
帆足源三郎

〇二 寅九月廿日中津侯より井關老江
(二の1)

八月廿四日卯上刻、海岸台場江長州使番役寺内暢藏と申手札差出、重役之者江致面会度趣申出候、尤漁船体之小船ニ乗船、若党兩人・中間一人召連居候旨、台場

役人共より大目付役所江申出候付、敵国たり共使命を

不承届と申儀は有之間敷、万端定例使者請之振合を要、

郭外於下正路浦軍議役島津祐太郎・大目付役福田清兵

衛兩人ニ応接方申付為致出会候処別紙口上書差出候、

返答難致文面ニ有之候間、別紙挨拶之通申聞、早々致

乗船候様及沙汰候処、申下刻乗船引取申候、此段御届

申上候、以上、

八月

(二の2) 長州より差出候口上書之写

主人父子多年忠節信義尽微衷候処、豈図、奸邪讒構之

為ニ陥られ艱難累々、士民一統憤憤之至ニ候、旧冬於

芸州大小監察方江歎願申出、巨細御聞届相成候処、小

笠原關老御出芸後意外之暴断相下、士民一統疑惑を生

し、堂々たる

天幕之御所置振、右様暴激之儀は有之間敷、果而奸邪

讒構之為ならんと不憤怨罷在候内、名代宍戸備後之

介執縛ニ相成、加之弊領大島郡江海陸軍を以襲来、市

街を放火し無事之小民を殺害せられ候次第、不堪言語、右ニ依て遂に今日之形勢ニ立至り候、就中小倉藩之儀は旧來之行懸も不少、且奸邪ニ左袒し、種々之讒構を以主人父子を誣ひ、剩大兵を境上ニ備、弊藩江討入んと欲するの勢有之候付、不堪已及戰爭候処、如何之次第哉、不計も居城を焼払君臣共立退ニ相成候、然処尊藩江対し奉り候而は寸怨も無御座候付、前段巨子之情状篤と被思召分、御領民安堵仕候様被仰付度、拳而奉懇願候、

(二)の3
一 挨拶振

御口上之趣、逐一致承知候、弊藩之儀は御承知之家筋ニ而、夫々御答ニ及兼候得共、領民共致安堵候様之御存念は入御念候儀ニ御座候、以上、

八月廿四日

〇一三
肥前侯より届

防長御征伐ニ付、筑前木屋之瀬出張罷在候肥前守人数

之儀、小倉表為応援去月朔日繰出候手配半、肥後・久留米・柳川之出勢過々陣払相成、小笠原老岐守様にも同日より御上坂之趣ニ付、右出勢人数一先繰込置候方ニ可有之と、其段軍目付水上鏡太郎様江御届仕、去月二日より国許江繰込為申儀ニ御座候、此段御届仕候様申付越候、以上、

九月廿一日

内
岡本忠兵衛

〇一四
備前侯より届

備前守江戸屋敷詰家來之者当節伐長応援出勢中ニ付、国許人少ニ御座候処、頻ニ長賊猖獗之趣も相聞、弥以自国之固手薄ニ御座候間、御当地詰之者追々引揚、去ル子年依御達書上候人数高とは当時過半相減居申候、尤彼地鎮靜相成候得は以前ニ相復可申候得共、余り減少罷在候ニ付、此段無屹度御手前様迄御含迄ニ申上置候、以上、

九月廿二日

内
本郷佐野介

一五 日本新聞第五十四号

一千八百六十六年九月廿二日
我慶応二年丙寅八月十四日

横浜開版

昨日亜米利加の海軍士官十余人申合、富士山江登らん
とて旅行の用意せり、同国のミニストル、ファン、ハ
ルケンベルグも同伴しけり、此人等の中には、骨折て
様々の経験をなし、登山帰後我等に有益なる旅土産を
与へられと望ミ居るなり、日本人の云に、時候おくれ
たるか故、おもふ程には経験測量なし難からん、乍然
此頃の天気なれば疑なく登山可出来と、

無人島探書文久二年水野筑後守・服部婦一両名ニ而相定候もの、略之

○

仏朗西帝、普魯西、奥地利の間にいり双方を和解せん
とせしに、始め其国人最初に思ひ計りしごとく、速に
之をとくこと能ハさりし、普魯士は頻にサドハ奥国内
波希米
国内ノ地の
またケーニグレッツ波希米
国内ノ地の大勝を唱へ、又伊太
利は奥地利を睥睨して威尼斯を受るを肯んせず、また
其北方の領地を割くを肯んせず、奥地利は力を極めて

其首府の防禦をなし、屈するいもなく傲然大言して曰
く、普魯士能く来たらばきたれ、吾に四十万の兵あり、
以て汝か二十五万の兵を迎ふへしと、かくて普魯士勢
維也納に向て進ミ、最早今日にも明日にも両日存亡の
決戦あらんとせし処、仏朗西政府よりの沙汰出で、那
波列翁帝の懇情に因り、普魯士は奥地利と和を講ずる
を承知し、之に依て二日の間攻戦見合たりといふよし
布告あり、普魯士にては右のごとく二日戦を休め、奥
地利にて如何返答を言出すやと待設たり、然るに奥地
利の返答もしれ、奥帝フランシス、ヨーセフ普魯士の
和議に付て主意をきくとけ、以太利もまつ之を承知
し、是に於て戦争終に果たり、偕普魯士の主意は、仏
朗西にても同意許容し、奥地利にて心配せしよりは案
外穩便にして甚痛く覚へさるヶ条なり、即奥地利以来
日耳曼議政の会を除くこと、列国同盟を廢すること、
其外北日耳曼同盟国は普魯西に属すへきこと、南方列
国は其意にまかせ別に一同盟国を結はしむること、
易北沼河の公爵国は噁国部のスレスウィクの外一切普

魯士に属すること、奥地利より普魯士の軍費一分を贈るべきこと、威尼斯を除き其他奥地利帝国旧のことく領すべきこと、約束定りたり、然るに普魯士は更に民口大約三百万程の地を得んと欲する望あり、普魯士此のことく広大にして民口稠密なる地を得は、必ず南日耳曼同盟國中へ威權を及すべきこと顯然目前に在り、後來仏帝の所置如何なるや、万国眼を拭て之を見るといふ、

一六

○ 日本新聞第五十五号

一千八百六十六年九月一日
我慶心二年丙寅七月廿三日

横浜開版

日本にて時を算ふるに、一二三四五の常数をもちひすして、九より四迄の逆数を用るは何故なるや、我党の読者能く之を了解するや否、

右は箱館在留之者より西曆八月十四日間来れるなり、

答

日本にて一より五迄の代に九より四迄の数を以て時を

算ふる風習は、支那の易卦より出たる也、易経は支那の古書ニ而、その蘊奥を学ひたる人は、之に因て過去・

現在・未来を占ふに極て明にして誤ることなしといふ、

此書は香港在留の学士理雅谷先生將に之を翻訳して、

支那上古の經典中に加せられとす按るに、理雅谷既に四書經啓蒙等幾多の書に英文に翻し、其他著述ありといふ

、易経の秘術、支那の理学家の外一般に明白ならん事は好ましきことならされとも、昨年或

人理雅谷先生に問て曰く、もしよく易経を了解するや、

先生答て曰く、翻訳は易けれとも、其意味を了解する

は甚六ヶ敷物也といえり、

一日本の理学は支那より借受たるものにして、其愚なる

こと抱腹に堪えたり、其一を挙ていハんに、天地間に

男女の両性ありて、万物の生成其管轄を離るゝものな

し、其両性の一をイン陰といひ、一をヤン陽といふ、

陰は女にして陽は男なりと、日本の音にては是をイン、

ヤウと呼ぶ、日輪は陽を司り月輪は陰を司り、陰は受

方にして陽ははたらき方のことし、夜は請方なる陰氣

の支配する時にして、昼は働き方なる陽氣の支配に係

るといふ、偕此陰氣の最強き時は夜半にして、之を九時とす、亦日中は陽氣の最強く働く時にして、是も又九時也、故に九といふ数は陰陽両性の極度を顯ハすの數也、時刻を算ふるの法、蓋し是より出たり、日本にて昼を六時、夜を六時とし、一昼夜を十二時に分つは、人の知る所のことし、偕まつ夜半即九時を始とし、夜の第二時におゐて算數二十九八を得、此十八は九の二倍なり、十は既滿の數なる故に、是を引去て八のミをもちゆ、即夜第二時は八なり、次に第四時は九の三倍、則ち三九廿七なり、廿七の二十を引去れば七殘る故に、之を七時とす、其次に第六時ハ九の四倍なり、四九三十六の數を得、三十を引去て六なり、第八時は更に又九に五倍して、五九四十五の四十を引去れハ五のこる、第十時は、右の次序を逐て九を六倍す、依て六九五五四を得、是より十位を曳去れば四殘る、此時を時の名とす、斯て日中に至れば始に復して亦九の數を用ゆ、毎日毎夜此のこたく夜半或は日中に始て、九の時を用ひ、夫より以下は九に二三四五六の數を乘して時名を

もとむ、^(其)甚法甚拙にして迂遠なりといへとも、之を創立する者は博學の人にあらざれば能ハさるへし、

一 日本人は多般の學術事業を支那より學ひ受なから、之を用るに必ず自己の意を以てす、たとへは支那の字音等のことし、此時刻のときも、一昼夜を十二時とする事は支那の法に依れるなり、されとも一より十二迄算ふる順數を用ひずして、之に代るに甚奇異の算法を以てす、從來日本人は一己獨立の見識有て、其蹤跡往々史籍中に見ゆ、但し古より獨立して敢て他に接する事なくハ、智見を開き事業を成すの基本も亦之を得るに由なかるへし、然れとも亦天性獨立を好むの質あるに非すんハ、永久堅固に獨立不羈の國たるを保ち難かるへし、

一七

○ 日本新聞第五十六号

一千八百六十六年九月廿九日
我慶應二年丙寅八月廿一日

横浜開版

近頃江戸に於て風説あり、固より妄言にして取るにた

らすといへとも、類に流行せり、曰く、日本政府には既に長州と密に和を構し、双方安全の策を為すと、然りといえとも元來長州は可討の理ありて、

御門・將軍と力を合せ、諸大名に命じて軍備を為さしめ、其兵を出して京師に会合せしめたり、既に此大軍を挙て為すへき事なく、三四十万の兵士徒に勞して更に功なく、如何そ今空しく手を束ねて可帰乎、

○

一橋公薨去の風聞ありしか、絶て南方確説を報告せず、今もし此君をして國權を執り政令を施さしめは、西國諸侯と外國の交易を開き、全国十分の開港を成さんこと掌を反すかこときハ必定也、松平春嶽御老中の長官となり、新將軍を佐けて顯明なる大決断を為せるを以て、其一証をしるへき也、松平春嶽は越前の老侯にして、先年故將軍幼年之間御大老即ち政務総裁たりし人なり、されとも故ありて致仕を乞ひ、其國を世子に譲りて隠居せり、然れとも其性聡明にして芳名あるを以て、屢々招かれ國政に与かることを懇望せられたり、

此老侯は外國交易に付て卓見あり、且其封内にも港を開くことを願出しことあり、老侯の大任に復するや、実に吉慶の前徴といふへき也、願くは其建議の専らに行ハれんことを、

○

頃日英國の蒸氣商船タ、パン、ニョー号船、日本政府へ売れたり、価洋銀十萬〇五千ドルナルなりといふ、

一八

○

○ 日本新聞外編卷十九

原本一千八百六十六年九月廿二日、我慶応二年八月十四日開版、日本雜報抄出

古語に云、生命短ければ却て多衆と、今此句を転して云、戦争疾れハ勢必ず烈と、古昔各國騒乱頻に起り、歳月を経て治まらず万民塗炭にくるしむこと、史籍に載せて詳なり、今人此のことき戦争を見んと欲すといへとも、已に得へからず、先頃普魯士、奥地利の戦争に、普國の兵勢電光のことくまつ阿諾威、加塞、薩克

遜を撃ち、直に全力を聚めて波希米を衝く、其神速なること疾雷の耳を掩ふに不及か如し、一戦にして敵兵敗潰し、其戦跡を見れば絶て復た戦場肅殺の景況を見ず、城市依然旧のごとく、恰も迅雷忽ち迸発し黒雲散去して亦夕陽の光を望かごとし、蓋し此のごとく勝敗一瞬間に決したるは、全く普国所用の銃の力に因るといふ、

一此銃の発明ハ、実に世に大功あるものといふへし、此器却て和睦の議速に決し、生民塗炭を免るゝの基となり、普・奥のはしめ將に戦ハんとするに方て、衆人皆以為く、交易久しく衰廃すへしと、然るに一月ならずして戦争頓に決して、既に其患を見ざるに至れり、是を以て有力兵器は却て和平の基たるをしるへき也、こゝに兵士争て施条銃を用んとする国あり、元來其国の政府、是迄広く之を用ることを国用に教へず、但し其麾下の者をして僅に之を用ひしむるのみなりしに、或る大名此筒を買入れ、其領内の兵士に之を用る教へたり、大名は誰ぞ、長州即ち是也、普魯士は放射神速

の妙を以て世界万所の眼を驚かし、長州はみつから新式兵器を用ひて旧式円弾・弓矢等を以て之に当らんと欲するの無智なるを日本国中に覚へしめんとす、実に諸大名の兵能く長州の兵に当るものなし、但大君の兵隊兼而訓導教練あり、良器を用るに因て長州の兵を逆へ戦ひ、是に依て官軍僅に勝利あるのみ、故に新大君新政のはしめに大に施条銃隊を増加し玉ひ、威力を四方大名に示し給ふ事こそ、当今の急務良策なれ、もし斯の如くなる時は、御老中も始て、大君方の兵早く此のごとき良器を備へ置たるならば、長州との戦は起るましきといふ事をしらるへし、蓋し戦既に起りて後、始のごとく火器を用るを人に教るは浅見の至といふへき也、然れとも今に至て長州を屈服せしめ国内を平治為んとの道は他なし、広く新式の利器を用ることを国内に教るに在るのみ、新大君と称し奉るは一橋公の事にして、此公は素より長州の能く良器を用ひたるを感嘆し給ひける由なり、さすれば必ず我等窃に案する所のごとき疇策あるへし、

銀・米穀掠奪せらるゝ者不少、安中板倉家ニ而は小銃類其外被奪取候得共、深く秘し居候よし、只今之処にては総て潜伏之様子なれとも、一時蜂起せは可及大事歟、

一野州壬生家鳥居激徒多人数来り、我々久しく君侯の雄名を聞けり、願くは臣附せんと乞ひ、許さるるにより退去すといふ、

〇二二 寅八月十五日出京師風説

(二二の1) 薩州より諸藩江長防士民歎願書廻達之返書

但本文歎願書 朝廷江も 奏聞ニ及び候趣風聞有之、前略、御廻文之趣、我々限一応拝見仕候得共、別紙之趣は、從

天朝追討被 仰付、最早諸藩出陣之末ニ至候得は、朝敵より差出候書類は主人共江相達候筋無之儀ニ付、御断仕候、以上、

七月

忍 米沢 肥後 筑前 雲州 肥前 松山 柳川

土州

右之外、諸藩は未及挨拶由、

(二二の2) 一弘前江戸藩松本氏之説に、右事件ニ付諸藩会合、弘前は欠席之由、諸藩之立論は、薩之所置甚粗暴、此上如何成暴業すへくも難計ニ付急度断返し可致との評決之

処、其中に薩之事情をしりたるありて、捨置方宜に決し受捨相成候乎ニ、京都留守居より申来候との事、

〇二三 薩州家より 山階宮江寅八月四日建言之大意

一二条殿御辞職、鷹司殿御帰職相成候様、

一尹宮御方、其以前之通蟄居被仰付候様、

一大樹御相統之儀、尾張元千代様御相当候様、

一会津侯守護職被免候様、

一長防之儀は、いつれニも寛大之御所置被仰付、止戦相

成候半而は、天下の大乱ニも可及との趣、

右五ヶ条、何分於

朝廷御明亮御所置有之様との事、強而申立候趣、右

は

御所御使番手寄より承込候得共、余り之風聞取留兼候ニ付申上候、以上、

八月四日

二三
○ 寅十月朔日尾藩人より伝聞

九月十七日頃、信州松本辺窮民二千五六百人騒立、

野口庄三郎と歎申候豪家某并其同家七軒打毀焼払候付、領主松平丹後侯より

取鎮之人數差出、鎗銃を以多人數討捨、弥騒乱ニ相成、

右様不慈之領主は命ニ不堪候ニ付、領民一同所替相願

候杯申立不穩、右蜂起之根源、松本は米穀潤沢之地ニ

而、尾州領木曾路十三宿其外より都而其米穀を交易い

たし居候処、近来糶米を占押へ、其地ニ而之売買米疋

俵四斗入金八兩程ニ相成、一同難渋いたし、畢竟右豪

家之者領主役人と示談之上取計候事ニ付而起り立候事

之由、尤討捨之時分、前書十三宿并他領より買物ニ来

り集候者をも余程討殺し、是亦右返報之為松本江押寄

可申勢ニ而騒立候由ニ御座候、

二四
○ 寅九月九日關老松防州より達

上杉彈正大弼

此度込高ニ被成下候御預所三万石打出し高七千貳百四拾八石余、出格之訳を以三万石江詰込、都合三万七千貳百四拾八石余込高ニ被成下候、

二五
○ 寅八月京師風説書之内九月十七日着

長州より伊予松山江差越候檄文

其方違 天幕命令、大島郡江及発炮、無罪之小民を侵し難許、速ニ可及返報之処、必急之儀有之及遅日、此節央片付候付、小隊差向代天可為糺罪、其節未練之振舞致間敷、為其如斯候事、

八月 長防士民中

二六
○ 寅八月廿八日夜洛中所々江張文

尹宮・関白・野宮・広橋四奸之儀、從來橋・会両賊ニ相従、正義忠直之徒を陥し、邪詔姦曲之輩を用ひ朝堂之御大計を誤候条、其罪不遑枚挙候得共、差当此

度一橋中納言前惡を悔悟致し、罪を

朝廷ニ謝し、征夷之職を奉辞、天下列侯を

闕下ニ被召寄、公論正許を

勅裁被為在、討長之御所置ニ相成候様申立も有之候処、
右四奸之者共、列侯を

闕下ニ召集候は討長可然と申者一人も有之間敷、已ニ
先日薩・肥・芸・備・越・阿等より建白も有之、必竟
寛大之御沙汰ニ可相成候間、皆利害禍福を考え、已ニ
便ならざることを憂ひ、大坂城迄召寄、議論可否曖昧
糊塗可致様取計、専私權を振はんか為

王家之衰弊を利と致候条、奸迹已ニ顯然ニ候、此上は
橋納言之例ニ効ひ、悔悟謝罪其職を奉辞退而天下之公
論を待可申候、其儀無之候ハ、天地神人之不容処、如
何様之戮刑を蒙も不可計、幸ニ可被為熟察もの也、

八月

〇二七

長州より高田陣中江之檄文

寡君父子積年之微衷徹上不仕、士民一統無余儀情実よ

りして竟に今日之事情ニ立至り、動もすれば天下之諸
侯之兵を動し、自然皇国四分五裂之基を開候も難測、
甚以苦慮罷在候、況して二州有限之力を以列国無尽之
兵に抗し勝算無之は、三尺之童子もよく弁知する処ニ
候得共、元來是迄之行掛一朝一夕之事ニ無之候得は、
一朝一夕ニ解難排難之目途相立申間敷哉と奉存候、然
上は衆寡勝敗は不及論、只国有人限り人力尽ん限抗戰
防禦之外手段無御座候、乍併同 皇国内之儀故、兄弟
鬩牆之勢鷓蚌相争之姿ニ帰し、畢竟 皇国之御大難を
醸出し候而は、死而瞑目不仕、無此上遺憾奉存候、且
亦近日道路風説素より実否不相分候得共、先月下旬頃
より大樹將軍何欵御微悉御様子被為在候由、万一不可
諱之儀も候ハ、幕府之御浮沈此時ニ可有之と、於私共
奉恐察候、就而は別し而御近昵之貴藩御傍觀被為在間
敷儀、申も疎ニ奉存候、何卒格別之御英断を以、皇国
一致万古不撓之御国是被為在度、随而弊国情実も自然
徹底可仕哉と、是のミ奉懇願候、今日不得止次第より
して貴藩江抗敵仕候も、畢竟前段之通無余儀情実ニ而

毛頭異儀無御座候、何分篤と式部大輔様江被仰上、早速御実効相頭候様御周旋奉願候、謹言、

八月七日

長藩出張

各中

高田様

各中様

二八

○長州より雲州江之檄書

主人父子從來忠誠之心事、天地鬼神ニ相誓候而毫末も可致羞愧儀無之、然るを幕府奸吏之徒、猥ニ私心を狭ミ不容易事件と申立、兵威を以是非可令脅服との謀略相企候ニ付而は、臣子之至情実以痛哭之至ニ候、其内誠意貫徹仕候は自然公平至当之御決議も可有之と、度々広島迄歎願申出、今日ニ至迄悲泣黙々罷在候処、豈因於広島表暴ニ銃隊を以名代として指出置候穴戸備後之介其外共拘留、加之去月七日より蒸気船ニ而領内上之関刃致炮撃、十日後ニ至而は大島郡久賀安下庄等江乱入、人家を放火し、無辜之老幼を殺戮し、米金を掠奪し、婦女を奸姪する等之所業、実に堂々たる

天幕之御命令ニ決而無之、偏ニ奸吏之惡逆無道を逞するに相違有之間敷候、最早如何様之国情申上候而も徹上不致は必然ニ候、常々覚悟之通、臣子之分無余儀兵力を以四隣出張之敵を払ひ、直ニ闕下江罷出哀訴可仕と及決議候、既ニ石州口浜田近地迄罷越候処、貴藩御隣邦之事故、御出兵御防戦之御覚悟ニ御座候哉も難計候得共、全對貴藩及争鬪候存念毛頭無之候付、前以申上置候通、何卒弊国之情状御推察被成下、御領内御鎮撫有之度奉願候、恐惶謹言、

寅七月

長防士民中

雲州

御老臣中様

二九

○肥後勢小倉戰爭書翰本文自己を飾り候意甚過大ニ相見得申候

御国勢先月廿七日於小倉長賊と合戦、味方勝軍、長賊首三十五討取、此外死骸・手負直ニ持逃候分七百計有之、大里より船ニ而送り候由、右船飛船三艘ニ積込候由、其外手負余程有之趣、

一右合戦、初廿七日晝より最初御国勢空陣を張置候処、

夫を見懸長賊黒山之如く押来候処、平野先生手山上よ

り敵勢之中程を打候ニ付、将着^世倒しニ打崩され、長賊

よりも雨のことくニ味方江打懸候へ共、越矢計ニ而手

負も無之、長賊中押切られ二手と相成、所々間道より

押来候へとも、口々別紙絵図面之通陣取有之候ニ付、

小倉江押寄せ出来不申、此道長賊敗走と有之処ニ而長

賊惣敗軍と成候由、永嶺先生拒場台百目筒殊之外勝利

之由、藤ニ而も打候由、永嶺先生江長賊大入道両手ニ

土俵を持矢受として参り、四五発打候得共、右土俵に

て受止見掛参候得共、先生乱矢ニ而打倒し、首は永嶺

先生打取ニ相成候、右坊主大力奇兵隊之由、

右入道は、先年小柳平助を切り候不知火弟子不動山

と申角力ニ而、御国夫方同心之者見知候由、

一浜路七郎平小者之咄し、出陣之節今日は供いたし候ニ

不及候間宿所江罷候様申聞候得共、一統之小者参候跡

ニ残り候而も心細く有之ニ付、供いたし参候所、右合

戦ニ相成、はしめ長賊将着^世倒しニ相成候と見え、其余

鉄炮手又打殺と被申候は度々ニ候得共、見得不申、其

節々ニは小者群集勝声上ヶ居候主人其外江タゴ江水二

三杯出し置、主人ニは三度みつかからのませ、玉雨之如

く参り、ちと恐しく成候処、四尺四方計之穴有之候ニ

付、傍輩小者二人ニ而入込居候処、穴上江矢玉雷のこ

とく通り、片時計入込居候処、最早水無之と存汲に参

り可申存候得共出兼、互に汝ゆけ我行と申出不申、二

人手を曳き共に出、水タゴ見候処無之、又水を汲主人

江為呑度候得共、一心ニ打方ニ相成、返事計いたし居

候内打倒され、夫手負と申、右小者直ニ肩ニかけ本陣

江参り可申と存候得共、うしろより矢玉雨のことく参

り候ニ付、跡すざりいたし、漸く本陣江参り、浜路事

切れ居、胸を打たれ候由、

一右合戦之内ニ、監物殿使者を以小笠原宍州侯江公義軍

艦海手より応援いたし候様申向ニ相成候処、至極同意

之返答有之候得共、応援無之、応援有之候ハ、長賊不

残打取可申との事ニ而、右宍州侯合戦はしめ矢玉沓ッ

来候処、直ニ逃出しニ相成候由、笑止之事ニ御座候、

委細之事は承り不申候得共、下々之評判ニは公義手庇援無之、其上諸家之御人数出不申候付、監物殿より沓州侯江直ニ対談有之候処、沓州侯監物殿江其方ハ狂氣いたし候哉と被申候ニ付、同人殊之外立腹、大議論ニ相成、西国御郡代窪田治部右衛門殿中人ニ而漸く引取候由、右庇援も無之候ニ付、藏人殿・下津之隠居休也殿沓州侯江参り、肥後人数引取候と被申候処、尤之由返答ニ付直ニ引取ニ相成候由、

一 右監物殿議論は軍前之由、昨十日承申候、合戦翌日引払ニ付監物殿沓岐守様江暇乞ニ参候処、昼過迄面会無之、段々尋ニ相成候処、最はや何方へ欵逃出しニ成、血鏹九郎様御面会有之候由、沓岐守様は軍艦にて豊後日田江被参候由、

一 尾藤新之允咄しに、敵之強を語ニ而は無之候得共、惣体相整、敵鼠之様ニちらりと見候と思ふ内、直ニ打伏見え不申候由、右新之允手負は大概軍相濟時分ニ成、夕方頭を打れ、陣笠打通し頭ニ二寸五分程相通し、直ニ倒れ候由、相組より尾藤は死たくと申声耳ニ入候

ニ付飛起、鉄炮三発打候得共、又倒れ、小者直ニ本陣ニ連帰り候処、鉄炮を右場所江置候ニ付、小者を遣し候処、相組より首一ツ鉄炮ニ相添遣し、此小者翌日ニ相成首を見恐敷倒れ候へとも、其場ニ而は何之氣も付不申由、

一 此節御人数惣働ニ而、渡辺小右衛門甥黒川太兵衛御番方ニ而参り、ハヤゴ胴乱二杯打、定府之内黒木市太郎俣も参り居、八十発程打候よし、当年十五才計ニ而御座候、

一 御国人数小倉引払ニ付、小倉侯奥方始御国江御下ニ成申候、熊本より豊後鶴崎往還内之牧と申所御茶屋江先御逗留之由、哀成事ニ而奥方女中不残歩徒足にて二十里参られ候付、足も痛ミ候様子、昔之乱国もケ様ニ有之たる欵と見得候咄ニ而候、尤御国より駕籠三十挺計御迎ニ参り、御裏方より化粧道具其外品々被遣候由、小倉焼払之節、右家中ニ松村某備頭此人一人踏止り居候由、兼而組共我子之様に取扱候ニ付、いづれも心服討死之由、其余は何れも逃支度而已、十五万石ニ首一

ツも見不申落城、言語同断ニ御座候、

一小倉合戦之節、毛利左京大里ニ参り居、大膳父子も下

ノ関ニ参り居、大里より下之関迄船橋を懸候様ニ見得、

惣人数六七千人計之見込、御国勢六人之討死、四人之

手負ニ而、首三十五討取候は当軍始りより無之由、死

骸持帰候に、飛船ニ積込三艘有之たる咄し、何様六七

千之人数引取候ニ付、余程死候と相考申候、

一首実檢之節、十七歳計之美少年之首有之、何れも落涙

いたし候、其外少年多有之候由、

一野村寅太郎は一人を鎗ニ而突留首取候処、主将と見得

候もの参り候ニ付、是も鎗ニ而止め首取、采配取添立

上り候処、鉄炮ニ而頭を打ぬかれ倒れ、小者肩に懸引

取、首は手ニ乍持参候由、

右之通八月十一日付ニ而申越、

○三〇
寅九月十三日於東武肥後侯より閣老江達す

(1866) 七月廿七日寅半刻頃、豊前国門司大里辺海岸江長賊大

挙襲来、大小炮打掛致放火、越中守持場其所々江押

来戦争及敗走候付致追討をも、申刻頃人数繰上申候、

尤討捨・討取・分捕等も相応ニ有之、味方死傷等左之

通ニ御座候、

討死

物頭

山野平八郎

高橋作左衛門

馬廻

野村虎太郎

田辺角太郎

浜島七郎平

足輕二人

手負

物頭

松村十之進

馬廻

緒方恒喜

尾藤新之允

成瀬市次

大河原亀喜

右之通御届申上候様申付越候、以上、

九月十三日

細川越中守内

沢村脩蔵

九月十三日

右同人

(三〇の2)
一長防御征討ニ付越中守先手人数小倉表江繰出置候処、

七月廿七日長賊大拳△襲来も難計候付、其假持場々々

を固、野陣罷在候処、暑中已来困苦之末烈戦後数日雨

露ニ曝、兵力相勞候付、応援等之御所置救応再応小笠

原宥岐守様江惣帥より奉願候得共、右之都合ニ運兼、

惣軍之人氣も治り不申候ニ付、猶宥岐守様江相達御聞

之上人数引揚申候、此段御届申上候様申付越候、以上、

九月十三日

内

沢村脩蔵

(三〇の3)
一小倉表去月朔日變動ニ付、小笠原左京大夫殿之御家族

方越中守領内江立退相成申候、旧来之縁家非常之儀、

無余儀次第ニ付、暫逗留任其意、城外ニ差置候筈ニ御

座候、此段先御届申上候様申付越候、以上、

内

〇三一(の1)
寅九月十八日江戸橋広小路江張文

米価高直ニ付、白米式合五勺ニ可売渡旨を示し、貧人をまよハし、撫育を名として、町人共江払米損金之償を申付、大金を掠奪せんとはかり、且町人共より米価高直之備ニ積置所之初倉は、有名而無実也、如是暴政を行ひ、人心を損し、国乱を招く不忠不義之奸吏共之悪計ニ陥り、可惜財を空しく失ふこと勿れ、

寅九月

(三一の2)
右同日一石橋江張紙

近年段々諸色高直ニ相成、大難渋之処、其中ニも米穀之直段日増ニ高直ニ相成、如何程骨折稼候共取統方出来兼申候、是迄上之御役人之内不宜人多く有之故に無相違、小栗上野介義其同類之内ニ而、諸色は段々高直ニ相成方宜敷、又は米倉升倉両ニなれハよし、木綿倉反直段五兩ニなれば世の中は宜成迎、諸色引下方ニは

少も御構なくと申事、慥ニ聞込候間、我々共此上命之助かり様無之候ニ付、明十九日中上野広小路江寄合、駿河台小栗上野介屋敷江押込打殺、夫より仲ヶ間之悪る者悉く殺し、諸人之為ニ難儀を救ひ、怨を返し、日本中江江戸ッ子の名を揚可申もの也、

万一隠し候もの有之候は、天誅を以殺申候、但明日上野広小路江寄合次第、早々駿河台屋敷をこはし可申候、我々共其中ニ交り居申候、

九月

〇三二

寅九月十八日異人江礮打付候一件本文異人は亞米利加人之由ニ御座候

去ル十八日昼八時頃、上野広小路より下谷広徳寺前江夷人二人・女異人二人・同小児一人、別手組七人付添、馬上ニ而通り懸候処、此程より所々江寄集居候貧窮人共凡四五十人程、夷人を目掛石瓦投付候付、別手組より差図を以里俗稻荷町二丁目木戸占切候得共、多人数ニ而右木戸打破り、夷人を追懸、浅草雷門江夷人逃込、窮民共所々より寄集、千人程ニ相成、礮投付候付、同

所御藏前之方江逃行候処、同所旅籠町二丁目ニ而も前同断ニ付、別手組三人跡江相残り、夷人は別手組四人付添、浅草御門内江逃込申候、尤夷人之内二人面部江疵受、為鎮静方相残候別手組取鎮行届兼候ニ付、同所床見世裏廻りより藏手代屋敷内江逃込、内一人外国奉行支配別手組出役黒川寅藏、猶亦御藏前往来江出候処、前同様石投付、寅藏抜刀ニ而追散候節疵請候者、

疵七寸計

浅草田原町二丁目
佐助店繁藏俸

太郎吉
十八才

同

神田松枝町
紺屋職岩吉弟子

勘次郎
三十才

右両人ニ為疵負、寅藏は同所猿屋町廻来納会所江逃込、猶又追懸、会所屋敷江多人数ニ而瓦其外投付候節、同所下男柳助表之方江逃出し、寅藏と取違打擲いたし、疵所二十二ヶ所受、寅藏は会所続き巨勢大隅守屋敷江逃込、別手組乗捨候馬は三尺檢使之節差出候由、
右最寄ニ而承合候聞書ニ御座候、

右之通見聞仕候形行ニ御座候、此段申上候、以上、

寅十月三日

南部弥八郎

◇第一七二号 寅十月報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

寅十月中

南部弥八郎

一 寅九月八日徳川中納言殿奏聞

此度関白殿・賀陽宮御辭職被仰立候由、当今内外紛乱之御時節、枢要之御職務万一動揺ニ相成候様ニ而は天下之動靜ニ相拘り、国家之御為以之外之御儀と深心痛仕候、此程言上之通、諸藩参集、利害得失論議可仕候折柄、総而変遷之儀御座候而は不都合之義と奉存候、

万機之任を補翼一時ニ御辭職被仰立候段、

朝廷如何様之御混雜有之義と諸藩之疑惑を開き、此上言外之事変相生候様罷成候而は、折角言上之素志も不相貫、且追々御勲勞も有之、格別御信任も被為在候事故、此場に於て彼是御次第可有之旨も無御座候付、早々被 召止候儀勿論之御事と奉存候得共、実ニ国家大事ニ相拘過慮仕候付、何卒速ニ右之

御沙汰被成下、上下安堵仕候様御取計之程奉願候、何分切迫之御時勢、此段難黙止言上仕候事、

九月

二 寅九月十日夜大坂紀州屋敷通用門江投書

(二の1) 以切紙致啓上候、益御精勤珍重奉存候、然は別紙之通

左之御方々様江呈上仕度候間、厚御判議被為遂、速ニ御大率之御促有之候処伏而奉願候、尤諸家様御留守居中江御取扱奉願候段、宜御披露被成下候様仕度候、以上、

九月

徳川恩願臣

紀伊様

御留守居中

(112)

別紙

松平肥後守様 松平出羽守様 松平三河守様

松平越中守様 井伊掃部頭様 戸田七之助様

稲葉美濃守様

謹而奉歎願候、一橋中納言殿儀、昨春以来征長之挙を機会として、自己之威名を天下に立んため、時宜を不弁妄に討伐之議を主張し、御幼弱之先公方様を欺罔いたし、強而百里之遠路御進発を奉促、大坂迄御入ニ相成候処、一橋中納言ニは曖昧踟躕、進討之決議無之數月を送候内、先公方様ニは日夜御心痛被遊、竟ニ御鬱疾被為発候而薨去ニ被為至候段、臣子之人情只痛傷悲歎せさらんや、畢竟刃を不用と申迄ニ而実ニ奉殺も同然之儀ニ御座候、元来征夷之御職任ニ相立兵馬を掌握致んと被巧候は、兼而一橋之宿謀ニ而、安政午年温恭院様薨去之節も、全く一橋実ニ御医師礫仙院ニ申付獻

毒為致候事ニ而、殺逆之罪不可赦儀ニ而誅罪難遁候、乍去其節は奸謀不被行、御順統相当之紀伊侯を以御相統ニ相成候付、一橋失望無限、常に先公方様を奉害自立致さんと相謀候へとも、其機会を不得打過候処、幸長防之一条指発候付、先公方様を箭玉鉾鏑之危地ニ奉陥窃に薨去を希居候儀と推察候、松平肥後守殿ニも無抛其説ニ致同意周旋被致候得共、其本意とも不相見候、一橋近来ニ至候而は、先公方様之御遺命之趣ニ申成、三千余人之精兵を以長防二州を可討杯、虚喝傲言を以人を欺き、

天朝より節刀迄致拝領、出陣之運ひニ至り候上は、如何様之艱難をも不願進撃討平之功を不奉 奏候而は不相濟次第ニ御座候処、僅に紀伊殿はしめ諸軍兩三度之敗北を聞て狼狽恐懼、頓ニ前表を變し、神君様以来二百余年之征夷府之大權を以御制服被遊来候御基業一朝にして奉廃、猖罪を極而他を設置候奸計數算御座候、誠ニ不忠不義之極と可申、此俣ニ而打過候ハ、征夷府之大權・御宗室之御祭祀も御断絶ニ相成候は、鏡に懸

て見る如く御座候、実ニ東照宮を奉初御列殿所在之尊
靈如何御憤怒可被為在哉、私共微録之小臣と申候得共、
三百年來御厚恩を奉蒙候身分、君家御危殆を座視傍觀
可致儀決而無之、況一橋之頗指を受候に可忍哉、就而
は私共兵馬之力乏敷大事を挙るに怯く御座候得は、大
義於て不得止次第、自今不出旬日候而江戸表江馳下り、
尾張前大納言玄同公を奉戴仕、御連枝・御家門・御譜
代方・御旗本八万之士を糺合戮力大挙西上、一橋之邸
館ニ撃入、其肉を屠候而首級を函にしハ遙に東下仕、
日光御廟所ニ奉献奠、御列廟之尊靈を奉慰度、就而は
徳川家之御基業如何興復可相成と、是小臣等之所願ニ
御座候、小臣すら如斯相心得候、別而御連枝・御大臣
之御方々ニは一橋之奸計御心外ニ被思召候は勿論之儀
と奉恐察候間、伏而願くは区々之微衷を御憐察被成下、
猶此節閑白様・賀陽宮様於 朝廷御謝罪被遊御辭職ニ
も可相成次第、全不被得止事御実情も被為在候得共、
畢竟一橋之反覆奸計より起候事、誠ニ恐入候次第奉
存候、一橋之所業、上は

朝廷之御大政を誤り 御不徳之御名を奉為負、中は閑
白様・賀陽宮様并松平肥後守殿を始、格別為國家御尽
力被為在、徳川家を深く御愛顧被成下御方々を罪ニ陪
れ、下は徳川家不[。]技[。]之[。]業[。]盈[。]候得は可誅[。]処[。]顯[。]然[。]ニ御座候、
依而前段之通義兵を奉、罪を天下ニ鳴らし、逆賊一橋
を討伐仕度、忠憤之赤心を以泣血奉哀願候、以上、

九月

徳川恩願臣

三

寅八月朔日越前老侯建白

一昨夏長防御再討被仰出候砌、如何之御次第ニ候哉、
驚歎之至不取敢奉伺候処、再発之趣ニ有之、遂ニ天下
之大兵を被動御糺問之処も実無之、随而御所置被仰渡
ニ相成候得共、大兵境ニ臨ミ御武威を以令承伏候様之
御仕向ニ而紛議相起、諸侯も右之可否彼是疑惑を執候
様相成、遂ニ今日ニ立至候儀ニ而奉恐入候事情熟慮仕
候ニ、外夷之事起りしより以來、乍恐公刃にて彼是御
失体之儀も被為在、人心不服之事情遂ニ長防御征伐之
可否と相成来り候事ニ候得は、広く天下之侯伯ニ御議

し、私政を去り公議ニ御任被成候儀大御急務と奉存候、就中異議有る諸侯江は早々御推問有之、御本心を以御聴納御改心ニ相成候様願度、左候時は自然公平之理明白ニ寛猛至当之御所置ニ相当り、御国是爰に立可申と奉存候、近来英仏之二国各其不好処を益親睦を結び我國をして分崩離折せしめんとする勢も有之、蜂蠅之利を納むる之術ニ陥り候事も難計哉ニ奉存、尤可憎之至ニ候、此等を以考候へは、外国之侮を禦候ニは

皇國を一致ニ被成候儀は根本ニ有之、長防之事件は諸侯之異儀御推問御構究被為在、其心志を御含被成候儀御先務と奉存候、本末前後之分瞭然と御弁別被為在候ハ、仮令御征伐中といえとも順序を追而御所置は如何程も可有之儀と奉存候、只今之姿ニ而は奉勅とは乍申、何所迄も兵力を以屈伏いたし候様被成候儀ニ而、正大之理ニ非されハ、諸侯各隠然と一趣向を立候様相成、仮令長は亡候共又長を可生、只士民困窮より禍蕭牆之内ニ起り候儀等は先日申上候通ニ御座候間、何分御反正、大襟懐を被為開、御政令御一新、奉安

^(廣) 震襟、下蒼生之苦を被為救候様必至奉仰願候、非才淺見之私、殊ニ隱居之身として毎々大政を議し候儀重々奉恐入候得共、国家之危急ニ迫候儀、奉対 照祖・祖先之神靈候而不忍沈黙、敢而冒万死及建言候、幾重ニも御採用被成下候様伏而奉翼候、誠恐誠惶謹言、

八月朔日

松平春嶽

四

於広島關老故水羽州江差出

^(四の1) 先達而御届申上置候式部大輔人数、当月二日同七日於芸領宮内村戦争之節討死・手負之者、左之通、

二日戦争之節

足輕

討死

相金 米吉

銃隊差図役

手負

加藤 杏吉

〃

馬出 元七

〃

弾薬持 一人

七日戦争之節

物頭

深手取揚之上死

原田帶刀

大炮方

”

江坂八郎太夫

”

中村清之助

物頭

討死

長谷川八郎右衛門

銃隊差図役

”

小原捨次郎

大炮方

”

根岸直四郎

”

古橋千次郎

”

小田惣右衛門

”

室井賀吉

別役

”

中村門太夫

足輕

”

秋山千次

別役

尾崎松太郎

根岸吉右衛門

鶉石五次郎

北条徳藏

足輕

服部桂次郎

村井佐之助

町村清八

十日市三郎右衛門

中間目付

不分明

惣之助

敷中七郎右衛門

原田学家来

藤野伝四郎

原田兵庫家来

小管左九藏

平土造酒之助伴

〃

稲田仁兵衛

宇加十兵衛

管井市左衛門

片貝年松

下馬喜七

内山幸吉

彈藥持一人

中根善次家来

渡辺武左衛門

榊原丹後家来

山崎惣之助

原田兵庫家来

田中吉郎

彈藥持四人

右之通御座候、此段御届申上候、以上、

八月十七日

榊原式部大輔家来

上田志馬

(四の二)
一風聞ニは、榊原侯ニ而二百余人、彦根侯ニ而三百余人

及死傷候云々、

五

寅九月廿七日於東武

陸軍奉行

外国奉行

浅野美作守

仏朗西国江為在留被差遣候、

歩兵頭取締
御目付

一

外国奉行

合原左衛門尉

英吉利国江同断、

六

寅九月熊本来書

前略、長州ニ參候徒御使番古賀留次一昨廿七日帰着、

昨廿八日御用人衆江咄之聞書、

一太宰府表ニ而薩州人より、長州之儀は公辺江毛頭奉恨候儀無御座、御征伐ニ付無抛敵対仕候、何卒御国より無事御取扱希候と太宰府ニ而頼有之候ニ付、御国通儀有之内廿七日一条起り候ニ付、古賀より薩人江及議論

候処、薩人大に迷惑、自分共ニ於而も赤面之次第と断

申候、其上五卿奪取小倉江奉入との風聞專ニ付、薩よ

り此度実否聞糺且小倉一条長州江罷越及議論候間、致

同道度と古賀江申談候ニ付、再三断申候へとも、強而

同道可致と申、是を断候而は臆し候様ニ候間、三条様

江伺候処罷越候様被仰聞、当月十一日薩人同道下之関

江渡海之処、士大勢出張居、薩は見向も不仕候得共、

古賀を見極而不審いたし候而宿屋江致案内候付、薩人

江相宿頼候処、矢張一人差置頼而報国隊組頭対面之処、

一ト通之挨拶過後刻高杉新作罷出候付、五卿奪取之儀

尋候処、左様之儀無之虚説と申、小倉一条尋候処、此

儀は甚奉恐入候、御国勢御出張有之候を少しも存不申

何共御断之申上様も無之、就而は早速死を決候士二人

程御陣中ニ御断之使者差出可申と存居候内、御陣払相

成、其儀も不行届、如何いたし候而此儀御詫可申上哉

と案勞いたし居候処、幸貴君御出何分宜御取扱奉願と

申、二汁五菜之料理其外種々致馳走、右新作對話後は、

長州路勝手ニ致通行候得共少しも構不申、長州兵糧所

ニ而昼飯杯喰候由、

一下関江繋り候北前船不残懸留、一艘も出し不申候間、

大船計三百艘も致滞船候ニ付、兵糧は莫大有之由、右

船頭共は無抛下関江致上陸居候間、同所大繁昌、太鼓・

三線ニ而賑々敷事ニ候、

一長州ニ而異人之咄し、小倉合戦之節長州勢は入替く

参候得共、肥後勢替之人数無之、進もせず退もせず、

終日打合勝利を得、其実肥後ニは余程よき備有之哉、

肥後は惣体武国と聞居候得共、斯迄は有之間敷と存候

処、実ニ致感心候由、称美いたし候、

一去ル廿六日一橋様より御使者を以良之助様江御上坂之

儀御頼ニ付、今廿九日被遊御発駕候、惣御供ニは晝よ

り出立、良之助様ニは御供馬十一騎ニ而今晝内牧江御

泊、佐賀関迄三日路、夫より蒸氣船ニ而大坂江五日目

ニ御着之筈ニ候、全長州之御扱筋御周旋との風聞ニ御

座候、

一澄之助様御養子御願濟ニ付、昨日御祝儀被為濟、直ニ

若殿様と奉称候旨奉御同慶候、御国中一統難有かり申

候、後略、

七

寅八月九日於浪花閣老より達

難波御蔵ニ有之候御田米并長興寺村御焰硝蔵御貯合棄

(硝カ)

とも御城内江引移候様、御蔵奉行并御鉄炮奉行江可被

達候、尤引移場所之儀は御目付可被談候、

八

同十日右同断

当地三郷火消人数共之儀、平常出火無之節は是迄之通

職業いたし、非常之節は銃隊ニ編制いたし候様可被取

計候、尤講武所江差出教導を請候積可被心得候、

右之通町奉行江相達候間、指支無之様御定番江可被

達候事、

九

同五日右同断

此度遊撃隊被仰付候御徒并御書院与力・御先手与力・

御鉄炮方与力教導方之儀、当地講武所炮術方ニ而為致

候様御定番江可被達候事、

一〇

雲州侯より願書并届書

(一〇の1)

松平右近将監儀、人数引纏雲州江退散罷在候処、元来

於領地は苦戦勇闘も仕候得共、不得止事時勢ニ相成、

無余儀浜田開城、自曉をもいたし遂に領地を失ひ候段、

(曉カ)

全奉重

天朝・幕府之命而之儀、可憐至ニ御座候、然は回復之

功を不得候而は不相濟段、君臣共切齒奮激罷在候得共、

何分ニも微力之上損失之器械等修甫可仕様も無之、誠

ニ歎敷次第ニ御座候、何卒公刃之御威光を以万々手当

相整、浜田回復之功を遂候様如何様共なし御仕向被成

遣度奉存候、此段隣国之儀哀情難黙止候付奉懇願候、

以上、

八月九日

松平出羽守

(一〇の2)

一出羽守人数之内石州領江出張罷在候歩兵頭棚橋勘八組

本ノマ、教印と申者、去ル五日不図長州人ニ被召捕、追而翌日

右之者送り候節、別紙写之通彼より来翰一封相渡、返

書可成文急速ニ差出候様申聞候旨届出候付、得と評議仕候処、是迄追々御達申上候通、已ニ雲国危急之場合甚以切迫之至、就而は再三歎願仕置候得共今以応援之御人数一手も到着不仕、所詮当時之微力ニ而は戦争開様之及応接候迎、一旦之防禦も難相叶は勿論、勝算之見込曾而無御座候、依之惣勢相揃候迄は如何様ニも期限言伸之外致方無御座、不得止一時之策略迄ニ別紙写之通不取敢及返翰置候旨、尤委細之儀は芸州広島表ニ而御届仕候付、此段御沙汰申上候様申付越候、以上、

八月十五日
松平出羽守内
原 民右衛門

(1003)
一 来翰写

仙山口御出張有之由御進軍之御趣意ニ候哉、又は御自国御警衛之御趣意ニ候ハ、早々御国境迄御引取可被下候、尤御進軍ニ候御都合ニも候ハ、敢而不辞所ニ候、右両条御答即刻承知仕度態々得御意候、

八月五日
太田
長州出張中

仙山口
雲州御出張中様

(1004)
返翰

弊藩出張之儀は、自国之警衛ニ而進軍之趣意ニは無之候得共、地所之許も有之、仙山口番人申付置候、素より貴藩と私怨を結候筋曾而無之、乍去貴藩御所置次第如何様共相応し可申候、以上、

一
寅九月東武町触
申渡

貧民御救のため神田佐久間町広場ニ而小屋取建、朝夕賄之儀は町会所より被下候間、小屋入中男女之別を正し、銘々謹慎いたし口論ケ間敷儀等決而致間敷候、尤此度之儀は前々凶年・大火・悪病流行等之節御救被下候儀とは訳違、諸物価高直ニ而及貧窮取統兼候者江御救被遣候御趣意ニ付、小屋入相願候者は小屋取建候節仕覚候職業有之候者は勿論、手業無之者は場所江罷出

竹木等持運之手伝等可致、且病者之類は小屋脇江別段養生所取建、医師見廻り服薬をも被下候間、父母妻子身寄之者共小屋内江相通ひ介抱方勝手次第可致筈、小夜入日限之儀は追而可及沙汰候間、右之趣其方共より不洩様早々可申通候、

但小屋入相願候者取計方之儀は、天保七申年之通可心得候、

右之通町々名主共江申渡相成候、

二

神田辺其外所々江貧人屯集いたし候付寅九月十九日

夕南町奉行出張制諭之書付

今般米価高直ニ而諸人難決之趣は相違も無之候得共、貧窮人とも往還広場等江屯集いたし居、表店商人共より施行貪候趣押借ニ等敷、其上左迄困窮ニ不至者迄相すゝめ同様之所業ニ為及候段相聞、以之外不埒之事ニ有之、乍併今般之儀は格別之訳を以吟味之沙汰ニは不及候間、此上心得違無之様いたし、今晚中早々為引払可申、此度佐久間町川岸江焚出し等も被仰付候程之儀

ニ付、全困窮ニ而暮し方差支之者共は神妙ニ町法を以願出候様得と可申諭、右様物持共江押而合力申聞候故、商人共之内ニは戸閉家業も休居候も有之、不容易次第ニ而、右様家業相休候而は却而其者身つまりニ相成候儀ニ付、其方共より得と申諭、若不取用場所引払不申候欵、其外心得違有之候ハ、早々訴出可申、嚴重吟味之沙汰ニ可及、右之段其方共より外名主共江も得と申合、組合之外へも早々申通し、今晚中行届候様可申通候、且又今晚見廻り之上申諭候趣も申聞、此上心得違致候ハ、理害は不申聞旨、

右之通町名主共江申渡、

一

本所

回向院

谷中

天王寺

音羽

護国寺

麻布

長国寺

三田ひちり坂

功運寺

三

於浪華閣老江届

(二三の1)
公方様薨御被遊候ニ付、上下哀情之程も 御察被遊、

暫時兵事見合候様從

御所被 仰出候間、毛利興丸江も相違候様安芸守江御
達ニ付、使者を以相違候処、御達書預り置呉候旨ニ而

差戻、別紙書付差出候付、使者取帰申候間差出申候、
此段申上候、以上、

九月十九日
松平安芸守内
植田清人

(二三の2)
別紙

弊国多年之徴志一朝煙滅仕候而より、終に冤枉相連り
今日之形勢と相成、闔国不堪非歎罷在候、最前奉

勅始末書一冊を差出哀訴仕候得共、下情通する所無御
座、遂ニ

闕下輕挙之罪を重候様立至、其後尾州惣督国情御熟知
御陣払有之候処、再度將軍家御進発と相成、統而三監
察弊国事情一々落意承知被致候も、却而小笠原老岐守
殿意外之御達有之哉ニ而、殊ニ前後齟齬之御所置振ニ

相成、加之名代之者御拘執之次第等廉々難得其意反覆

歎願仕候始末、委曲御承知之通ニ御座候処、其末不図

も南海孤島江軍勢被差向、数日所々を炮撃、無辜之婦

女老幼を残害し遂ニ上陸、数村之民家を放火し、家財

を奪ひ、耕牛を屠り惨刻を相極、奈何ニも侵掠残暴之

振舞、乍恐天地覆載之仁固よりケ様之事無之は勿論ニ

付、弥以從來之事讒構誣罔之手ニ出候而此形勢ニ至候

儀と承知仕候故、臣子之分を尽し、

闕下江罷出主人冤罪哀訴仕度相決し

朝廷江鄙情上表仕度、且道を隣藩ニ仮り、殊ニ其御表

は御出見根拠之事ニ付、其御役々江も書面差出候得共

一切御酌取も無之、却而軍勢被差向、既ニ防州小瀬川

口御侵来相聞候故、無拠及迎戦、就中於小倉藩は從來

誣讒之次第も有之、猶小笠原老岐守殿九州指揮として

御滞在頻りニ諸軍御督促被致、侵入之期限相迫候ニ付、

是又進入数度交戦ニ及候処、不図も自其御居城を被焚

御引払ニ相成候付、隣傍筑前・中津兩藩江鄙意致演述

候、浜田藩之儀は止戦応援ニも被及候故、素より一点

之宿怨無之ニ付、速ニ其意ニまかせ候処、何故欵一旦御城郭を被火、実以驚愕之至ニ付、浜田侯并因・備江其次第申述候事ニ而、かゝる争戦之勢ニ相成候而は、地之利ニ拠り時之宜ニ随ひ進退攻守いたし候は用兵之常道申も疎ニ有之、仮令進守致居候迎も決而人之土地を侵略致し候心底誓而無之、然処此度侵掠之地引払候様御達有之候得共、退而熟考仕候処、乍恐真ニ

朝廷被為 知食候御事ニ御座候得は、定而正邪判然公平至当之処を以御沙汰可被 仰出、其上ニ而侵掠仕候欵否とは弊国之所置を以御洞見も可被仰付候事、其上暫時兵事御見合と御座候得は、唯將軍家御喪中を以暫時御見合、数日之後再び御討入と申事は了然相見、是全讒構誣罔之余ニ出候事疑無御座、是迄士民骸骨を草野ニ暴し、乍纒も当道之茅塞を相關懸候へハ、此余闕下江罷出、冤罪哀訴仕候期可有之趣希望仕候は、臣子之至情ニ有之、若一旦寸歩を退き再び讒構誣罔之手ニ陥り候而は、遂ニ主冤を雪候時無之、乍恐天日光明雲霧相開候時無之事は有御座間敷、正邪曲直判 御照

臨之御事随而公平至当之御政典御奉行被為在候は必然之事ニ付、弊国ニ於而は幾年を経候而も其時を奉待候心得ニ御座候間、何卒前段鄙衷通暢仕候機被成下度不堪至願、依而御達之儀は尊藩御預置被下、不悪様御取計奉願候、以上、

毛利大膳

家老中

一四

於大坂紀州侯より閣老江達

(四の1)

紀伊殿着坂後直様上京可仕之処、発芸前より病氣罷在候段、委細此程も奉申上候儀ニ御座候、然処此度上京之品ニ付而は兼而御内命之品も有之、其後

勅命をも相蒙候儀ニ付而は、猶更遅延仕居候段何共恐入、日夜心中相濟不申候付、少々快氣を得、座起ニ相堪候様相成候へ、早速罷出可申と精々治療相加居候得共、兎角快氣之見留無之而已ならず病勢追々相加り、所詮旅宿ニ而は養生難行届候ニ付、一旦帰国仕得と養生仕、追而罷出候様仕度、此度之御呼出ニ付而も諸藩

出揃迄いまた日間も可有之候ニ付、何卒右御許容被成下、

天朝之所は程能御取扱被成下、婦養之儀早々相済候様奉懇願度、此段分而御談申上候様被申付候事、

九月

渡辺主水

(一四の2)
九月廿七日書取

御書面之趣無御扱儀ニ付、一ト先御帰国、少も御快

方相成候ハ、早々御上京被成候様可被申上候事、

但十月三日汽船ニ而出帆相成候由、

一五
寅九月十二日南町奉行江届

(一五の1)

新吉原京町二丁目

吉兵衛店
芸名浜碓事

老ケ年給金三千五百兩

足芸
曲持

定吉
三十五才

但寅九月より来辰十月迄

悴

中二ヶ年之間被相履申候

上乘芸

長吉
十一才

同居人

一老ケ年金千百兩

同前

梅吉
十二才

定吉付属罷越候者

小石川伝通院前白壁町

九兵衛店
重太郎事

後見役

岩吉
四十七才

同人悴

竜之助事

伝吉
十九才

同
南云馬町一丁目

喜兵衛店
吉兵衛悴

兼吉
二十一才

同
小石川上富坂町

梅太郎店

林藏
三十才

同
妻恋町

儀八店

繁松
三十八才

神田相生町

源助店

隅田川
浪五郎
三十七才

手品遣

芸名小まん事

夫と共に
手品遣
と
は
三十五才

芸名とは吉事
牌

此者綱渡
松五郎
十七才

三線弾
と
二十才

芸名豊吉事

此者角兵衛
獅子二御座候
梅吉
十六才

芸名藤吉事

同前
藤松
十才

右十八人之者共、当春以来横浜表ニおゐて銘々業体興
行仕候処、同所太田町四丁目源十郎店喜三郎外一人世
話を以、アメリカ国ウエンリートと申者ニ懇意ニ相成、
今般右国江前書之金高二而被相履、諸道具持参、彼地
江芸道為修業罷越度、北御番所様江明後十四日願書差
出候付、此段申上候、此上御指図相成候ハ、猶御届、

新吉原京町二丁目

慶応二年寅九月十二日

名主 庄兵衛

神田相生町

組合世話掛名主
源 八

浅草龍宝寺門前

名主 半三郎

(二五の?)

別紙 亞米利加国持渡候諸道具芸名目録

足芸曲持浜碇定吉番組荒増之分

一 三挺階子曲乗芸 一 大幟曲持上乘之芸

一 崩階子上乗芸 一 一壱本竹上乘之芸

一 大半切桶曲持芸 一 一石台上乗之芸

一 大水瓶曲持芸 一 一大障子曲持芸

一 柳樽曲持芸 一 一教之小桶上乘之芸
但是をばね虫と云、

一 居風呂桶曲持芸

拾老

手品遣隅田川浪五郎芸名荒増之分

一 三番叟操消人形 後二二間四面幕ニ相成申候内頭一

尺五寸達摩ニ相成申候、

一 唐子人形

一 替り人形乙姫

後ニ替り龍灯

一 叶福助人形

後ニ替り高サ五尺おかめ形

一 武楽之舞

後ニ花車二尺作り物ニ相成

一 せんまいからくり

後ニくわいらいし人形

一 せんまいからくり

一 大和駕籠小鳥の嫁入

一 千寿万寿玉水からくり

一 淀川速之水からくり

一 丸竹之上一本足駄ニ而渡り

一 蝶々曲

一 大障子崩渡り後ニ中骨一本ニ相成候上江居り手品遣

一 二重花産水からくり

一 天地八声蒸籠

一 平縄渡り

一 四ツ縄石橋獅子狂ひ

右之外略之、

(一六の1)

覚

一 願濟国々外は他国江罷越滞留等致すへからず、帰朝之期限致延引へからざる事、

一 外国之人別等江加ハリ候儀は勿論、他国之宗門江入へからざる事、

一 御条約之趣を守り、誠実を以外国人江交るへき事、

右之通云々、

十月

松井源水

外ニ二人

(一六の2) 一 書面之者、香具渡世として英国江相越度旨願ニ因而、

此証書を与へ候間、途中何国ニ而も無故障通行せしめ、

危急之節は相当之保護有之候様、其国官吏江頼入候、

寅十月

日本国事務局

計ニ而異国江相渡二ヶ年六ヶ国順興致度願、南町奉

行有馬阿波守ニ而聞濟、達書并外国奉行より相渡候

書付

大判居え大奉書ニ認め有之候事、

右書付裏江異国上官之横文字ニ而何れも書付有之、

日本新聞外編卷廿四

原本丙寅十月廿五日開版日本雜報第二百四十九号抄出

横浜大火之事

西曆十一月廿六日即日本十月廿日の暁出火ありて、横浜過半焼失す、家数左のことし、

一番 二番 三番 四番 五番 六番 七番 八番

廿一番 廿二番 廿三番 廿四番 廿四番エ号 同ビ

号 廿五番 廿六番 廿七番 廿八番 廿九番 三十

一番 四十番 四十一番 四十一番エ号 四十二番

四十三番 四十四番 四十五番 四十六番 四十七番

四十八番 四十九番 五十番 五十一番 同エ号 同

ビ号 同シ号 同デ号 五十二番 同エ号 五十三番

七十番 同エ号 同ヒ号 同シ号 同デ号 同イ号 同フ

号 同シ号 七十一番 同エ号 八十九番 同エ号

亞米利加新コンシユル役所

右付屬荷物庫

日本運上所

亞米利加古コンシユル役所

普魯士コンシユル役所

葡萄牙同断

仏蘭西同断

英吉利ミニストル居留館并コンシユル館器械置場

右之外、市中日本人の住居焼失の分夥しく有之、爰には只甚大略をあくるのみ、



英国ミニストル及び和蘭コンシユルゼネラルは此頃

中多分江戸にあり、仏蘭西ミニストルは湯治の為に熱

海にゆき、亞国ミニストルも亦長崎に往きたり、

一此度日本の少年留學生拾四人英国に向て発途す、これ

日本政府に於て大に學術を開くべき所置の一端にして、

最も賀すべきの盛挙なり、

朝鮮報告

去月十五日即日本十月九日付の書翰朝鮮より上海を経て此地に到着す、書中の報、左のことし、

仏蘭西船隊朝鮮の最要害なる府城ハンホア按るに、前号ハンホアに作るを攻撃し、其地に留在する事一ヶ月にして朝鮮国主の恃む所の城塞を悉く滅却し、許多の軍器を破壊し、此度は支那・日本に向て帰帆するの支度をなす、此地方は嚴寒にして滞留し難く、仮令兵を留むるも亦益なきが故也、

水師提督議を決して、本月十八日即日本十月十二日以後シヲウル河口の通船停止を平常に復せんとす、

前文の如くなれば、仏蘭西軍船ギューリー、ラブラセ、キンサンの三艘も不日に横浜に帰着するなるへし、

一八

○

日本新聞外編第二十二号

西曆一千八百六十六年十一月十日
我慶應二年丙寅十月四日

横浜刊行

日本国内の事件に就而は緊要の報告なし、米価騰貴に就き江戸に於て再び騒動の事を聞かず、現今政府は貧民を賑恤するか為に御救小屋を建て、又市中処々江米穀を配与せり、我等おもふに、此程御老中の達しにて

輸入せる外国米は必ず江戸の衆民に売与るか為なるへし、

一大坂よりの報告に、新大君一橋公は日本の国政を主宰するに於て古今未曾有の明君にして、且

御門と親睦なるか故に、

御門も亦尽く其所置を可とせざるはなし、之に依て已に長州と休戦の命を下せしと云、大君は

御門の面前に於て其国内の事件を議せんか為、諸大名會議の令を下せり、蓋し此會議の趣意は大君明白に諸政務を諸大名に告諭し、外国との条約を信実にして其全からん事を欲し、且は日本のますく開化に進まん事を欲するか為なるへし、若し此策成就し施行さるゝに至らば、外国交際の所置も亦大に進歩に至るへし、

高麗戦争の事件

先頃支那海にある仏国軍艦の高麗に趣きたる事の報告あり、方今戦争の事ニ付、次の事件を記載し遍く布告せり、

一此戦争の因て起る所以を原るに、数月前仏の弘法使者

九人高麗の役人に殺されしに依て、仏国海軍提督ロス其仇を報ゆるか為に、此残毒なる悪人を誅し、且其国人をして西洋の開化を感戴せしめんと欲する事を遍く世にしらしめんとす、

一高麗は東方亜細亞に在て、未普く全世界の人に知られざる一隅の国にして、僅に唯弘法使者此国に来れる而已、其沿海の形勢は我航海測量図に於ても僅にする事を得べきなり、

一海軍提督ロスは統轄せる軍艦北直隸海灣芝罘江来会すへしと命し、第九月中旬我八月下旬次の船々其地へ到着せり、其船号左のごとし、

旗船フレガット スクルーフ ギューリール船号

コルフエット 同 フリモウギウト同

同 ラプレーシ

炮船デロウレード プレトン タルジフ

使船キンチャン

第九月十八日海軍提督はプリモウギウトの船上江本船の旗を建てデロウレード、タルジフの二船を率ひて高

麗灣及びシオール河の地形を察し其測量を為し、且軍略を定めんと欲して芝罘を発しプリンシゼロメの海灣に到り、其後此河口カホンポアと名くる島とに於て好き碇泊所をゑらみて爰に碇を卸し、楮プリモウギウト船のミ

を爰に駐て、提督ロスは指揮役ポウエットと共に二隻の炮船に駕して、此河の急流を沂る事六日を費してシオール都府に近き一処に到れり、高麗人は第九月廿六日我八月シオール府を去る数里の処に於て無数の船を鍵環して此河流を立切り、其兩岸より小炮小銃を連発して仏国の炮戦を打碎かんとせり、其日の第一時に二隻の炮船は無数の敵船及び敵兵を打払ひて、此府に対して碇を卸し、二十四時爰に碇泊し、其後提督はデロウレード、タルジフの二炮船に令し此河を下りてカンポアを奪ハしむ、此府は高麗国王の最堅固なる城塞の一なりといふ、

一旦説く、船隊はチュフォーを去り、第十月十三日我九月五日に至りて尽くプリンシゼロメの海灣に到着し、翌十四日我六日カンホアの海灣に近づきて碇を下し、其日我

兵に令して此城を遠くる邱山を奪て之に抛らしむ、其翌十五日我鋭兵進んで其城壁に迫れり、此城は海を去る事凡四里我二里、十六日の早朝提督はみつから鋭兵を率ひて上陸し進て此府を攻るに、敵兵唯僅に炮発して敢て防戦する事能はず、十一時に其前門を奪ひ我兵を進ましむ、是に於て一都府皆仏国の有と為れり、府中の人民は仏国兵の此府中にいらざる先に已に奔逃せり、故に提督ロスは闔府私財等の所置を為せり、蓋しカンホア必ず我有となるに至るへし、元来此府中は数多の公衙鱗比し、新旧製の兵器を貯収せる許多の武庫あり、又高貴の邸第は都而花美なる園囿中に在り、カンホア都府は実に高麗王の干城なるか故に、此府の陥りたるは、其政府をして我に和を乞ハしむる基となるに至る事、且は外国交際の事に就き最緊要の事件となりぬへし、

一使船ラブレージンは、上海に此新聞を送らんと、前月十二日我九月十八日カンホアを發せり、其時提督は委任の権を掌握して和を議し、且ツ此事件につき至難の事を十分

に成就せんと欲せり、現にカンホア都府は仏人の手中にあり、但しシオール河は閉ていまた開かず、此報告を得たるは実に欣躍に堪へず、我等是に因て之を察するに、往古より今に至て凡開化に至らんとするの国は、自然戦争を経て、以て始て人民開化の地位に臨むへし、嗚呼、不幸の高麗も遂に此幸福を得るに至らん、此のことくなれば、赤心国の為に死する者も空しく其血を灑きしに非ず、

右於開成所翻訳、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

寅十月

南部弥八郎

〔表紙〕

右之趣、万石以下之面々江不洩様可被達候、

十一月

風説書

寅十一月中

南部弥八郎

(一の2)
一 陸軍奉行并
銃隊奉行江

戎服紋所色目此度御取極相成候ニ付而は、銃隊其外三
兵役々等戎服紋色之儀相改候様可被致候、

(一の3)
一 寺社奉行

戎服火事具之儀、此度御改正相成候ニ付、出火之節登
城着服之儀、来卯正月よりは、黒羅紗背ニ紋所白ニ而
一ツ付候筒袖羽織・陣股引着用可被致候、尤用意有之
面々は此節より着用不苦候、

右之通被仰出候間、可被得其意候、

十一月

一 寅十一月三日稻闍老より大小鑑察江

(一の1)
此度御旗本之面々都而銃隊ニ御編成相成候ニ付、戎服
之儀も向後筒袖羽織・陣股引と御定相成候間可被得其
意候、就而は出火之節登城着服之儀も、来卯正月より
右戎服着用可被致候、

但布衣以上黒羅紗紋白、布衣以上黒呉郎服連之内

紋黄、御目見以下何品ニ而も黒色紋萌黄相用、何

れも紋所は背江一ツ相付可申候、

右之通相心得、尤用意有之面々は此節より着用不苦候、

(一の4)
一 大目付
御勘定奉行
御作事奉行江
御目付
御使番

戎服火事具之儀此度御改正相成、布衣以上之面々は、
黒羅紗背に紋白ニ而一ッ付候筒袖羽織・陣股引着用候
様相達候得共、其方共ニは不相用白ニ而五之字付候筈
候間、可被得其意候、

十一月

(155)

一 大目付江
御目付江

戎服火事具之儀、此度御改正相成候得共、京地之儀左
之通可被心得候、

大目付・御勘定奉行・御作事奉行・奥向御目付・御使
番・御勘定吟味役・京住諸役人、

右役々火事羽織着用之事、

奥御右筆組頭・奥御右筆・表御右筆・御納戸・御医師・

御勘定方・御目付方・御作事方・御同朋頭・御同朋・

御数屋頭(書院カ)・御膳所向・坊主・六尺、

但白衣勤之向は白尤之事、

陸軍奉行並・銃隊奉行・御軍艦奉行・歩兵奉行・騎兵
頭・同並・歩兵頭・同並・銃隊頭并撤兵頭・同并・炮

兵頭・其外銃隊之役々組共、

右、筒袖陣股引・常之羽織着用之事、

右之通相心得候様、向々江寄々可被達置候、

十一月三日

(156)

一 大目付江
御目付江

御供之面々武役之向は六ヶ月、其余之面々は十ヶ月交
代と相心得、期限ニ至り一応可被相伺候、尤支配向之
儀は見込を以交代為致候儀と可相心得旨於京都被仰出
候間、向々江可被達候事、

(157)

一 大目付江
御目付江

一 伊賀守・松平豊前守事、京住被仰付候段、去月廿一日

於京都被仰出候、此段為心得向々江寄々可被達置候事、

十一月三日

〇二 尾州老候より

(1)の1)

謹而奉言上候、徳川中納言先般既ニ本家之跡を継候処、
自偽謙之儀を守り固く伝家之職を奉辞、於

朝廷其至情を被為監強挽之命を不降賜御懇之御次第、

感激之至奉存候、然ニ 天意之御深遠をも不奉測叩ニ
奉言上候冒瀆之罪、誠ニ以奉恐入候得共、臣慶勝窃ニ

時機之所在を伏察し、鄙情之至ニ不堪敢而献言仕候は、
当今四海未穩鉄鉞職を闕、億兆之望無所繫自然動搖之
端を生し候而は、御為如何と深、心配仕候、若

天眷不被為移祖先之箕裘を御扶助被下置候は、中納言
之方は臣か門下之巨擘勞者、積年之尽瘁他人之為へき
に無御座、其上既故大樹之命を以其家宗祧之重を承候
上は、仰願くは何卒頃刻も御早々登壇之 命を被為降、
止戈之續を此人ニ被為責候様仕度奉存候、是臣か闔族
之私幸を冀候ニあらず、全万性之興勝を…不分明仕候を望
候計ニ御座候、賤恙于今未起謹以封書奉言上候、臣慶
勝誠惶誠忠頓首敬白、

十月

前大納言慶勝

(1)の2)

謹而奉言上候、臣慶勝今度徳川中納言言上之趣も有之、
衆議可被 聞食旨を以蒙

微命候処、偶賤恙ニ而服薬いまた効驗も相願不申、加
之近年血氣衰弱押而も就道之期難計候、内外紛擾之時
節、不凶上京遅緩相成…不分明ニも慶勝之地信諸藩之見込
も深憂慮仕、情義両不安恐懼戰栗^稗之至ニ奉存候、今度

中納言儀

天眷重きを奉負荷、至公無私天下之輿論ニ取決仕候志
ニ相聞、尤至極之義ニ奉存候、然は挽回之機會も爰ニ
可有之と、臣慶勝之望願此ニ而満足仕、最早可申上存
意一毫無御座候、然共国家治乱安危之機ニ臨ミ、不肖
之慶勝幸御手厚負

微命因循曠日罷在候は益多罪と奉存、病中別而昼夜痛
苦ニ堪不申候ニ付而は、若此上慶勝江往復可仕事件有
之候共、僅二三日ニ而可弁至近之地ニ候得は、御事欠
は仕間敷奉存候間、先々鄙情之趣成瀬隼人正江申付上
京、為万一御都合之時分ニ至候而も、賤恙未起居之儀
ニも候ハ、元千代事幼年ニは候得共、既ニ家督仕居

候付、隼人正輔佐仕為名代暫時上京、聊備欠仕、猶隼人正を以前後之補闕も為仕度、区々不得已之至情厚御垂憐御聴納被下候様仕度、千万奉懇願候、誠恐誠惶再拜謹言、

前大納言慶勝上

但前文ニ付、十一月廿六日頃元千代君尾州発途之

管ニ候由、彼藩人某より承候事、

〇三 加州侯上表

中納言慶喜儀、徳川家相統被仰付候処、任職之推讓仕候旨、然ニ方今之形勢柄須叟も御闕職不分明…至候而は人心不穩、宇内混乱之機無覚束、乍恐深慮慮罷在候、何分早々御先格之通任職

宣下被 仰出、猶其上奉固辞候共

御許容無御座、強而被 仰付候様奉願上候、是全

皇国之御為とも奉存候付、不願愚意奉言上候、恐惶謹

言、

十一月

加賀宰相中将

〇四 上京之儀再被 仰下候書付

但 此御方様之御分は相略申候、

(四の1)

細川越中守

先月被 召候処、未上京之様も無之候、精々早上京可

有之、重而

御沙汰候事但良之助も同様、

(四の2)

紀伊中納言

松平大藏大輔

有馬中務大輔

右同断重而 御沙汰候事、

〇五 寅十一月廿日稲閣老より達

安藤理三郎

名代 本庄宮内少輔

養祖父对馬守事、御咎御免は容易ニ難被仰付儀ニ候得

共、御新葬之砌ニも有之候付、別段之思召を以御咎御

免被成下候旨被 仰出候、

六
○寅十一月十八日同断
(六の1)

御目付江

御書物奉行御役御免、跡役は不被仰付候間、同心共、
林大学頭・林式部少輔・坂井右近將監支配ニ申付候間、
何もより可被申渡候、大学頭・式部少輔・右近將監可
被談候、

(六の2)
一 海軍奉行並江
陸軍奉行並江

勤仕并小普請

渥美豊次郎

塩野谷善次

榊原藤一郎

山田万介

石川治左衛門

是迄右之者共取扱候御書籍類其外都而林大学頭外兩人

江引渡候様可被申渡候、

(六の3)

林 大学頭

林 式部少輔

坂井右近將監

御書物奉行以来被廢止候ニ付、右奉行取扱候御用向、
其方共引受ニ被仰付、御書物同心何も支配ニ申渡候間、
御書籍類其外取扱向等早々取調可被申聞候、尤都而其
方共江引渡候様渥美豊次郎外四人江可申渡旨、海軍奉
行並・陸軍奉行並江相達候間、得其意可被談候、御書
物同心江は御目付より申渡候管ニ候間、是又可被談候、

(六の4)
一 海軍奉行并江
陸軍奉行并江

諏訪部紋九郎御預

西丸下御殿

撤兵頭江

村松万藏御預

雉子橋御殿

曲木仙之助御預

騎兵奉行江

神田橋御殿

鶴見七左衛門御預

新シ橋御殿

右之通引渡候様、村松万蔵其外江可被申渡候、尤向々
可被談候、

一 (六の五) 御目付江

諏訪部紋九郎元支配

御馬乗 七人

村松万蔵同

同 七人

鶴見七左衛門同

同 三人

右炮兵申付何れも勤候内取来御切米御扶持方其俣被下
候段、其方共より可被申渡候、尤炮兵頭可被談候、

(六の六)

一 覚

今度講武所之儀陸軍所江御引纏被仰出候事、

一 (六の七)

遊撃隊頭
黒川近江守江

講武所奉行支配
諸組与力格
講武所劍術教授方出役
団野源之進

同同同

天野将曹

同同同

齊藤弥九郎

同同同

酒井舎人

同同同

清水昌蔵

右遊撃隊可被申渡候、尤遊撃頭可被談候、

〇七

於京師保科参政より達

御膳所御台所頭江

御膳所御台所頭

木村庄兵衛

御膳所御台所人

加藤富五郎

小野弥八郎

御膳所小間遣組頭

松田宗次郎

若江湊次郎

同小間遣

永井助次郎

湯原英之助

中村虎吉

渋谷源次郎

京住被仰付之、

右之通可被申渡候、

一八 寅十一月十九日稻闍老より達

筒袖羽織・陣股引之義は戎服と相達置候処、以来そき

袖羽織・細袴と相唱、海陸両軍役々之平服と相心得、

其余之向ニ而も出火等非常之節は右服着用可被致候、

但京都表ニ而着用火事具并役所等は、最前相達候通

可被心得候、

右之通万石以下之面々江不洩様可被達候、

十一月十九日

〇九 寅十一月七日申渡

佐渡守養子

小笠原老岐守

逼塞被成御免候、

一〇 十月廿九日申渡

(1001)

松平伯耆守

名代

小堀数馬

其方儀、勤役中不束之取計有之段達御聴、急度も可被

仰付之処、御新葬之砌ニ有之、以御寛恕隠居蟄居被仰

付、江戸表江罷越慎可罷在候、

(1022)

伯耆守嫡子

松平伊予守

右同人

父伯耆守、勤役中不束之取計有之、隠居蟄居可罷在旨被仰出、家督之儀は無相違其方江被下、前々之通雁之間詰被仰付之、

〇一
寅十一月七日關老より達

小笠原鐘次郎

来卯年御弓場始之儀ニ付被申立之趣も有之候得共、今般御代替ニ付而は猶追々被仰出之品も可有之候間、可被得其意候、右ニ付追而相達候迄右御式無之、

〇二
寅十一月九日防關老申渡

小笠原耆岐守

加判之列被仰付之、

一
右同人

御用有之候間早々上京候様被仰出之、

一
右同人

御役相勤候内三万俵被下之、

〇三
一橋公より諸藩江

今般蒙

勅命相統之上は、故幕府遺規たり共、為天下国家捨捨順事征夷直近各抽丹誠可立神妙者也、

九月

一四
〇 巷説 「脱漏高倉三位 園池少将 愛宕大夫

(一四の1) 中御門左大弁宰相 大原左衛門督 北小路左京權大夫

千種侍従 岩倉侍従 岩倉大夫 高野三位 穂波左京

大夫 櫛笥中将 愛宕中将 植松少将 高野少将 高

辻少納言 長谷川美濃權介 四条大夫 西洞院大夫

西四辻大夫 沢主水正 大原右馬頭

愚昧之小臣等漫ニ言上深奉恐入候得共、当節天下形勢

且夕ニ相迫、

闕下暴発之程も難計不容易件々苦心之至、臣等情実難

黙止、傍觀ニ不堪次第赤心言上仕度存候得共、巨細難書取、何卒

御対面被 仰付事実御水解被為在候様言上仕度奉存候、臣等微忠被為 聞食分格別以御憐愍速ニ直 奏之程偏ニ奉心願候事、

(一四の²)
演舌之事

一從來事情言上之事、

一人心紛乱不得止之件々言上之事、

一右等ニ付 輦下異乱も難計次第焼眉之急ニ付、何卒両

宮国事掛差免幽閉被為 仰出候事、

一堂上幽閉之事、

一勅 免之事、

一列藩 闕下ニ被 召寄事、

一大職辞退之事、以下之事、

一列藩登京国是御決定之事、

一五
○大坂より原市之進被差登、列候上京之儀

御沙汰相成候様幕府より依願、惣參 内

朝儀ニ而左之通相決、同日山階宮・徳大寺公・正親町三条卿御不參ニ付、御書付御廻し相成、夫々御所存被仰上候書、

(一五の¹)

此程徳川中納言言上之趣被聞食候、就而は神速諸藩京師江呼集一致之尽力を以早々鎮兵 朝威瞭然と相立、奉安

叡慮候様可取計被 仰出候事、

別紙、諸藩呼集候事、遅延ニも可相成候間、御直

ニも可被相達、左候ハ、誰々と申立相調早々言上

可致候事、

(一五の²)

尽力を以鎮兵、朝威瞭然と相立、右十五字無之方可然、

八月廿八日

山階宮
晃

柳原殿

(一五の3)

一 御尋之旨承候、別様無之候、併呼寄人体中納言江被尋候儀ニは候得共、何卒至当之処ニ無之候而は紛乱を可生、篤と御勘弁云々、

徳大寺内大臣

八月

公純

柳原殿

(一五の4)

一 諸藩京師江被召集候条至誠至公之御所置、御国是被相立候間、各一致之力を尽し、

皇国瞭然神州安泰候様可取計被仰出候事、

右之通被仰出相当ニ存候、且列藩国主各可被召

出至公之儀と存候、

但御同釣之方も有之候ハ、其分一己、左候ハ、

国主一同有之方公平と存候、

正親町三条大納言

八月

実愛

柳原殿

一六
○京師報告

尾州江備前より使者相立、御上京ニ相成候ハ、相共ニ尽力可致段被申遣候処、尾州答ニ、自分ニは上京は不致候、上京いたし候得は將軍宣下之儀発言不致而は不相成、中納言より上席ニ候間、愚心有之発言不致候而は嫉妬之様ニ有之候、依之御元ニは御兄弟之儀ニ付、是迄之御事体御悔悟相成候様御尽力可有之由、

一 薩州は最前段々存寄之儀は致建白候得共、御採用なきのミならず何之御沙汰も無之、此度上京いたし候とも別ニ申上候儀は無之、前言を申上候迄ニ御座候、是迄之様有之候而は上京いたし候共、無詮事ニは勅命と申而も上京不仕候、乍去

天幕共ニ愈是迄之御失体を天下ニ謝し御悔悟ニ而、以来は急度御改心相成候旨被仰聞候は上京可仕旨被申上候由、委細は小松帯刀・西郷吉之助江申合候間、御承知可被下との由、右兩人は昨日致上京候、

一 土州は国事不居合ニ付上京難致と相断候由、

一 筑前・柳川は追々上京可相成との事、

一 三条橋高札ニ、長州ニ而 禁門発炮罪状書認有之候処、
毎度奪取打破等有之、新撰組数十人番ニ付置、争鬪も
有之、尚亦新規に相建候処、兩三日以前墨ニ而消し置
候、入込候藩士中之所業と相見得申候、但土州人之所
業ニ候由内聞有之、

一七
○ 寅九月於筑前監察五卿引取談判ニ付報告

御目付小林甚六郎筑前ニ罷在候五卿引連方ニ付、彼地
江相越段々掛合之処、引渡不申、右五卿之一条ニ付而
は、鍋島之隠居閑叟關係いたし、家来出張候由ニ候へ
とも、修理大夫申付候趣有之由ニ而矢張引渡ニ不相成、
三条実美ニ逢度旨甚六郎より懸合候処、警固之者申聞
ニ、諸家脱走之者等付属罷在候間、万一失礼之儀有之
候而は如何ニ付、見合候方可然申聞、彼是いたし候内
何れよりか大炮杯引來候体ニ付、甚六郎も術計無之、
其俣引取、薩州軍艦ニ乗組退帆いたし來、下之関ニ而
乗組之薩藩人上陸掛合之上薪水等申付、甚六郎并付属

とも上下何人と長州之改を請致帰帆候由、右之次第ニ

而は長州と薩州とは弥一穴之貉にて、鍋島・黒田も御
油断は相成不申、第一心憎きは薩州と相見、不容易形
勢に御座候、実ニ切迫御武備急務之世の中と奉存候也、

一八
○ 山階宮其他御蟄居被 仰出候書付

山階常陸宮

此度国事掛依所勞理乍申上他出、剩止宿且從來不行跡
を以蟄居被 仰出候事、

正親町三条前大納言

一 勤役中兼而左大弁宰相以下徒党建言之次第乍令承知、
不加制止却而内実不心得之至り、依之遠慮閉門被 仰
出候事、

中御門左大弁宰相

大原左衛門督

一 兼而門院より相達候儀も有之候処、去八月晦日其身為
官柄老若年誘引結徒党及建言候段、不憚
朝憲不敬之至、依之閉門被 仰出候事、

一 北小路左京権大夫以下

十八人

兼而門院より相違候義も有之候処、去八月晦日結徒党

及建白候段、不憚

朝憲不敬之至、依之差扣被 仰出候事、

右之通被 仰出候旨、議 奏衆方より被申聞候事、

十月廿七日

一九

○

長はんを好くは公家でもやくざもの

迷途にて兵部小平太齒がミをし

京や江戸無反刀がとかく邪魔

九ツの太鼓は長くたゞくなり

とげのある小栗に諸人いためられ

上へきんかあがりて下の大いたミ

当分は後家持でおく江戸の城

方丈は恐入たとそらなミた

御法事で地獄へ落る若ひ所化

大願成就忝ねへ軍中入

一が出て静になつた長半場

焼出され兄貴の内へ居そふろふ

芝浦へくじらとれたと上野いゝ

二〇

寅十一月風説

上方より船ニ而芸州宮島江参詣之者より伝聞ニ、宮島

ニは長州人夥敷入込居、已ニ害に逢ふ勢ニ付這々逃去

候、右之形勢ニ付而は広敷江は容易ニ入込かたく候半

と申聞候事、

一 水戸表江銃隊一大隊去ル十六日出立、追々六番隊迄出

立ニ相成由之事、

二一

○ 同十八日宇土細川藩より告知

前略、別紙之通本家より申越候ニ付入御覽申候、御取

捨可被下候、弥近日長防御征伐被蒙仰候旨、此度は相

違無之由、然処征夷之方条約

勅許ニも相成候事故、鎮西將軍之 宣下当十五日既ニ

被

栗野伝藏

仰出候哉ニ風聞承知仕候、左候得共、本家并柳川・佐賀等は別而奮発尽力心得之旨申越候云々、

右来春早々御進発被為在候間、芸州ニ至り小瀬川陣營敵重可相守、右ニ付第四大隊江割入候様可相心得候事、

十一月十八日

二四
○寅十一月稲閣老より達
(二四の1)

三三
○別紙本家より内状写

町奉行江

長州より亦々七千人計小倉江押渡当月七日大戦争、小倉敗軍ニ而余程戦死有之、御加勢願出候付程なく將監殿人数引廻し出張ニも相成候趣申越候、但將監と申は家老有吉將監之事ニ御座候、

歩兵并歩卒之者共追々不取締相成、市中料理茶屋等江罷越、無代ニ而酒食等いたし、或は不法之所業も有之哉ニ而市民難渋に及候趣ニ相聞、以之外之事ニ候、以来右体之もの有之におゐては、其所江留置、月番之其方共江訴出候様、兼而市中江可被触置候、尤組之者共ニも右之趣厚相心得、見掛次第召捕可申旨可被申渡置候、

本文十二月朔日之巷説ニ、小倉力尽き和を乞候而穩ニ相成候由申者有之、此儀若く是ニ近く御座候半乎、

候、

三三
○寅十一月日未詳

撤兵頭江

撤兵差図役下役并勤方

(二四の2)
一陸軍奉行並・歩兵奉行・歩兵頭・組合銃隊頭江

三村平太郎

丸山造酒三郎

同文言以之外之事ニ候、以来右体之者有之ニおゐては、其所江留置、月番之町奉行江訴出候様、市中江相触候、尤組之者共ニも見掛次第召捕候様町奉行江相達候間、

其段厚相心得、以後右様之義決而無之様、歩兵并歩卒
之者江敵敷申渡置候様可被致候、若以来共右体之及所
業候もの有之ニおゐては、急度御沙汰之品も可有之候
間、取締筋之儀入念候様可被致候、

陸軍奉行

竹中丹後守

溝口伊勢守

右、以来陸軍奉行并と相心得、尤席は是迄之通たるへ
く間、可被得其意候、

二五
○ 寅十一月十四日申渡

小野友五郎

御手当銀三百式拾枚、別段御手当一ヶ月金八拾兩宛、
亜米利加国江為御用罷越候付被下候、尤御手当銀之儀
は六ヶ月以上月割を以被下候、御勘定奉行可被談候、

一海軍奉行並・陸軍奉行並之儀、老中支配と被仰出候事、

浜掛御目付江

浜御庭江海軍所御取建相成候ニ付而は、浜御殿地惣体
海軍奉行並江被成御預、是迄浜御殿奉行支配向は海軍
奉行并支配と被仰付候間、得其意、右之者共江何もよ
り可被申渡候、尤引渡方等之儀海軍奉行並可被談候、

二六
○ 寅十一月十七日関老稻濃州より達

海軍奉行並

以来場所高五千石、席之儀は陸軍奉行並之上と可被心
得候、

二七

○

陸軍奉行並

以来場所高同断、席之儀は駿府御城代之上と可被心得
候、

加州藩岡田秀之助・関沢孝三郎と申者英吉利龍動江為
洋学修業罷越度旨ニ而、人相書相添印章相渡候様、十
一月十七日留守居より関老江願書差出相成、
但差図未済、年数は三ヶ年と願出、

〇二八
寅十一月三日參政立花雲州より達
(二八の1)

御目付江

千人頭

右御役名以来千人隊之頭と唱替被仰出候、右ニ付而は
千人同心之儀千人隊と相唱候様可被改候、

右之通陸軍奉行並江相達候間、可被得其意候事、

一 (二八の2)
大目付江
御目付江

三千石以下寄合 新御番組頭 大御番組頭 表御右筆

組頭 中奥御番 御小性組 御書院番 御書物奉行

新御番 御腰物方 大御番 表御右筆 御馬預 御馬

方 小十人組与頭 御鷹匠組頭 御材木石奉行 浜御

殿奉行 小石川薬園奉行 駒場薬園奉行 御疊奉行

小十人組 御鷹匠 御鳥見組頭 寄合医師 御番医師

右者此度諸向銃隊御編制相成候ニ付而は、右之内より

役々御撰拵之ため於講武所若年寄・陸軍奉行致吟味候

筈ニ候間、願之者名前取調早々可被申聞候事、

一 (二八の3)
御目付江

御鳥見 御徒組頭 押太鼓役 添番格御庭番 浜吟味

役 御挑灯奉行 大筒下役組頭 御膳所御台所人御徒

諸組与力 陸軍奉行並組 五十俵以下之者

右者同文言、陸軍奉行並其外吟味いたし候筈ニ候間、
名前取調可申事、

〇二九
水府情実風説十一月初旬記

水戸之事件は、公辺より段々御心配有之候得共、被行

兼候事之ミに御座候処、当十月初頃關老稻葉濃州、參

政一人、大目付戸川予州、御目付岩田半三郎・堀錠之

助、水戸御用懸被仰付、御評議之上堀錠之助当十月十

八日より水戸表江御立越相成、小石川御屋敷中之黜陟

等片付候上、岩田半三郎も水戸江立越之筈之由ニ而、

同十八日關老井河州濃州ニは十七日夜より引入ニ付代り・若年寄一人・

戸川・岩田等小石川邸ニ相越、中納言様御面謁ニ而、

天朝・幕府之命云々ニ付、鈴木石見守・市川三左衛門・

朝比奈弥太郎・佐藤図書等速ニ御黜シ相成、可然人オ

御登用相成候様と之趣被申上候処、中納言様兎哉角之

御返答振ニ而駈と御承知無之、彼是手間取候内、御屋

敷内之奸諸生共右之趣聞伝え、大勢相集騒立候勢ニ付、

終ニ埒明不申不残引取ニ相成候由但十八日午頃より被出、引取ニ曉ニ及び候由

右之通齟齬いたし候間、堀錠之助水戸表江着、即ち挺本

騎東西周旋有之候間、正義之面々大に力を得、奸家は

手引構ニ相成候由、折角右之都合ニ相成候処江錠之助

被引取候而は、又々転変可仕勢ニ御座候間、交代人ニ

而も被差越候迄は引取不相成旨返答有之、右水戸之事

件御役々方同心戮力有之候へハ、

朝幕之衆議被行不申訳は無之候得共、閣老方ニも松防

州は右様被行兼候は顯然ニ付、今暫差置候而可然段兼

而被申居、稲濃州は仕損可申と存候故、病氣ニ而引入

一向差はまり無之故被行兼、中納言様より内々鈴木・

市川兩人之者以来決而悪業無之様急度申付候間、右兩

人は退役等不仕様致度と之御歎願有之候由、

右件々之次第ニ而、御基本之固無之而は逆も被行兼候

間、岩田半三郎上京は

朝幕之命相伺、急度御基本取固之為之趣云々、

三〇

十月初旬より当时ニ至迄雨降不申十一月廿一日夜半候処、一時余雨降

日々風烈、日夜出火多く、十月廿日南風強、朝五時前

より横浜出火、運上所はしめ市街三分二位異人居留地

軒数五十軒程焼失、十一月九日西北風強、夜九時過内

神田三河町辺より出火、南之方は京橋際迄、東之方は

鉄炮洲・八丁堀・佃島迄焼失、翌十日昼前鎮火、其他

四谷・鮫ヶ橋・芝口二丁目・深川・新吉原仮宅并新吉

原町・浅草・新堀等二三丁之出火多分有之、一夜之内

為知板木半鐘は六七度程打候様ニ御座候、尤中ニは自

然出火も御座候由なから、多分は悪徒付火いたし候よ

り発候事と相聞、近在ニも付火殊之外多く、畢竟物価

高騰難渋之故ニ御座候哉ニ相聞申候、

三一
条約各国公使大坂江相越候一件

先達而於京地閣老より伝 奏方江御届之趣、仏国ミニ
ストル彼国書持参并各国ミニストル徳川家統継立ニ付
御面会之儀ニ付云々之御届有之候付、早速柴山良助并
私より英通弁官シーボルト江承合候得共、右様之儀更
に無之趣申聞、尚追々探索中、十一月廿二日外御用ニ
付横浜江罷越候ニ付、兼而懇意ニ仕候蘭人ニ而ホルト
ガル、コンシユル館書記役スネルと申者江内聞仕候処、
いつれ各国ミニストル大坂江参り候筈と申聞、尚巨細
承候半と仕候おりから、幕吏ニ被遮問得不申、外御用
差急候ニ付罷帰、尚其後柴山良助罷越、私より之伝言
申達、右事件承候処、内々申聞候は、ミニストル大坂
行当時之形勢ニ而は暫延引ニも可相成、其訳は英仏ミ
ニストル互に猜疑を抱申候勢ひニ有之、仏ミニストル
頻に幕府におもねり、兵庫はまつ開港ニ不及抔申候故、
幕吏共ニツなきものゝ様ニ存し、此節戎服相改候ニ付、
羅紗・吳呂覆連・フランケット抔仏ミニストル江注文
いたし、或は大小銃等迄も夥敷引受己か利を専ニいた
し候処、英公使は是非兵庫を開んとし、且開港の本源

は各国之商客貿易之利を以広く世界を通弁する筈之処、
官吏として右様商用迄も引受候時は、商人皆手を束ぬ
るの道理ニ当り候趣議論有之、兎角大坂行之相談も整
兼、兵庫一条ニ付而は詰る処大議論相起り、終に英仏
兵を構るの媒にも至り可申欵之旨申聞候、右ニ付亦亞
米利加人ブラウンと申者ニ良助より承合候処、当分大
坂行は有之間敷、其訳は一橋より未召と申候由ニ御座
候、右両人之申候所相違ニ相聞候得共、いつれも夫々
拋所有之候而申聞候事と被察、公使浪華行は暫延引相
成可申と奉存候、

右之通見聞仕候間、此段申上候、以上、

寅十二月三日

南部弥八郎